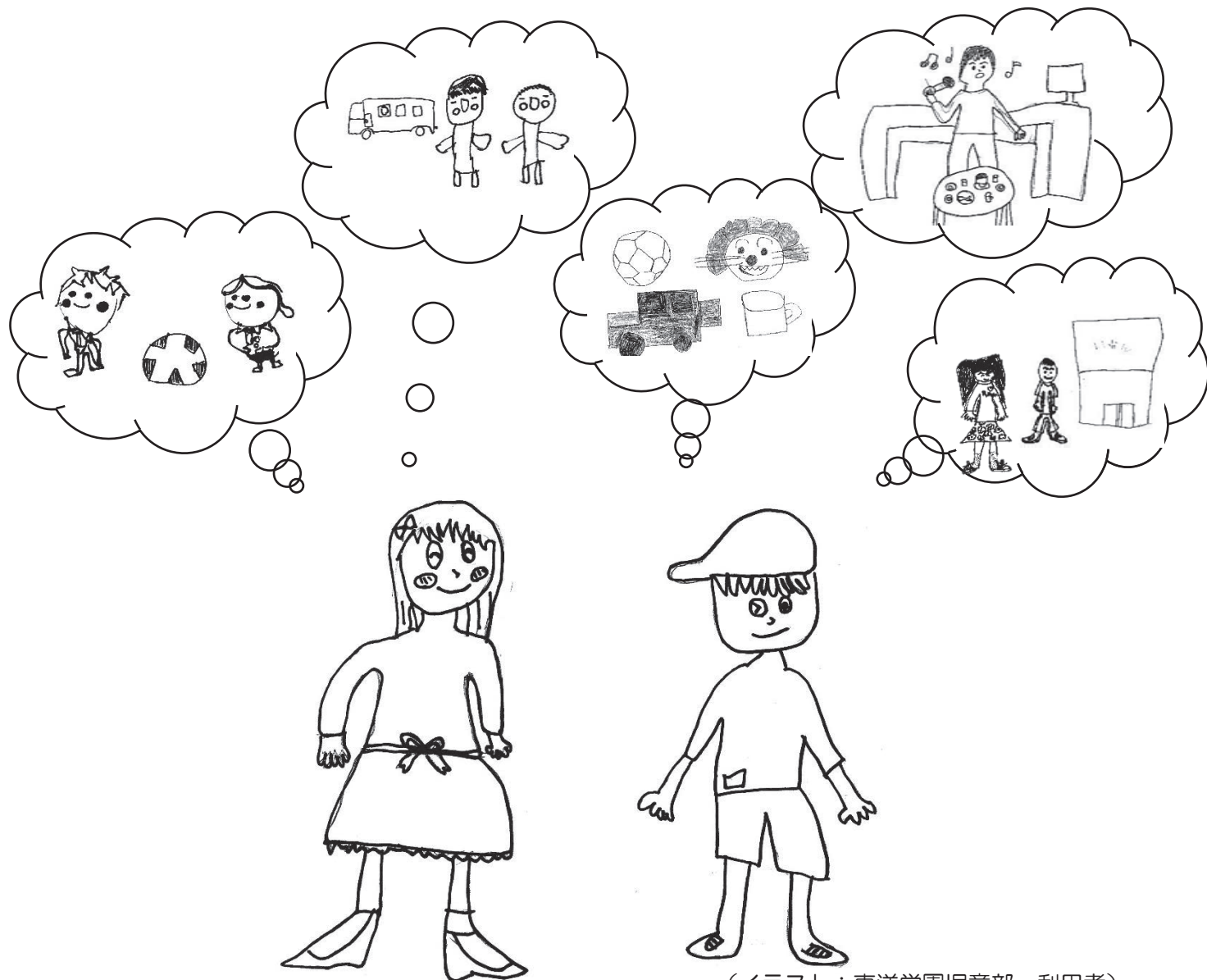


私の事はあたりまえに自分で決めたい。 手伝ってね！！ Ver. 3

「障がい者福祉施設・事業所における

障がいある利用者への意思決定支援事例集」



(イラスト：東洋学園児童部 利用者)

(2018年) 平成30年1月

福島県知的障害者福祉協会

人権・倫理委員会

も く じ

あいさつ

福島県知的障害者福祉協会 会長 古川 敬	P 1
----------------------	-----

はじめに 人権・倫理委員会委員長 古川 彰彦	P 2
------------------------	-----

実例調査の概要	P 3
---------	-----

実施された「障がいある利用者への意思決定支援実例」用紙	P 4
-----------------------------	-----

【意思決定支援実例の結果】

カテゴリー分け要素説明	P 5
-------------	-----

I 本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例 A

① 施設入所系	P 9
② 日中活動系	P 27
③ 就労系	P 35
④ 児童系	P 42

II 本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例 B

① 施設入所系	P 50
② 日中活動系	P 66
③ 就労系	P 75
④ 児童系	P 81

カテゴリー分類図

成功実例カテゴリー分類図	P 87
失敗実例カテゴリー分類図	P 89

【資料編】

① 平成28年度カテゴリー分類図	P 92
② 3年間のカテゴリー分類比較図	P 96
③ 日本知的障害者福祉協会による 「障害者の意思決定支援に関する意見」	P 97
④ 厚生労働省による「意思決定支援ガイドライン」	P 105
⑤ 行動支援計画手続きのチャート	P 124

人権・倫理委員による編集後記	P 132
----------------	-------

あ い さ つ

平成29年3月、厚生労働省から「意思決定支援ガイドライン」が発出され、同年7月には（公財）日本知的障害者福祉協会（以下、福祉協会）より「現場で活かせる意思決定支援ガイドブック」が刊行された。

その意味から、障害者福祉の支援現場にとって、平成29年は我国における知的障害者の意思決定支援元年と位置づけても過言ではない。

国のガイドラインは、その趣旨や目的の概略を説明すれば「障害福祉サービスにおける意思決定支援の指針を示したもので、対象者は自ら意思決定が困難な障害者」であり、人権擁護や障害者支援の専門理念との関係性には触れることがなく、決定場面の手順や方法を説いたものと解釈できる。

一方で福祉協会のガイドブックは、「決定場面での支援の前提として、日常的な意思形成の支援や本人の意思表出の際の支援が重要であり、パターナリズムからの脱却やエンパワメント支援といった専門理念を基本とし、人権擁護に直結した生活のあらゆる場面での支援」としている点が、大きな違いである。

それを端的に表しているのが、福祉協会が考える意思決定支援の定義とも言える次の記述である。（意思決定支援ガイドブックP52）

『意思決定支援とは、障害者本人の意思が形成されるために、理解できる形での情報提供と経験や体験の機会の提供による「意思形成支援」、及び言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取る「意思表出支援」を前提に、生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することにより、保護の客体から権利の主体へと生き方の転換を図るための支援である。』

平成23年に抜本改正された障害者基本法をはじめとして、障害関連法に法文化された意思決定支援であるが、その発端は「知的障害者支援とは何か」と言う、知的障害者支援関係者の真摯な議論であった事を知る人は今となっては殆どいない。

「本人ニーズに沿った支援」「本人中心支援」「心に働きかける支援」「寄り添う支援」「本人の思いを汲み取る支援」など、知的障害者支援とは何かと問われた際に、様々な表現を持って本質的な支援を説明しようと試みたが、端的かつ明確に言葉で表現するには至らなかった長い時代を経て、意思決定支援が法文化され、国のガイドラインや福祉協会のガイドブックにより、私たちの長年に亘る知的障害者支援が「意思決定支援」という言葉により明文化されたと言える。

当協会が取り組みを開始して3年目を迎える本事例集は、支援現場における意思決定支援を組織で支える先駆的な取り組みであることは言うに及ばず、制止・抑制を基本とした「消極的人権擁護」である「虐待防止」から、行動・促進を基本とした「積極的人権擁護」である「意思決定支援」への転換を促す要素が詰まった冊子の刊行であり、全国に誇れる取り組みである。

知的障害のある方々への本来の支援は意思決定支援がベースにあってこそ成り立ち、その点こそが他の障害分野の支援とは大きく異なるとの認識を、多くの知的障害関係者が共有するために、当協会の取り組みが全国に広がることを願ってやまない。

福島県知的障害者福祉協会
会 長 古川 敬

はじめに

「障がい者福祉施設・事業所における障がいある利用者への意思決定支援実例集」として3冊目の「私の事はあたりまえに自分で決めたい。手伝ってね!! Ver.3」がようやく出来上がりました。今回は219件の成功・失敗実例のご提出がなされ Ver.1 から延べ500件を超えるインシデントデータが集まりました。この蓄積されたデータから3年間のカテゴリー分類比較図【資料編】Ver.3で、成功事例では「①意思決定を周囲で尊重できる環境がある②本人の意思決定表出を受けて、実現③選択肢としての情報提供」の3要素の割合が高い傾向になり、反対に「家族や職員、周囲の人の都合が優先された」はありませんでした。一方で、失敗事例では真逆の「①意思決定を周囲で尊重できる環境がない②家族や職員、周囲の都合が優先された」との傾向が見て取れます。

昨年、厚労省の「意思決定ガイドライン」や日本知的障害者福祉協会の「意思決定支援ガイドブック」などが発刊され、今後ますます「意思決定支援」への論議がなされて行くと思われれます。Ver.3までに蓄積された様々な実例は、多種多様で個々の複雑な背景があることも、その内容から容易に理解できます。個別性がある意思決定支援の具体的な対応は、当該施設・事業所の支援者が日常的に行っている実践の中に常に含まれています。成功・失敗実例も支援者である自分達の支援実態を職場内で分析しなければ、その判断は出てきません。ですから、利用者本人の思いに寄り添い、本人主体の支援になっているか、いないのか、を協議し、分析し、支援を省みる「職員関係・職場環境」が必要です。

平成29年12月27日に厚生労働省より、「平成28年度都道府県・市町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」が公表されました。障害者虐待事件は2,520件あり、その内訳は養護者61%、福祉施設従事者16%、使用者23%でした。虐待を受けた全被虐待者3,198人の内58.7%が知的障害者（福祉施設従事者のみでは68.6%）でした。福祉施設従事者による虐待が認められた事業所種別では、障害者支援施設24.7%、共同生活援助19.0%、就労継続B13.0%、生活介護12.0%でした。上記のように、福祉事業所では知的障害者が約70%虐待の対象となり、障がい者の居住の場である障害者支援施設やグループホーム等での虐待の割合が高いことは、障害者虐待防止法が施行され統計を取り始めてから、同じ傾向にあります。

福祉施設従事者の方々には特に「障がい者への意思決定支援を日常的に意識し、試行錯誤があっても、利用者の心の声を表情や仕草から聴き、意思決定支援を周囲で尊重できる」職場環境作りを、施設全体で取り組んでいただきたいものです。

「意思決定支援」の実例を職場で出し合い、検討して、自分たちの支援を「利用者の立場からは、どの様に見られているか」を協議できる、職場になることを期待致します。

福島県知的障害者福祉協会
人権・倫理委員会
委員長 古川 彰彦

調査の概要

目 的

一昨年、昨年と県内の各施設の皆様にご協力を頂き「意思決定支援の実例集～私の事はあたりまえに自分で決めたい。手伝ってね！！～」の冊子を発行することができました。この実例集は、県内に留まらず各都道府県や厚労省及び関係機関からも参考にしたいとのご要望が多くありました。「実践の中に真理あり」です。各施設の日常的な支援の実践や実例の中に、「意思決定支援」の様々な要素(カテゴリー)が凝縮されている事が、2年間の実例集で分析され、可視化されました。

そこで、昨年に引き続き人権・倫理委員会では、「意思決定支援の実例」を各施設からご提供頂き、その類似性や特徴及び共通点を分析した実例集を作成することになりました。各事業所の職員一人ひとりが、日頃の支援を振り返り、実例の作成や実例をスタッフ間で協議することにより、今まで気づかなかった「発見」や、「改善策(統一的支援等)」が見出され、それにより、日常的に意思決定支援の実践が成されるかと思えます。この一連のプロセスこそが虐待を未然に防ぐ支援、並びに本人主体の積極的な人権擁護につながる良い機会になることを期待します。

1 調査対象

福島県知的障害者福祉協会加盟事業所におけるサービス管理責任者 等

2 調査方法

福島県知的障害者福祉協会 事務局よりメールにて依頼

3 依頼期間

平成29年8月28日(月)～9月29日(金)

4 依頼件数

104事業所(昨年度 103事業所)

5 回答件数

57事業所(昨年度 60事業所)	成功実例	113件(昨年比 - 5件)
	失敗実例	107件(昨年比 + 19件)
	合 計	220件(昨年比 + 14件)

6 回答率

54.8% (一昨年37%、昨年度 58%)

7 調査項目

- 1 本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例
- 2 本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例

平成 29 年 8 月 28 日

福島県知的障害者福祉協会
会員・準会員 各位

福島県知的障害者福祉協会
会長 古川 敬
(公印省略)
人権・倫理委員会
委員長 古川 彰彦

福島県内の全会員事業所における
「障がいある利用者への意思決定支援実例集」並びに
「障害者差別解消法実態調査アンケート」作成について（依頼）

晩夏の候、会員の皆様はますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成 29 年 3 月 31 日に厚生労働省より「意思決定支援ガイドライン」が出されました。また、7 月 4 日には日本知的障害者福祉協会から「意思決定支援ガイドブック」が発刊され、今後ますます活発な話し合いが成される事と思います。

福島県人権・倫理委員会は「福島県内の障害者施設利用者への虐待を未然に防止し、人権が擁護された支援の周知と拡充及び安心して支援できる事業所体制の向上を図ること」を目的とし発足して、6 年目となりました。平成 29 年 4 月現在、当協会会員 104 ヶ所中、80 ヶ所に人権擁護委員会等が設置されています。各施設職員が障がいある利用者の方に対して、どんな時も「人権が護られた支援」を正々堂々と明るく、笑顔で出来るようにしたいものです。

さて、標記の件でございますが、一昨年、昨年と県内の各施設の皆様にご協力を頂き「意思決定支援の実例集～私の事はあたりまえに自分で決めたい。手伝ってね！！～」の冊子を発行することができました。この実例集は、県内に留まらず各都道府県や厚労省及び関係機関からも参考にしたいとのご要望が多くありました。「実践の中に真理あり」です。各施設の日常的な支援の実践や実例の中に、「意思決定支援」の様々な要素（カテゴリー）が凝縮されている事が、2 年間の実例集で分析され、可視化されました。

そこで、昨年に引き続き人権・倫理委員会では、「意思決定支援の実例」を各施設からご提供頂き、その類似性や特徴及び共通点を分析した実例集を作成することになりました。各事業所の職員一人ひとりが、日頃の支援を振り返り、実例の作成や実例をスタッフ間で協議することにより、今まで気づかなかった「発見」や、「改善策（統一的支援等）」が見出され、それにより、日常的に意思決定支援の実践が成されるかと思えます。この一連のプロセスこそが虐待を未然に防ぐ支援、並びに本人主体の積極的な人権擁護につながる良い機会になることを期待します。

加えて、平成 28 年 4 月から「障害者差別解消法」が施行され 1 年が経過しました。しかしながら、障がいある方への差別・偏見はいまだ根強く、地域一般の市民へこの法律が周知されていない現状があります。そこで現状を把握するために、障害者差別解消法施行 1 年後の実態調査アンケートを実施し、障害者への差別や合理的配慮がなされなかった実例、反対に「こんな合理的配慮がなされて良かった、助かった、嬉しかった」実例も自由筆記で記入して頂き、実態をまとめた結果を皆様にご報告したいと思えます。

尚、「意思決定支援実例」並びに「障害者差別解消法アンケート」の報告用紙にご記入頂き、メールにて 9 月 29 日までにご送信下さい。事務局にて集計し、「実例報告書」につきましては、委員会でも検討の上参考までに「委員会考慮ポイントカテゴリー」を加えて、実例集をまとめ、平成 30 年 1 月の「虐待防止責任者・管理者等研修会」にてご報告する予定です。ご協力、宜しくお願い致します。

(お問い合わせ先) 福島県人権・倫理委員会 事務局 おおぞらの夢内 担当 松原
TEL 024-557-2804 mail : oozora@muse.ocn.ne.jp

本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例における 意思決定支援実例のカテゴリー分け要素

意思決定支援を行う上では様々な要素(以下カテゴリー)が見られ尚且つ、複雑に絡み合っております。そのような中、福島県人権・倫理委員会では実例集作成にあたり、意思決定支援をする上でのカテゴリーを、昨年の約 200 のデータに基づき、引き続き特徴ある10のカテゴリーに分け、分析を行いたいと考えております。

また、⑩の「その他」は本人の意思決定に依らないもの、行動障害、こだわり、医療的ケアが必要な場合等とします。

各実例のカテゴリー掲載順位につきましては実例の中で要素が強い順列でお願いいたします。また、重要で特徴あるポイント部分には下線をお願いいたします。

なお、作成につきましては昨年配布致しました実例集「私の事はあたりまえに自分で決めたい。手伝ってね ver.2」をご参照下さい。

- ①本人とのコミュニケーションを取るための道具使用。
- ②本人の表情の変化を観察して、意思を確認。
- ③本人の意思決定表出を受けて、実現。
- ④意思形成支援・意思表出支援。
- ⑤言葉だけでなく、実体験、経験、実践後に決める。
- ⑥意思決定を周囲で尊重できる環境があり、実現。
- ⑦本人の意思決定を「待つ」体制がある。(繰り返し、根気よく)
- ⑧選択肢としての情報提供により実現。
- ⑨家族や職員、周囲の人の都合が優先された。
- ⑩その他

本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例における 意思決定支援実例のカテゴリー分け要素

本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例につきましては、成功実例で分けた10の要素（以下カテゴリー）の反対と捉えマイナス（-）記号の表記で掲載しております。

なお、⑨の「家族や職員、周囲の人の都合が優先された。」につきましては、本人主体ではない意思決定の実例に該当するカテゴリーですので、マイナス記号の表記ではなく⑨の表記にしています。⑩の「その他」につきましては、本人の意思決定に依らないもの、行動障害、こだわり、医療的ケアが必要な場面等としました。

また、各実例のカテゴリー掲載順位につきましては、成功実例同様、要素が強い順列でをお願いします。また、重要で特徴あるポイント部分には下線をお願いいたします。

なお、作成につきましては昨年配布致しました実例集「私の事はあたりまえに自分で決めたい。手伝ってね ver.2」をご参照下さい。

-①本人とのコミュニケーションを取るための道具使用していない。

-②本人の表情の変化を観察して、意思を確認していない。

-③本人の意思決定表出を受けて、実現していない。

-④意思形成支援・意思表示支援をしてない。

-⑤言葉だけでなく、実体験、経験、実践後に決めていない。

-⑥意思決定を周囲で尊重できる環境が無く、実現していない。

-⑦本人の意思決定を「待つ」体制がない。（繰り返し、根気よく）

-⑧選択肢としての情報提供により実現ができていない。

⑨家族や職員、周囲の人の都合が優先された。

⑩その他

意思決定支援実例の結果

① 本人の意思決定支援が出来た成功実例

- ・施設入所系 P 9
- ・日中活動系 P 27
- ・就労系 P 35
- ・児童系 P 42

② 本人の意思決定支援が困難だった失敗実例

- ・施設入所系 P 50
- ・日中活動系 P 66
- ・就労系 P 75
- ・児童系 P 81

③ 平成 29 年度 カテゴリー分類図

- ・成功実例 P 87
- ・失敗実例 P 89

本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例における 意思決定支援実例のカテゴリー分け要素

昨年に引き続き、各事業所のサービス管理責任者の皆様から頂いた実際の現場における意思決定支援の取り組みについて人権・倫理委員会の委員の中で分析を行いました。意思決定支援を行う上では様々な要素（以下カテゴリー）が存在し、尚且つ、複雑に絡み合っており、委員の中でも意見の統一が困難な状況でした。そのような中での実例集作成にあたり、意思決定支援をする上でのカテゴリーを委員会の中で特徴ある10のカテゴリーに分け分析を行わせていただきました。また、今回は各事業所で事前に実例に該当すると思われるカテゴリー分けのご協力いただき、委員会での考慮ポイントと各事業所での判断ポイントでの違いや整合性が分かるようにしております。

なお、⑩の「その他」は本人の意思決定にならないもの、行動障害、こだわり、医療的ケアが必要な場合等とし、各実例のカテゴリー掲載順につきましては委員の話し合いの中で要素が強い順に順列しており、重要な特徴あるポイント部分には下線を引いております。

今回は皆様からいただいた実例を事業所名が特定されないようにし、全て掲載させていただいております。

- ①本人とのコミュニケーションを取るための道具使用。
- ②本人の表情の変化を観察して、意思を確認。
- ③本人の意思決定表出を受けて、実現。
- ④意思形成支援・意思表出支援。
- ⑤言葉だけでなく、実体験、経験、実践後に決める。
- ⑥意思決定を周囲で尊重できる環境があり、実現。
- ⑦本人の意思決定を「待つ」体制がある。（繰り返し、根気よく）
- ⑧選択肢としての情報提供により実現。
- ⑨家族や職員、周囲の人の都合が優先された。
- ⑩その他

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】 A

障害者支援施設（入所系）

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-1. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ④ ⑥

身体に障がいがあり施設に入所しているMさん。障がいのため外出する機会も少ないが、ご本人としては自分が食べるおやつは自分で好きなものを選びたいと思っていた。

担当職員がMさんの思いをくみ取り、定期的に外出しおやつを購入してくる機会を設けている。ご本人も外出する機会が増え、自分で選ぶ楽しさも増え大変満足している。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・ご本人の思いを聞きだし、実現することができた。ご本人も初めから無理だと思わず、希望を言っているんだという考えを持つことができた。

・一度だけではなく、定期的に外出の機会を設けてくれていることが、楽しみにつながっている。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ④ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-2. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ④

利用者さんと外出した際ご本人に外出先を口頭で確認したが、なかなかスタッフに伝えることが出来なかった。そのためご本人がコレクションしているパンフレットを基にスタッフと一緒に行先を選んでいる。その際は自ら行先を伝えることが出来ている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・ご本人の興味のあるものや、視覚的に分かりやすいものから意思を引き出せるよう配慮した。

事業所判断ポイントカテゴリー ①

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-3. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑥

利用者さんの入浴時間が活動内容により日中や夜間になってしまい一定ではない。口頭で入浴の誘導をしてもなかなか入ることが出来ない時があった。そこで顔写真の入ったファイルを作り、本人が誰と入浴するのか、お風呂場にいる職員は誰なのか提示し安心していただけるようにした。また、日中か夜入浴かどちらでも選べる場合は「どの職員と一緒にはいりますか」と口頭で聞くと職員の顔カードを指さし選ぶことが出来ている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・口頭に加えて視覚的に提示することで本人も自分の意思を伝えやすくなったと思われる。

事業所判断ポイントカテゴリー ①

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-4. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑧ ②

日中活動に意欲のないHさんに活動の選択肢を増やして提示した。本人が好む活動提供ができるようになり、意欲的に活動に参加している。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・始まりと終わりが明確で、指先を動かすだけで課題が進む、シンプルな課題の提供ができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-5. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

順番を待つことは難しい利用者に対して。

先にすることを希望する利用者の場合は取り急ぎ短い時間での対応、待ってられる後でも良い方は、長い時間で話をじっくり聞くなどの対応をすることで両者が納得した。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・順番自体は早い者勝ち的で平等ではないが、対応としてはそれぞれにあったという点で公平。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-6. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑦ ⑧

外出した際にファミレスに入り食事をすることにした。ショーウィンドウでは指を差し「これ」と言っていたが、写真入りのメニューをじっくり見ることで食べたい物を選ぶことができた。普段あまり量を食べない本人も、その時ばかりはびっくりする程食べていた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・写真入りのメニューを見ながら分かりやすいように説明した。
- ・自分で選び決定するまで時間をかけた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-7. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ⑧

やりたいことや希望はあるにはあるが言葉がうまく出てこない。3つ程の選択肢をあげると言葉が出て、やりたいことが分かると共に、やりたくないことやその理由なども分かった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・できるだけ押し付けにならないようにした。

事業所判断ポイントカテゴリー ④

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-8. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ③ ⑥

Aさんは人工透析治療を受けている女性の方。昨年までは週2回（火曜・木曜）の透析治療であったが、今年に入り週3回（火曜・木曜・土曜）に回数が増えた。回数が増えた事で日中活動への参加回数も減ってしまい、表情が冴えない日も多くなった。施設のお祭りが迫ったある日、Aさんから「私は透析だから参加できない」との言葉が職員との会話の中で聞かれた。施設のお祭りは土曜日であり、Aさんの透析日と重なっていた。本人からの言葉を受け、お祭りに参加したいとの意思が確認できたため、職員、看護師、通院先の医師で相談し、透析の時間、曜日、他の患者さんの透析日との兼ね合いを2か月ほどの期間をかけて調整してもらいAさんは希望通り、楽しみにしていた施設のお祭りに参加する事ができた。この経験を励みに、現在は大変な人工透析治療にも弱音を吐かず通院している。また、本人からは「次は〇〇できるかな」と、自分の思いを口にして、職員と一緒に考える時間を作れるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の思いに沿えるよう、施設だけでなく病院にも協力してもらい願いを叶えるための方法を考えた。
- ・本人の健康状態だけでなく、他の透析患者さんへの影響も考慮して時間をかけてゆっくりと準備を整えた。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-9. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑤ ⑧ ②

女性利用者のAさんは、自分でできる事が多いために時間を持て余してしまい、他の方に対し過剰に関わってしまう姿がみられるため、空き時間の過ごし方が課題となっていた。言葉での意思確認は難しいが、普段の日中活動に集中して取り組んでいる状況から、時間を持て余しがちな夕方にも日中活動と同じように作業室へ移動し、ちぎり絵や塗り絵等、様々な活動を取り入れていった。これにより生活が充実し、Aさんにも笑顔が多くみられるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・嫌なものについてははっきりと意思表示できるので、いくつか提供した中からAさんに選択してもらった。
- ・題材を提示した中で、Aさんが選ぶ題材がいくつかみつきり、趣味嗜好が確認できた。
- ・時間を持て余す事がなくなり、日中活動の充実につながった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑧ ②

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-10. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ③ ⑤ ⑥

Aさんは、相手の言葉がある程度理解することが出来る。要求や訴えが多く、但し、訴えが思い通りにいかないと奇声や、暴言を発し、感情を素直に表す方である。

ご本人は特に、学習ノート・色鉛筆・ガムテープ（修正用）・特定のアニメ DVD（ジブリ系）に興味を持っている。周囲の方々の希望よりも、自分の見たい・聴きたい・取り組みたいものを独占する傾向が最近強くなってきている。

デイルームにあるテレビの使い方等、「みんなで相談して・・・」には耳を傾けることもなく、不機嫌になり周囲の方々に暴力を振るってしまう行為も確認している。

周囲への配慮も含め、本人が落ち着いて生活出来る空間は・・・と検討し、ご本人を含め、生活空間の改善に取り組んだ。個室対応を含め、ポータブル DVD を購入し居室で学習し、自分の好きな時間を過ごすことを提案した。結果、現在は不穏や奇声・暴言も減り、気が向いたときはデイルームで過ごしたりすることも出来るようになったと同時に、周囲の方々も安心して生活することが出来ている

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・環境作り～居室移動・プレイヤーの購入
- ・記録～ご本人の生活状況の分析：要求、訴えなど強く望んでいることを早々に汲み取る。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ⑤ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-11. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑧

Bさんは、大のパン好き！長年精神病院に入院していた。入所して約4年の月日が立つ。支援区分4・療育手帳B判定である。

入所後は、施設生活に対する不満や、やるせなさを日々訴えている。

そんな不満の中に「パンくいっちなぁ～」「あんこパンが好きなんだ！」と訴えていた。毎週（木）の昼休みに来るパンの移動販売が気になっており、居室から外を眺めては・・・「俺も買いっちなぁ～」と感情を訴えていた。

管理栄養士や、看護師に相談、健康的には特に問題がないことを確認し、一度購入してみることを勧めてみた。2個のパンを購入すると、満面の笑みで大変うれしそうであった。本人の希望であったあんパンの外にも、数ある種類の中から好きな物を選んで購入していた。その後も継続的に購入しているが、一回に買う個数や、今日はどんなパンが食べたいか等職員とのコミュニケーションも増え、希望に添う購入を本人と相談しながら長期に継続できるよう対応している。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・コミュニケーション～買い物をするときの挨拶や、お礼がスムーズに言えるようになった（地域の方とのコミュニケーション）
- ・月の小遣いの使い方～何でも好きなものを買うのではなく、財布の中身と相談しながら買うことが出来ている。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た事例・成功事例】

障害者支援施設（入所系）

A-12. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑥ ③

男性利用者のHさんは自分の気持ちを言葉で伝える事ができないため、行動や表情から職員が要求事を確認している。自分の要求が伝わらない時等には他の方をひっかく行動もある。外出時にはたいへん喜びの姿がみられている事から、天気が良い日にHさんが外を指差す行動があった時には外で過ごしたいと察する事ができた。そこで、職員間で業務にゆとりができた時間を利用してドライブを計画し、外出先で飲食できるようにしたところ満足した表情がみられ、行動面も落ち着いてきた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・なかなか外出できない状況であったが、外出しやすいような業務の流れづくりができた。
- ・現場職員だけでは十分な対応が難しいため、運転手の理解と協力を得る事で実現につながった。
- ・希望を叶える事で情緒の安定につながり、満足が得られているようである。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ⑥ ③

【本人の意思決定支援が出来た事例・成功事例】

障害者支援施設（入所系）

A-13. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ⑦

自分のルーティンを崩せず行事や外出の時間に間に合わず他の客様に迷惑が掛かってしまうことが続いている状態があった。

- ・事前に行事の日程を説明し当日の時間配分や行動について繰り返し説明と助言を行うよう支援した。
- ・当日の流れや時間配分について事前に説明や助を行うことで現在はルーティンを終えてから時間に合わせ行動するようになり、他のお客様に迷惑をかけることもなくなった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・お客様のルーティンを崩すのではなく事前に日程や時間配分について説明や助言を行うことで「行きたい。やりたい。」と両方の思いを実現できるようになった。

事業所判断ポイントカテゴリー ④ ⑦

【本人の意思決定支援が出来た事例・成功事例】

障害者支援施設（入所系）

A-14. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥ ⑧ Mさん

「グループホームで生活したい」という御本人の思いに添って他事業所での体験や実習を積み重ねてもらい支援を行った。ご家族に逐一状況を報告、相談した。地域生活移行に反対されていたが、理解して下さり、グループホームに生活拠点を移し、就労継続支援B事業所に通われている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・御本人の思いに添って様々な経験を重ねる機会を設け、失敗経験も含め体験してもらった。時間はかかったが、ご本人のみならずご家族も地域生活移行のイメージを具体化し、一つ一つ地域生活移行に対しての不安の解消を図ることが出来た。

- ・ご本人の意思を尊重した支援を行いつつも、ご家族の施設への信頼を維持していくことができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-15. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑤ ⑧ ⑥ グループホーム等の体験について

・施設生活が長く一度もグループホーム等見学体験もなかったこと。入居料等と月額の年金が同額程度で工賃など他に収入がないため、将来的に継続利用ができるか不安があった。そのため、上司に相談する。上司より、まずは見学し気に入れば体験を行って頂く事。本人へ将来的なことについては、見学・体験後に説明していくこと。また、そのようなことになった際には、相談事業所等への関係機関で話し合い継続利用できるように進めていけば良いのではないかとの話がある。

早速、本人へ体験利用について提案すると、少し考えた後「見学したい」「行ってみたいな」との返事ある。その旨、職員が家族へ報告すると「本人がしたいのであれば応援します」との話がある。

後日、グループホーム及び通所の生活介護事業所の見学を行い、事業所職員からの説明を受ける。終了後、気に入ったようで相談員へ「ぜひ体験させてください」と話をする。

・体験中は、通所の生活介護事業所の利用や慣れない少数の利用者・職員での戸惑いを感じながらも施設では制限されてしまうことができることもあり充実した生活を送ることが出来ていたようで、終了後職員や相談員との話合いでは、グループホーム等での生活を行いたいと話していた。将来的なことを含め、期間中の小遣いの使い方を踏まえながら無駄遣いしないことがグループホーム等での生活に必要であることなど説明を受けると「しっかりやってきたい」「周りの人と相談しながら生活したい」との話があり、入居利用することになる。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・上司に相談したことを踏まえ利用者への説明が進められること。
- ・相談員や事業所職員の方々から説明が利用者にわかりやすく進められたこと。
- ・家族の声援もあり安心して取り組めるものとなったこと。
- ・見学と体験を行うことでグループホーム等での生活のイメージを持つことが出来たこと。
- ・相談員などの関連機関と連携して進められたこと。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-16. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑧ Yさん

買い物に出掛ける際、事前に欲しいものを確認。店で商品を見て手に取ることで色やサイズなど好みの物を選ぶことが出来た。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・直接商品を手に取ることで選択の幅が広がった。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-17. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑥ ②

男性利用者のAさん。ある日を境に事務室を訪れるようになり、毎朝届く新聞に固執して勝手に持って行くようになった。施設に届くものであるから、と説明しても職員の制止を振り切り持って行ってしまい、新聞を目の届かない場所へ保管するようにすると、食事に手を付けない、活動に参加しない等の行動が出てきた。本人の「新聞が見たい。」という意思表出と受け止め、本人用に新聞を定期購読するようにすると、毎朝決められた場所から新聞を持っていくようになり、食事に手を付けない、活動に参加しない等の行動も見られなくなった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の行動を、ただの拘りや問題行動と捉えず、本人の意思と捉えることができた

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-18. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑤ ⑥ ⑧

男性利用者のCさん。「床屋、行くべ。」と、散髪することを楽しみにしているが、興奮して大声を出すことや他害行為に至ることと、今までそうだったから、という理由で、毎月施設に来る出張理髪を受けていた。しかし、本人の意思を尊重し、一度地域の理髪店を利用してもらおうと外出を計画したところ、まったく問題なく、上機嫌で理髪外出を楽しむことができた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・今まで施設で行われてきた慣習を「常識」と捉えず、柔軟に対応することができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-19. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥ ⑧

利用者Bさんは、日中活動で歩行班に所属し「やせる」という目標を持って日々歩行を行っているが、持続して取り組むことができない。ある日、Bさんが歩行中に創作班の活動を目にすることがあり、「私もやる」と言うため、一時的に創作班に入れてもらう。その後はリフレッシュできたのか、歩行にも取り組むことができたので、それ以降は本人の希望があれば創作班で気分転換をしながら歩行を行うようになっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・所属する班にとらわれずに、Bさんの意思を尊重して柔軟に対応できたこと。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-20. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑤ ⑥

Cさん 女性 62 才 ADL 全介助、最重度であり発語なくコミュニケーション不可。以前は自力歩行可能であったが、ここ数年、加齢と体力低下に伴い足腰が弱くなり、自力歩行不可となる。又、転倒を考慮して移動時は車椅子となる。

ある日、車椅子への移乗の際、Cさんが身体を張って車椅子へ座ることを拒否する。しばらく本人の表情や仕草、行動を観察すると車椅子より立ち上がり歩きはじめる。ふらつきがあるため、両脇を支え、Cさんの思いのまま付き添うと周囲を見渡しながら自室から出て廊下を3分程歩く。その行動を他の支援員にも申し送りしたところ、同様の仕草が時折見られるが、歩行は危険であると考えて車椅子に座ってもらっていたとのこと。Cさんは、元気な頃は歩く事を好んでいたことを話し、Cさんが歩く意思表示をした際は、一緒に歩行して欲しいことを支援員に伝える。

その後、支援員の協力もあり歩く機会が増えると、Cさんからの歩きたいとの意思表示も多くなり、歩行時の表情はとても穏やかである。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・発語が見られない方から表情や仕草、以前の情報を基にしてその時の本人の意思を確認できた。

事業所判断ポイントカテゴリー ②

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-21. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑥ ⑦ ⑧

Iさんより衣類を購入して欲しいと話がある。本人の好み、サイズ等の聞き取りをする。後日、再度確認すると、最初に話していたデザイン・サイズ等に変化が見られる。購入する予定日を伝え後日直前に聞きとりし、最終的に欲しいデザイン等を確認する。もし、売ってなかった時の事もふまえ希望をいくつか確認する。結局、欲しいものは時季外れで買えなかったが探したことを本人に伝え納得して頂く。また、第2希望も聞いていたので購入出来た物を見て喜んでいた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・数回聞き取りする事で本人の好みやデザインを知り、本人が欲しいものを購入する事ができた。
- ・なかった時の事も説明し、次の希望を聞く事で選択の幅を広げる事が出来た。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ⑥ ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-22. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

買い物外出の前に購入希望の品物や外食のメニューについて何度も本人と相談して決めた。店では決めて来た物だけでなく、一つの物につきいくつもの現物を見てもらい、食事も同様に他の店も見てから判断してもらおうと、施設内で話していたこと以外の物を選択し、満足されていたようだった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・実際に手にとったり、試着することで具体的にイメージに近いものを購入することができた。
- ・1対1での外出だったので、本人のペースでゆっくり考えて決めることができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ③ ④ ⑥ ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-23. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ⑤ ⑥ ⑦

お弁当を自分達で購入したいとの意向があったため、近くのコンビニエンスストアに購入に行きました。当初、支援員も付き添いましたが徐々に自分達で品物を選択し、会計など困ったときには、店員さんに聞くことができるようになりました。自分達で買い物に行けたことが本人さんの自信に繋がりました。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・本人さん達の意向を受け、早急に取り組んだことが良かった。
- ・困った時に店員さんへヘルプカードを渡し、助けてもらうこと繰り返し行ってきました。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑥ ①

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-24. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ⑥ ⑧

ゆっくりとお風呂に入りたいとの要望がみられた利用者さんについて、言葉での要求が難しい方のため、ユニットバス、大浴場を選択出来るカード（写真）を準備しました。カードを準備したことで、自分の気持ちを表現することが出来るようになりました。また、入浴剤を使用したいとの要望もあり、何種類か準備し選択出来るようにしました。毎日行うことで、本人から新たな要求がみられました。（シャンプーとリンスを自分で買いたい等）本人、入浴剤が減っていることに気付き「購入して欲しい」と伝えることが出来ました。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・カード（写真）を使用し本人に理解しやすいよう伝えたことで本人の意思を確認する事が出来ました。
- ・入浴剤をきっかけにして、支援者との信頼関係が築けました。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑥ ①

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-25. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ④ ⑥ ⑧

Iさんは、簡単な言葉は話せるが、自分の気持ちを上手く表現することができず納得いかないことがあると、特定の利用者に対し突き飛ばす行為がみられる方である。

現在、月に一度園外活動という少人数で行く余暇活動に参加しているが、いつもはおやつを購入して食べる程度であったが写真を提示して「おやつを購入」にするか、「お店に入って外食」するかを選んでもらった。一度目は「おやつ」を選び好きなものを購入して飲食を楽しんできた。二回目も同じかと思っていたが写真を提示すると「外食」を選び食事をしてくれることができた。園に戻ってから納得して参加してきたこともあり不穏になることもなく穏やかに過ごせていた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人に理解しやすいよう写真を提示した。
- ・本人の希望を受けて活動への参加を促せた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ③ ④ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-26. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ④

Aさんは、衣類整理は自分で行うことができるが、ポケットに入っているハンカチを洗濯に出すことができず毎日同じものを使っていたため、職員が一日一回ハンカチを預かり別なものと交換するようにしていた。しばらくして「これからは自分で交換してはどうですか」と話すと「うん」と頷く。ハンカチを洗濯に出すかごや時間帯を伝えると自らポケットの中に入っていたハンカチを交換できるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・汚れたハンカチは洗濯に出すのだという事を伝え、本人に納得してもらえた。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ④ ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-27. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ③ ⑥

施設での行事を行なうにあたり、利用者自治会で手伝いの話を利用者同士で行なう。来客者へのお菓子の配布など、自分で出来ると思われる内容を取り決め、役割分担まで行なった。行事実行委員の職員には自治会が話し合った内容を伝え、可能な限り尊重するとともに、一緒に盛り上げよう伝える。当日、各利用者は話し合いで決めた役割を自発的に行なっていた。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・利用者の意志を尊重する機会を設けて、可能な限り実現した。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-28. 委員会考慮ポイントカテゴリ ① ④ ⑥ ⑧

買い物に出かけることが出来ない利用者に対して、ゼリーやプリンなどの絵カードを提示。選択した物を職員が代行で購入する。購入した物を表情良く食べていた。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・外出など、環境の変化に敏感に捉える人にも選択してもらえた。
- ・発語が少なく、経験も少ない人にも絵カードを通して視覚的な配慮をすることで、選んでもらえた。

事業所判断ポイントカテゴリ ① ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-29. 委員会考慮ポイントカテゴリ ③ ⑥

足腰が不自由な方が、旅行で温泉に行きたいと希望した。事前に行き先の温泉施設に段差がないかなどの確認をしたことで、けがなどなく楽しく過ごすことが出来た。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・事前に、行き先の温泉施設に段差等の確認を行なう事で、スムーズに実施出来た。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑩

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-30. 委員会考慮ポイントカテゴリ ② ③ ⑤ ⑥

Sさんは、生活介護を利用中だか、創作活動や音楽活動が苦手でやりたくない様子で、イヤホンでラジオを聴いていたり、廊下をウロウロしている事が多かった。何かやりたい事の希望を伺うと、「作業がしたい」と答えが返ってきた。手が不自由なため、出来る仕事は限られてしまうが、作業班に入って補助的な仕事をして頂くと、とてもいきいきして、意欲的に取り組めるようになりました。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・生活介護＝創作活動等ではなく、本人がやりたい活動を提供することができた。

事業所判断ポイントカテゴリ ② ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-31. 委員会考慮ポイントカテゴリ ② ⑤ ⑥

日用品等の買い物は、職員が利用者から希望をきいて代行していましたが、不満な表情をみせることもあったBさんだが、外出の機会を設け、職員が付き添い買い物へ行くことができ、Bさんは自分で欲しい物を選ぶことができ満足そうであった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・定期的に外出（買い物）の機会を設けることができた。

事業所判断ポイントカテゴリ ② ③

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-32. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ④ ⑥

Aさんは日常的に脱衣や放尿、他利用者への暴力行為が出ていた。その理由を探り、職員との関わりを求めての行為と仮説を立てた。仮説をもとにAさんが好む関わりを探り反応が良好だったものを採用した。職員間で情報を共有し1日のサイクルの中でAさんと関わる時間を適度に設けられるよう、Aさんの行動と支援の流れを決め実施した。結果、上記の問題行動は減少し職員の手伝いを申し出て一緒に居ようとする、褒めてもらおうとうまく出来た等を自分から話をしてくる等行動パターンが変化した。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・問題とする行為の裏にある本人の思いに着目し、その形成と表出について支援できた。
- ・職員間で統一した対応、支援が出来た。

事業所判断ポイントカテゴリー ④ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-33. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑧

月～金曜日の昼食時に「選択メニュー」で2品から好きな方を選ぶ。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・職員の判断ではなく、実際に目で見て本人に選んでもらっている。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-34. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑥

女子入所者より『本人より、お墓参りに行きたいと希望あり。』

お墓は近くにはなく、車で2時間程かかる場所にある。家族に協力を依頼するも忙しくて連れ行くことが難しいと話がある。本人は車椅子使用の為、職員2名付添い、車椅子でも乗車できる車を使用してお墓参りに連れていくことができた。本人も泣いて喜んでおられた

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・家族が連れていけないと分かった後、上司と職員間で話し合いを持ち、職員が付添いする事で決定となり、日時を決めた後、その内容を家族へも伝える。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-35. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ④ ⑧

通所男性の発達障がい利用者さんに対して外出時の食事メニューを事前に準備し、本人に見せる事で当日、スムーズに食べたい物を本人が決める事ができた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・飲食店に事情を説明しメニューをカラーコピーし視覚化できた。
- ・家族からの聞き取りを行った。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ② ③ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-36. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑥

Mさんと移送付添サービスでMさんの故郷に行った時に、本人の希望としては「従兄に会うこと」「墓参りをすること」だった。しかし、久しぶりの故郷への帰省に嬉しくなった様でMさんは到着すると「（故郷にある）お城が見たい。」と職員へ伝えて来た。職員と車を走らせお城へ着くと「ここで昔、太鼓を叩いたんだ。」と嬉しそうに思い出話を話し出した。そしてそれが切っ掛けとなってか、自分が昔住んでいた所や思い出の場所などを饒舌に語り出した。とても楽しそうだったので職員は「街の中をドライブしましょうか。知っているところや、行きたいところがあったら言って下さい。」と提案した。Mさんも了承し、しばらく街中を二人でドライブした。本人が以前利用していた施設や昔住んでいた場所の近くにも行くことができ、Mさんも「ここ知ってる。」と笑顔で喜んでいて、移送付添が終わり、その帰り道には「楽しかった。また行きたい。」と満足されたように職員へ話しかけて来た。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の故郷へ帰って来れて嬉しいという気持ちを上手くくみ取ることが出来た。

事業所判断ポイントカテゴリー ④ ⑥ ③ ②

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-37. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑧ ⑤

Aさんは、作業時間の散歩に参加していたが、医師にフラフラすると訴え、散歩はしないようにと指示された。近頃では、歩き始めると前のめりになったり、実際に転倒したりしている。その事を忘れて散歩をするので、止めるように話すと不機嫌になり、その後は塗り絵などを提供してもやろうとしなかった。ある時洗濯ばさみで手先の運動をするように促すと機嫌よく行えた。その後も「洗濯ばさみをやりますか。」と尋ねると「うん。やる。」と笑顔で話され、集中し出来ており、席を立ちウロウロすることもなく落ちついておられる。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人のやりたいことを制止するのではなく、違うことを提供することで支援に繋がられた。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-38. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

尿失禁・便失禁が多い方への支援でトイレにてタイミングよく排泄ができた際にはとても褒め、何度も何度も支援をしました。時代に尿意や便意を感じると自分から姿を見せてくれるようになり、トイレでの排泄に成功する回数が増えてきました。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・出来たことへの喜びをともにしたこと。
- ・褒められることの嬉しさを伝えられたと思います。

事業所判断ポイントカテゴリ

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-39. 委員会考慮ポイントカテゴリ ①

Aさんはテレビを見るのが大好きで見たい番組が頭に入っている。食堂とリビングが一緒になっている共有スペースで食事をする為観たい番組始まると見入ってしまい活動先の送迎車を待たせてしまうことが多いのである。時間とやるべき行動を順に書いてお知らせし、遅れそうな時は声掛けして手順書を再度確認してご自分で時間を確認し行動に移っている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・時間とやるべきことを目で見える事が出来るようにした為自覚が生まれた。

事業所判断ポイントカテゴリ ①

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-40. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

10年以上勤務し職場環境も良く上司からの信頼も厚く真面目に勤めていたが、パートの方の退職が続いた事や、他の仕事に魅力を感じたのか突然辞めたいと相談された。今も継続で仕事をしているが本人の意思を組み関係機関と調整中である。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・数名の職員が相談に対し納得するまで説明が出来た。
- ・関係機関との連携でやる気を取り戻すことが出来た。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑩

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-41. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ② ⑧ ⑦

一つの行動に自分のリズムがあり、日用品や嗜好品の選択に時間がかかってしまう男性利用者。ヘルパーと一緒に買い物をする際、お菓子の味や値段等を説明し、大きな範囲ではなく、少ない範囲の中から選択するようにしたところ、指をさしスムーズに決定することができるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・大まかなものではなく、一定の範囲の中から選択できるようにしたところ、スムーズに行うことができた。
- ・急がせず、根気よく相手が意思表示するまで待つことを繰り返し行った。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑦ ⑧ ②

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-42. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ⑤ ⑥ ⑦

T利用者は、グループホームで入居してから外出はヘルパーを利用している。担当職員が「ヘルパーとは別に、一人で外出できるのではないか…」と思い、本人に話をしたところ、自宅で生活していた時には、近所のコンビニへの買い物は一人で行っていたと返答があった。慣れない場所で不安気であったが、自分で行きたいという気持ちが強くなり、職員と一緒に、4月に『DVDを借りる・返す。途中のコンビニでお菓子とジュースを買う』ことから始まり、7月に『床屋に行く』と段階的に練習したことで単独外出できるようになった。現在は日用品の購入や、帰りが遅くなる時の電話連絡まで行えるようになっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・お金の支払い、お釣りの受け取り、店員への挨拶、ホームへの電話のかけ方、DVDの借り方、返し方などT利用者が出来るかどうか分からないところ1つ1つを一緒に確認してから実践することでT利用者の不安を和らげるとともに、出来た時の自信にも繋がった。

事業所判断ポイントカテゴリー ④ ⑤

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-43. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ③ ④ ⑥ ⑦ ⑧ ⑤

生活介護事業所を利用し、グループホームで慣れ親しんだ仲間たちや支援者と楽しく生活していたTさんだったが、いろいろなことにいら立ち、感情的な言葉が多く聞かれるようになり、現状に不満を持っている様子が伺えた。どうしたいのかの話し合いを重ねた結果、得意なパソコンを使用した仕事がしたい、一人暮らしをしたいという希望が明確になり、他事業所の情報提供、体験等を経て、希望する事業所へ移り、ヘルパーの支援を受けて一人暮らしをするに至った。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・利用中の事業所や家族への遠慮、将来への不安から言い出せなかった思いを引き出せた。
- ・相談支援との連携により情報提供、見学等体験して意思決定できた。
- ・家族の説得、新生活への不安等あったが、意思を尊重して前向きに進められた。

事業所判断ポイントカテゴリー ④ ③ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-44. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ④ ⑦ ⑧

外出先や外食内容を決める際なかなか希望が出てこない方たちに、観光地や食事のメニューの写真を提示、内容についてもわかりやすく伝え、ゆっくり時間をかけて選んでもらうようにした。支援者といろいろ話し合い決めてもらうことで希望が出やすくなった。継続して支援してきたことで少しずつ自分たちが決めるといふことに慣れて、当事者意識を持てるようになってきた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・複数の情報を提供して選んでもらうようにした。
- ・時間にゆとりを持って考えてもらうようにした。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-45. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑥

普段あまり自分から話をされないAさん。手芸の本を見ていたが、自分一人では作成することが困難だったため、職員と一緒に作成し、作品を完成することができた。次からは自分一人で出来る作業が多くなり、色の組み合わせなどを考え、自分の納得できる作品を作ることができるようになった。笑顔も多く見られ、会話も増えた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・自分一人では困難だったため、職員と一緒に取り組むことで実現できた。
- ・アドバイスをしたことで本人が色々と選択することができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-46. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ⑥

Aさんは外出の予定を自分で決めて紙や自室のカレンダーに書いている。Aさんの希望をカレンダーで指差しをしてもらって確認した後、ご家族に連絡し日程調整を行う。その後Aさんの前でカレンダーを指差しして日程を伝えることで本人も納得し、荷物の準備をすることができた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の希望を聞いてから日程調整をできたこと。
- ・カレンダーで示すことで納得してもらえたこと。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-47. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑤ ⑥

Tさんは自閉症で発語がなく、感覚過敏があり不安定になると他害のある方である。多くの作業は好まないため、本人が無理なくできる量で提示していた。

ある日、自分のスケジュールを終え、余暇をしながらおやつ時間を待っていたが、職員が作業を行っているとき、そばに来ては材料を見ていく行為が数回見られた。そこで、作業を行うか現物を提示しながら確認したところ、材料を受け取り、自分の作業機で作業を行っておやつ時間まで落ち着いて過ごすことができた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- 本人の理解に合わせ、現物を用いて意思確認を行った。
- 意思表示が難しい方なので、いつもと違う行動を見て本人のしたいことを察知した。
- 過敏な方なので変更は良くないという概念に囚われず本人の意思を尊重したことで、好きな作業を知ることができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ⑥ ①

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

A-48. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑦ ⑧

知的と身体障害を併せ持つSさんは、入所前からジグソーパズルを好んで行っていたため、入所してからも余暇時間に実施できるようパズルの購入を行っていた。しかし、次々に新しいパズルと額を購入したがるため、生活用品や衣類を購入できなくなるおそれがあり、お金の使い方について話し合いを行った。

はじめは変化に対して強い拒否があったが、Sさんが楽しみにしている外食や洋服の購入等選択肢を提示し、パズルをたくさん購入した時とそうでない時の場合について紙に書きながら説明を行った。また、優先順位についても自分で考えて頂くようにした。更に、パズルの楽しみ方として、同じパズルを何回までなら楽しめるかについて尋ね、3回までは行うことも決めて頂いた。

実際に実施して職員と振り返りを行った際、「このお金の使い方が良い」と話されており、納得して選択できるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- 本人の理解に合わせ、図に書いて説明を行った。
- 欲しいものやしたいことを具体的に挙げて優先順位を選択しやすくした。
- パズルの楽しみ方について実体験を行って頂き、自分で回数も決めて頂いた。
- 実施後に振り返りを行い、成功体験を積むことで自己コントロールしながら自己決定できるよう支援した。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑧ ① ③ ⑥ ⑦

次の実例（A-49～A-51）は、事業所判断では失敗実例とされた実例ですが、委員会の話し合いの中で成功実例にさせていただいた実例です。

【本人の意思決定支援が困難だった実例・成功実例】 障害者支援施設（入所系）

A-49. 委員会考慮ポイントカテゴリー 成功実例 ④ ⑧ Kさん

計画の段階で意志確認した際は参加の意思を示していたため外出予定であったが、当日直前になり嫌がり急遽外出を取りやめた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・計画した内容、スケジュールに対しご本人の十分な理解が得られなかった。
- ・本人なりの1日のルーティンがあり、その流れが崩れることに抵抗があったようである。

事業所判断ポイントカテゴリー 失敗実例 -② -③ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・成功実例】 障害者支援施設（入所系）

A-50. 委員会考慮ポイントカテゴリー 成功実例 ② ④ ⑦

自分の困ったを表出できず、自傷や物壊し、他害等で訴えることが多いWさん。

入浴時、「仕事で疲れた」「足が痛い」と訴え、入浴したくないと話してきた。そこで、「外での活動で汗をかいたし、お風呂に入ったほうが疲れがとれるのでは・・・」と入浴を勧めると、悲しそうな顔をして浴室から出て行ってしまった。

その後、他の職員がWさんの話を聞き、友人との間であった困ったことや職員の声かけで嫌であったこと等話し、気持ちを受けとめてもらうとシャワー浴のみ実施していた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・訴えに来る前の友人や職員とのやり取りで困っていることがあるかもしれないと想像して声かけを行うことができなかった。
- ・表出全てが本人の意思かどうか、マイナスを訴えている時は何を求めて訴えているかを考えながら話を聞くことが必要だった。
- ・疲れている時に浴槽に入ること以外にシャワー浴をするという選択肢を提供して自分で決めてもらうことが必要だった。

事業所判断ポイントカテゴリー 失敗実例 -② -③ -④ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・成功実例】 障害者支援施設（入所系）

A-51. 委員会考慮ポイントカテゴリー 成功実例 ③ ⑥

嚥下障害がありミキサー食を食べている利用者が、皆と同じおやつが食べたいと情緒不安定になることがあった。提供できないので、本人に分かりやすいように説明し、形態は異なるが、皆と似た味の物を提供した。（バナナに対してバナナムースなど）

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・自分の意思が通らないと情緒不安定になる方なので、受け入れられるようになるまでに時間がかかってしまった。

事業所判断ポイントカテゴリー 失敗実例 ⑩

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-52. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ① ④ ⑥

食事の事例

昼食の際にみそ汁やご飯をおかわりしたり、持参されたふりかけをかけてご飯を食べたりする利用者さんがいる。職員がイラストカードを用意して、毎回おかわり際にはカードを出してから提供していた。すると、利用者さんもおかわりカードを提示して要求を出すようになり、やりとりがスムーズになった。ごはんが進まず、ふりかけがほしくなった時にもカードで要求が出せるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・欲しいもののカードを準備し、職員がお手本を示すことで、本人さんが要求の仕方を理解し実行できたと思われる。

事業所判断ポイントカテゴリー ③

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-53. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑥ ⑧ ⑤

Kさん（知的障害 64歳 男性）

園の開所当時(37年ほど前)から通園しており、長年農作業などを頑張ってきた。作業能力もあり、ここ数年は他の利用者には出来ない鉈を使用して竹を割る作業を主に行っている。

当事業所は授産施設、就労継続支援B型事業所を経て、3年前に利用者の高齢化を理由に生活介護事業所へと移行したが、作業は移行前と同じように行っている。作業の他に運動や余暇的な活動の提供、また体力が低下している高齢者に対しては個別の活動や静養の時間も設けている。

Kさんは2～3年前より作業への意欲低下が見られるようになり、「午後は作業をしないで昼寝していいかい？」「若い人が入ったから、もう自分は引退だ」と口にするようになっていた。できるだけ本人の意向に添い、作業以外の活動や静養の時間をとるような対応をとってはきたが、半年ほど前から「若い人が入れば卒業だ」「デイサービスに行きたいけど、まだダメかい？」と言うようになっていた。

介護系デイサービスは65歳まで利用できないこと、あと1年は頑張っただけから考えましようと思えてきたが、地域に介護と障害の共生型デイサービス事業所ができ、日中一時で利用できることがわかる。本人に話をすると「行きたい」とのことで、見学後すぐに利用希望があり、週2回の利用を開始することになった。本人はデイサービスの活動が楽しい様子。デイサービス以外の日は園で作業を元気に続けている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

本人が65歳になる1年後に介護サービスを申請しても、本人の状況からは非該当になる可能性もあり、そんな中で共生型デイサービスができ、日中一時利用という形で本人が希望していた「デイサービス」を利用できるようになった。本人の相談員と連携をとりながら、「デイサービス」の見学、利用開始までの流れもスムーズであった。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-54. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ② ⑦ ④

今年度から当事業所に登園しているOさん。玄関先で耳をふさぎながらしゃがみ込み、なかなか室内に入れない、また休みがちの状況が続いていた。何をしてもよいのか分からない、見通しが見つからない為の不安が要因と考え、まずはOさんにその日の予定を知らせることから始め、少しずつではあるがスムーズに室内に入れるようになり笑顔も増えてきた。現在では、休むこともほとんどなく無くなり、また、参加する活動の幅も広がりつつある。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ 予定をお知らせする方法として、本人専用のボードを準備し、一日の流れについて文字カードを使用して本人に分かりやすく説明した。
- ・ 予定を知らせると共に待つ（本人のペース）姿勢は常に心掛けた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ② ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-55. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ⑤ ⑧

活動の際、自分自身で選んだ教材の取り組みをを行うが、取り組み中に別の教材も目の前に提示する事で試しに行ってみようという挑戦の気持ちが見られ、活動で選択する教材の幅が広がられた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ まずは自分が好きな活動を手にして貰う事での満足がある中で提案を行う事で別の活動にも興味が見えた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ⑤ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-56. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑧ ⑥

給食会議やクラブ活動、様々な場面で分かり易く画像などを準備し、選択を続けてきたことで選ぶ事が当たり前になっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ 色々な場面で選ぶ機会を設けてきたこと。
- ・ 利用者全体での会議、利用者役員の選出により会議を開く機会を定期的に設けている事。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-57. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩ 男性利用者の自慰行為を事業所で認めた実例

自宅での行為は家族の反対等があり不可能で、事業所内行為をする様子があった。身障者トイレではどうかと職員で検討する。何年にも渡り話し合いを重ね当の利用者への対応や他の利用者への配慮、窓の目隠し等や誰からも心を乱されないよう環境作りにも苦労しながら現在に至る。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

行為が無理な場合は不安定になるが実行できると心身共に安定する。このことを基本に本人の意思に答えた。

行為は決して悪いことではないという認識を持って全職員が対応している。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-58. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ② ③ ⑥

利用者 A さんはたびたび他利用者の雑誌や DVD を勝手にみてしまうことがある。家庭と連絡をとり本人を TYUTAYA に連れていき雑誌や DVD を観てくる。定期的に借りにいくことをカレンダーで分かりやすく知らせることで問題行動がなくなった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人が必ず TYUTAYA 行けることを確信すること。
- ・本人の興味を他利用者のものではなく TYUTAYA に向ける。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-59. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑥ ⑧

発語が無く、直接的行動が多い自閉症の方で、外出でコンビニに出掛けるとその場で食べようとしてしまうため、こちらである程度決めたものを買うことが多かったが、自分で選択する機会を作り、実施する。しばらくするとその場で食べることもなくなり、落ち着いて買い物ができる様になっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・自分で選択してもらう機会を作った事。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-60. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑦ ⑥

独語が多い方で、活動している場所がプライバシーの保護になっていないため、別の居室を提供してみることが、1度拒否があった。その後、無理に誘導するのではなく声掛けや本人の興味のある活動を提示してみると徐々にその場所での活動が増え、今ではリラックスして活動ができる場所となった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・無理に誘導せず、本人のニーズを基に活動の提示を行っていった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑨

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-61. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥

Tさんは、60代半ばの知的障害を持つ女性です。30年ほど前に事業所を退所して以来母親と暮らししてきました。数年前から姉と3人暮らしになりました。母親は、週3日デイサービスを利用しています。今年になってTさんが姉に「私も行きたい。」と話したそうです。相談員から話があった時、当事業所は10代、20代、30代の利用者がメインで、ほかの利用者との関係が上手くいか不安でした。1度見学して頂き、感想を聞くと「すぐ利用したい。」となりました。その時点では、受給者証の発行まで2ヶ月待たないと「生活介護事業」は利用出来ませんでした。相談員や町の福祉課の職員と話し合い、「日中一時支援」を数日で利用出来るようになりました。事業所では、その間「体験利用」という形で受け入れをしました。その後、受給者証が出来たので、正式に生活介護利用に移りました。まだ利用して2ヶ月ですが、数年前から当事業所を利用しているように、ほかの利用者と溶け込んでいます。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・他の利用者とうまく生活できるか、年齢等、不安があっても本人の意思を優先し、ステップを踏んで無理せず利用して頂いた。
- ・相談員、町の職員と連携して早めの利用を実現したこと。

事業所判断ポイントカテゴリー ④ ⑤ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-62. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ④ ⑦ ⑧

事業所内で行事の一つである園外レクリエーションでカラオケ店に行ってカラオケを楽しみ、昼食もカラオケ店で摂ることを計画した。今までは、全員が同じメニューにすることが多かったが、今回は事前にカラオケ店からメニュー表を借りて来て、参加者ひとりひとりに好きなメニューを選んでもらった。選択をすることが難しい利用者にも、写真を見せながらメニューの内容をよく説明し、選択してもらうことができた。今後も意思表示が困難な利用者も選択という経験を重ねていくことが大切だと感じた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・写真を利用し、分かりやすく提示できた。
- ・急がせないでゆっくりと何度も繰り返しメニューを提示し、選択することができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ② ③ ④

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-63. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥

Aさんは、車いす利用の30歳男性です。今年の前期個別支援計画を作る際、ご本人に「なにか事業所でやりたいものはありますか？」と尋ねると「缶つぶしをやりたい。」と希望を話してくれました。初め職員は「できないのでは？」と言っていました。理由として腕に麻痺がある。缶つぶし機器は、段差のある階段の近くにある為でした。段差に関しては、本人に確認すると「怖くない。」と言っていたので男性職員がゆっくり後ろ向きで車いすを降ろしました。麻痺があっても、他利用者と協力しながら、機械の蓋投入扉を開ける係をやっていきます。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・個別支援計画に本人の希望を入れたこと。
- ・ご本人と確認しながら、缶つぶしや車いすの移動をしたこと。
- ・缶つぶしは、出来ることを分担したこと。また機会の缶投入扉に紐を付け、本人が開けられるように工夫したこと。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥ ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-64. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑧ ⑦ ① ④ ⑥

毎年行っている外食体験では、ほとんど職員が決めていた。今年は事前にメニューの写真を複数みていただいて決めました。選ぶことが難しい方もいたが、時間をかけてみている写真のメニューを見て決定することができた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・写真を使用し、わかりやすく提示したことでスムーズに選べた。
- ・根気強く何度も繰り返し見てもらい、その中にヒントがあった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑧ ① ④

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-65. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

自閉症 男性利用者Kさん。昼食時に使用する湯飲み茶碗にこだわりがあり、机に準備されている湯飲み茶碗を素手で扱って、目的としている茶碗を探す行為がある。不衛生だからと探す行為を控える事には納得できないため、Kさんの役割として、各テーブルに湯飲み茶碗を準備する係を提案。マスクと手袋を着用し、好みの茶碗を探しながらテーブルに並べる役割に取り組む事で、衛生面の配慮と、本人の意欲、満足感につながった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の目的のある行為を否定するのではなく、役割とすることで満足感と共に、意欲にもつながった。
- ・自閉症の特性として、マスク・手袋着用についてはすぐに定着し、衛生面に配慮できた。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ② ⑥ ⑩

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-66. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ⑤ ⑧ ① ⑥

スポーツ大会の参加競技を決める際、絵と口頭の説明だけでは利用者に競技内容が伝わりにくい。競技で使用する用具を職員で手作りし、スポーツ活動の中で全種目の練習を利用者の皆で行うことにした。実際の競技を経験した上で、競技に使用する道具を提示し、職員が見本を見せることにより、利用者には内容が伝わり、多くの方が参加したい競技を選択することができた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・実際に競技を経験した上で、参加したい競技を選ぶことができる。
- ・意思表示が難しい方でも、実物の道具を見る事により、好きな競技の道具を手に取り、選択する事ができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑧ ① ②

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-67. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑤ ⑧ ⑥ ⑦ ④

昼休みの過ごし方について、利用者の方々がどのように過ごしてよいか分からない様子が見られていたため、職員側からテレビや音楽鑑賞、ドライブなど興味・関心がありそうな活動を提供する。様々な活動を提供していくうちに、利用者の方々が自分のやりたい活動や好きな活動を希望するようになり、今では利用者各々が自ら昼休みに自分の好きな活動をして過ごすようになっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・昼休みという毎日の出来事の中であったため、時間をかけて様々な活動を提供し繰り返し行うことができた。
- ・意思決定に際して周囲へ与える影響が少ないため、利用者の意思決定を最優先することができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑥ ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-68. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑤ ⑥ ⑦

Aさんは好きな飲み物が決まっているが、自動販売機で飲み物を購入する際、他利用者が購入すると好きな飲み物がなくても購入し、結局は飲まないという状況であった。保護者に伝え、「本人が購入すると訴えているのであれば飲まなくてもいい」とのことであったため、職員もAさんに状況を説明しながらも反対はせず見守り続けていた。この状況を繰り返していくうち、Aさんは好きな物がないと分かると購入しないという意思を示すようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・失敗という経験を繰り返し積むことで、本人が好きな物はないと分かることができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑥ ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-69. 委員会考慮ポイントカテゴリー ①

創作活動において用意された活動をおこなっていた。何を行うか自分意思において活動できるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ツールの用意を行い、平行でも活動が行えるようにした。 ・ツール 活動内容の構造化を行った。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-70. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑥

給食を提供しているが、食事のリクエストを作る際に職員がアドバイスを行っていた。
リクエストを記入する用紙にわかりやすく食事前名(●●定食とか●●ラーメンとか)を書きやすくした。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・記入用紙の記入。 ガイドブックの徹底。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-71. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑥

気分の波が大きいNさん。作業中「チッチ」と言ってトイレに行くことが多い。トイレに向かうが途中食堂に入る事が多い。音楽を聞いている利用者さんがいるのでその音楽を聞きたくていつもトイレの際は食道に寄っていた。その食堂で作業を勤めると落ち着いて作業に取り組めるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・普段トイレに行くサイン(チッチ)=トイレと決めつけず本人の表情やしぐさを観察し、「食道で過ごしたい」という思いをくみ取れた。
- ・安心して作業ができる環境を提供できた。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-72. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑧ ③ ⑥

作業が始まると不安定になり、一時的に作業場内になかなか入れない様子のKさん。
作業がやりたくないのかと推測し、作業以外の活動を色々提案すると「掃除」に対して表情が穏やかになり意欲が見られた。そのため、「お掃除リーダー」に任命するとそれ以来「掃除」を楽しみに気持ちも安定してきた。本人の決めた今年の目標を思い返すと「掃除をがんばる」だったと気付いた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・作業というプログラムに固執せず、サービス中心からニーズ中心の捉え方ができた。
- ・さまざまな活動を提案する事で本人が行いたい活動をくみ取れた

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-73. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ② ⑦ ③ ⑥ ⑤

車椅子からトイレの便座への移乗や車椅子から床等へ降りたいという意思を自分の足を自ら持ち上げて車椅子のステップから足を取り出すという行為で表現することを支援した。足を出す表示は、床に降りた時に全身をずり下げ、足をステップから出していたことに着目して、その行為を便座への意思表示として例示・誘導やほめる等の強化等で明確化していった。また、行為表出まで時間が多少かかることがあっても、表出を待つという環境を整える事で、その後の介護支援の共働作業がスムーズに行われるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・日中活動の中での行動やご本人の様子をよく観察することにより今現在出来ている意思表出行為を他の場面でも表現できるように支援した点

・ご本人が意思表出できるまで時間をかけて待つという環境を整え、支援者間で統一した支援が出来た事

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

日中活動系

A-74. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑧

月1回行っている運動タイムに「勝ち負けがつくのが嫌」という理由で参加したがらない利用者 A さん。A さんは音楽を聞いたり踊ったりするのが好きなので、BGM を流したり準備体操の担当として運動タイムの参加を提案しました。すると本人から「それなら良い」とお話があり、BGM と体操の担当として参加して頂く事ができました。結果的に競技にも参加することができ、みんなと一緒に楽しまれました。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・A さんの好きなこと得意なことを選択肢にあげ、参加しやすいよう配慮できた。

・A さんにとって運動タイムはマイナスのイメージだったが、ご本人の好きなこと得意な事に関連付けることでマイナスからプラス（楽しい）というイメージに変える事ができ、活動の場を広げる事が出来た。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-75. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ③ ⑥

Aさん60代女性。本人の体力的なものから、本人の希望で午前中の短時間からの活動参加を開始したが、活動開始後まもなく、表情や言動に元気がなく休むことも続いた事から、相談を実施したところ、本人から午前中の体調がすぐれない事から、午後に変更したいとの事であった為、活動の内容を本人希望に変更し様子を見ると、徐々に表情も良く、世間話も弾むようになり、休むことも減少した。調子が悪い時には、本人から話しやすい環境とした。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・自分の希望要望を訴える事が出来たため、相談し、本人の様子を観察実施しながら支援を行った。
- ・複数の場所（職員）で相談が出来るように配慮した。

事業所判断ポイントカテゴリー ②

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-76. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ② ④ ⑧ ⑥

これまでも時折体調不良を訴えることがあった利用者が体調不良を訴えた時、利用者の「体調が悪い。休みたい。作業はできない」といった言動、顔色の悪さもあったことから、午前中は医務室で休養するか本人に何うと、「休みたい」と返答され休んでもらうよう支援した。ただし、腹痛は訴えていたもののそれ程ひどくはないようで、平熱であった。1時間医務室で横になってもらったが、本人の体調不良の訴えは変わらなかったため、早退したいかどうか確認すると「早退したい」と返答される。

家族に連絡をとり、本人の状態を伝えると家族より、昨日は休日で旅行に行ってきたため本日その疲れがでている事、本人の特徴として少しの疲れでも甘えてしまう時がある事などの説明を受けた。更に、家族より、本人の体調が目に見えてひどくないようであれば早退せずに本人が頑張れるよう支援してほしい、難しい場合は家族が迎えに行くと話された。

本事業所の他の職員とも話し合った結果、本人のこれまでの時折あった体調不良の訴え、家族からの情報（昨日本人は元気だったこと、自宅ではいつもより睡眠時間が短かったが体調には問題なかったこと、本人の性格）などを踏まえ、「午前中は休み、午後から参加すること」を本人に提案する働きかけをすることとなった。

その後、本人と、疲れている中で朝通所してきた本人の頑張りを共有したうえで、午後から無理のない範囲での作業参加を提案すると、少し考えた後、承諾してくれた。午後からは、昼食もとり、体調不良を訴えることなく元気に作業に参加していた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・家族、通所施設職員が、本人の特徴や直近の本人の状況に関し情報共有できた
- ・通所施設内で、その利用者の状態や介入方法を複数の職員で共有・意見交換できた

事業所判断ポイントカテゴリー ② ④ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-77. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ④ ⑥

Bさん30代女性。作業能力は高いが、会話をするのは姉妹のみであり、事業所ではほぼ頷くだけの事であった。不満事等があると、物にあたる傾向があり、尋ねても会話することは無かったが、スマートフォンを持っており、ラインアプリを使用しているとの事であった為、本人の了解のもとコミュニケーションを取る試みをしたところ、文章で伝える事がスムーズに行えた。それを重ねながら行う事で、会話での意思表示が少しずつ行えるようになり、本人も不満毎があると、物にあたることは無くなり、少しずつであるが会話でのコミュニケーションが取れるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の様子観察を行い、伝えたいこと等理解を深めながら進めた。

事業所判断ポイントカテゴリー ①

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-78. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥

食品加工班で作業を行っているAさん。毎日パン作りに関わり、生地丸めや型の準備、菓子パンの具を入れる工程等に関わっている。定番のあんぱんやクリームパンを作る中で、一般的に売られている形に拘らず、職員が時折表情をつけた物を作っていた。ある日、本人から「自分で作っていい?」と言っていたため、実際に作ってもらう。慣れない事もあり、形は不格好ではあったが、とても味わいのある表情に仕上がっていた。

いつしか外部に納品する事が定番になり、自分で本を読んだりして作りたい形（花や動物の表情）を言うてくるようになった。中に入れる具についても、「これとこれを一緒にしたら美味しいんでない?」等、アイデアを出してくれるようになり、実際に製品化している。作業はとても意欲的に取り組み、実際に販売等で足を運び、自分が作った物が売られているのを目にして楽しみや意欲に繋がっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の思いを受け入れ、体験をする事で、意欲や興味関心の幅が増えている。
- ・パン作りをきっかけとして、実際に自分で提案した事が採用された事で、本人の自信や意欲に繋がった。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-79. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑥ ⑦ ⑧

月に一度気分転換を図るため、園外外出を実施している。園外外出は、土曜日に実施しているが、Eさんは毎週土曜日欠席をしているため、どのような場所に外出をするか興味を示していた。そこで、毎回外出した際に写真を撮って掲示する事にしたところ、その写真を見て「参加したい」と外出する日には登園するようになり、仲間と表情良く過ごし、気分転換を図る事ができている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・言葉だけではなく、実際に写真を見て頂く事で、外出先のイメージがつかめた。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑥ ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-80. 委員会考慮ポイントカテゴリ ③

作業中SさんはYさんの方を見ていて作業に取り組めない状況であった。YさんからSさんが自分の方を見ていることから作業に集中出来ない為、席を移動したいとの話が合った。 Yさんが席を移動したことにより互いに落ち着いて作業に取り組むことが出来た。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・お互いの利用者の方が落ち着いて作業に取り組めるよう本人達の意見を聞き、死角となる席を準備できた。

事業所判断ポイントカテゴリ ③

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-81. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑧ ③ ⑥

今までの行事を決める時は、利用者の方が選択しやすいようにいくつか職員の方で選びその中からアンケートを行い決めていた。今回は利用者自治会を利用して利用者の方のやりたいことを決めた。 普段なかなか遠くに行けない、皆でバーベキューをしたいなどの意見があり、利用者、職員で考え那須どうぶつ王国に決定した。動物が好きの方、嫌いな方、バーベキューで肉が好きの方や野菜が苦手な方等普段わからない様子を見ることができた。帰りにお土産屋に寄った際、自分で稼いだ工賃の中から家族へお土産を買う姿はすごく感動した。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・職員の見解ではなく、利用者の方の意見を尊重した。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑧ ③

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-82. 委員会考慮ポイントカテゴリ ① ④ ⑤

自分(自閉症)の意志がうまく伝える事が出来ないAさんが何とかコミュニケーションを取ろうと作業中など何度も手を差し伸べてのコンタクト、「ET」の様に指を合わせたり・・・(グーやパーの時もある)繰返して行い、Aさんとは今では、指(手を差伸べる)と一緒にになり、同じ動作をして「ガンバルゾー」と声を出す様になりました。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・体のコミュニケーション~本人もやりたかったのかは不明?
・頑張るの表現が本人に好まれたのかも?

事業所判断ポイントカテゴリ ⑤

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-83. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ③ ⑧

ペットボトルと缶、ビンの仕分け作業で、ペットボトルの作業がなかなか進まない。ミーティングの際に話しをすると、缶の分別だと自分のペースで作業が出来るアドレスをする。後日、本人にペットボトル分別又は缶の分別の選択をさせると、自ら缶分別作業の準備をはじめ缶分別作業を始める。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の意思確認の配慮支援した。

事業所判断ポイントカテゴリー ③

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-84. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ③ ⑥

パン作業班であるAさんは、話す事及び言葉の理解は可能であるものの、実際に声を出して何かを伝える事がとても苦手である。パン作業では配達やペアになって作業を行う場面が多々あり、苦手なBさんとも仕事をしなければならなかった。仕事として人の好き嫌いで作業に関わらない方針の為、職員からは、Bさんとの仕事について声掛けを行い、Aさんの表情と視線で無理なく頑張る事が出来るか判断している。他にも、声掛けに対する意思の汲み取りについては、ほぼ表情と視線で読み取る事が出来ている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・表情と視線

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-85. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ③ ⑥

とても声が小さく、自分の意志を伝えるタイミングが難しいKさん。作業中、頻繁にトイレに行ったり、職員の顔を一瞬だけ見る等、普段と様子が違っていた。職員よりどうしたのか尋ねたところ、扇風機の風が当たってとても寒いとの事。暑い日であり、全く考えもしなかった事であった為、「寒い」という言葉は意外であった。すぐに扇風機の風向きや作業する場所を変更する等して対応した。一瞬のサインを見逃さなかった事で体調不良を防ぐ事が出来た。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・普段と違う行動と、一瞬だけ見るという様子の観察

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-86. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑥

以前から学園祭、旅行、運動会等利用者の時事会を中心に中身を検討しておりサポート的な支援については時事会での話し合いの後職員が行うようにしているが、利用者の皆さんからの声を元に行事を進めた所終了後の満足度、「よかった」との声が多くなっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ 予算や日程等利用者さんだけでは決めかねる所は、職員がサポートしている事
- ・ 時事会の説明は職員が出来るだけ分かりやすく話している。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-87. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑥

障害者就業・生活支援センターへ企業から「障がい者とのコミュニケーションの取り方を教えて欲しい」との相談があった。話を伺うと、企業で働く C さんは仕事の技術面では問題ないが、「会話」がきっかけで落ち込みやすく、興奮しやすいため、本人も周りのスタッフもお互いに話しにくい状況で困っているとのことだった。そのため、会話が不安の材料になってしまう状況を踏まえ①通常業務の手順書を作成し会話を極力抑える②会話時は話しやすい雰囲気作りや相手に不安を与えない表情で話す③答えやすい質問を提示する④本人の意思を確認し肯定的に受け止める。を提案し企業と当センターと一緒に関わりながら対応した結果、職場内での落ち込み興奮が減少した。その後は企業側だけでも本人へのコミュニケーションによる対応ができるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ コミュニケーションについて雰囲気や表情作り、本人の意思を汲み取る重要性を伝えることが出来た。
- ・ 導入の場面では、サポート時の様子を企業側のスタッフに見て頂きサポート方法を伝達することが出来た。
- ・ 企業側は、会話を主として本人と関わろうという考えから、本人が感情的にならないコミュニケーション方法や本人との向き合い方を伝えることができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ①

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-88. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑤ ② ③ ⑥

就労系事業所利用の男性 Y さん。過去には一般就労をされており、就職を目標に取り組みれていたが、通所している事業所、医療機関、就労の支援機関の見解としては、就職はもう少し時間をかけてあせらずにというところだった。実際、体力がないからという理由で通所は週 3 日、午前中のみを希望され、事業所を利用されていた。本人は「働きたい」という思いが強かったため、施設でのモチベーションは保てず、益々調子が悪いように感じられていた。そこで関係機関と話しあい、本人の思いを尊重し、就職の支援を行った。就労中の Y さんはとても生き生きされ、自信に満ちた表情をされていた。1 か月で離職することとなったが、就職したことは Y さんの自信となり、また自分自信を客観的にみることができた貴重な時間となった。現在はもう少し先に就職の目標を置き、就労系事業所で週 5 日、意欲的に作業に取り組みられている。以前とは違い、表情も明るく、関係機関としても、就職は支援の方向性を見直すきっかけとなった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・心配しながらも、本人の思いを尊重しチャレンジすることができたことはよかった。現在の本人の状態から、失敗体験ではなかったと感じる。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ⑤ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-89. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑧ ④

給食時出来るだけ（時々）選択メニューにてご本人に選んでいただいている。ご飯や麺類については事前を選んでいただき、主菜や副菜等はその場で声を掛け答えて頂いたり、指を指し選んでいただいている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・好きな物を選べる楽しさ、満足感を得てもらっているのではと感じる。
- ・栄養士、調理師が工夫をし昼食に間に合う様頑張っていただいている。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-90. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑧ ⑥

給食のサンマで母親からは「骨なしでお願いしたい」と話があったが、本人が骨ありのサンマを選ばれ、苦労しながらも「美味しい」と食べられた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・周囲の意見ではなく本人の希望を尊重できた。
- ・骨付きを食べて「美味しい」という成功体験を得ることが出来た。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-91. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑦ ④ ② ⑥

Nさんは施設での昼食時咳き込んでしまうことや食べるのに時間がかかることがある。施設で外出した時の昼食は本人も麺類は比較的咳き込むことが少なくラーメンも好きな為ラーメンを薦めた。バスの中では本人もラーメンを楽しみにしていたが、食券販売機で本人に何のラーメンにするか確認すると、納豆定食を指差す。昼食場所は施設だけの貸し切りではなく一般の方も大勢居る場所な為咳き込みをした場合の事を考え、再度ラーメンを薦めたが、納豆定食が良いとのこと。本人の意思を尊重し納豆定食を注文。食べ始めると、終始とてもにこやかに「おいしい、おいしい」と言って皆に遅れることもせき込むこともなく食べる事が出来た。本人はとても満足していた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・せき込みやおう吐に備え袋やティッシュ等の準備があったことで余裕ができ本人の意思を尊重することができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ② ③

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-92. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑦ ④ ② ⑥

外出行事の際、昼食でレストランに行かれた。その際、独語が多く、会話がスムーズに行えない状況だった。メニューを見ても決める事ができず、選択肢をランチメニューだけに絞ったり、「食べる」「食べない」の選択肢を見せてみたが、難しい様子。全くメニューにも興味を示さなかったため、無理にそこで選んでもらうことはせず、次に買い物に行く店で何かわかるかもしれないと思い、次の店に向かうと、自らジュースとたばこを買われた。その後、独語も落ち着き、本人から「お腹が空いてなかった」「ジュースとたばこを買って、一服したかった」と話があった。

【配慮できたポイント及び考察等】

- ・意思をくみとるのが難しいと判断した場合、無理に選んでもらったり、こちらで選ぶことをせず、行動を見守った。
- ・本人の希望がいずれ伺えると信じ、最終的にジュースとたばこを購入したいという意思を表出することができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ④ ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

就 労 系

A-93. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑥ ⑧

Aさんは作業中、施設の訪問者に自分が描いた本を渡していいのかが聞いてきた。Aさんには、施設でのきまりで物のやり取りを他者としてはいけない事を話した。だが、Aさんは興奮気味に大きな声を出したり手を叩いたり不安定となった。この件について、職員同士で情報を共有し本人が満足できるような良い案がないか検討したところ本人が描いた本を見て頂けるよう玄関のショーケースの一角にAさんの本を紹介できるスペースを用いることはどうだろうかとの意見が出た。早速Aさんに話をすると、納得する。ショーケースにAさんと一緒に本の紹介のコーナーの棚を作った。とても喜び自分が作成した本をみんなが見てくれていることで安心できたのか、その後は落ち着いて作業取り組みができるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・一人で考えるのではなくチームで情報を共有し検討したことで実現できた。
- ・本人の立場になり考えてみる事により、視野が広まった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-94. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑦ ⑧

学校を卒業して5年になるAさんだが、昨年2月から自身の将来を考えてもらい、担当と一緒に将来できる事、することが難しい事、いろいろなケースを情報として提示し、情報だけでなく、体験もしてもらうことで、今後自分の将来について考え、担当と相談して今年の5月より、他事業所の利用を自身で選択され、週5日通うことができています。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・本人の体調や情緒に合わせて、時間をかけて体験を繰り返すことができた。
- ・本人のやりたい事（活動）を話し合い、事業所を確認して活動内容を決めることができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-95. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

高1 女兒・知的障害中度・措置

児童。中学2年生の途中から、学校不登校の状態、母が通わせることが出来ずにいた。その為、中3の4月から入所し、進路選択の段階で本児・母ともに自宅へ戻り高等部への進学を希望した。そこで、母・学校・入所施設・児相、市の保健師が集まり、中学部卒業後の進路、生活スタイルについて話し合った。現段階で家庭に戻っても、高等部で安定的に通えるとは思われない、以前と家庭環境が変わっていないことから、高等部卒業後に自立を目指すならば、入所施設から高等部へ進学し、様々なスキルを身に付けていくことが望ましいのではないかと提案した。本人のために最良の選択をするよう、関係機関が繰り返し説明をした。最終的に母が納得し、母から本人にも学園から後頭部に頑張って通うよう伝えた。その結果、入所施設に入所を継続し、本人も4月からの生活をイメージし、その中で、楽しみを見つけて生活できるようになった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・関係機関が協力し、一貫して保護者・本児に対して説明を続けることが出来たこと。
- ・保護者・本児が納得できる形で、最良の方法を選択することが出来たこと。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑥ ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-96. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑥

Aさんは立位保持、座位保持困難なため車椅子での生活をしている。短時間・短距離であれば歩行が可能のため、今までも時間を決めて活動していた。周囲に興味関心の高い方であり身体全体を使って車椅子ごと興味のある方へ移動する姿が多々見られており、活動量にも満足できていない様子が見受けられたため、車椅子から降りて活動する時間を増やした。その結果、表情が良くなる、活動量が増えたことで夜間安眠できる時間が延びた、体力が付いて体調を崩すことが減った、食欲が増したといった状況が見られた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・体力がなく以前は活動後発熱することがあったため、負担とならないよう徐々に活動時間を増やすようにした。
- ・歩行が不安定なため、サポーター等の着用に加え、安全面へ配慮して活動した。
- ・十分な水分補給を実施した。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-97. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑧

選択食（年3回）、朝食時のふりかけの選択、昼食バイキング（年2回）を実施し、集団給食でありながらも好きな物を選択して食べる機会を設けている。食事は楽しみの一つであり、食べる物を自分で選べる喜びを感じることができると共に、残渣の減少に繋がっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・希望のメニューを事前に聴き取りし、できるだけ希望に沿えるようにしている。
- ・実施後、感想や反省を出してもらい、次回に活かせるようにしている。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-98. 委員会考慮ポイントカテゴリー ③ ⑤ ⑥

普段から食べることにこだわりがあり、施設の給食がほとんど食べられないTさんだが、人数の少ない落ち着いた環境で食事を提供すると、着席し、揚げ物の衣に興味を持ち、自ら手を伸ばし食べる事が出来た。その後、ソースを指差す姿が見られたので、職員が揚げ物にソースをかけると揚げ物の衣だけでなく揚げ物の魚も食べる事が出来た。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・Tさんが落ち着ける環境にしたことで、食べる事に関心を持ち自ら手を伸ばし食べる事ができた。
- ・Tさんの指差しを見逃さず、要求に応えたことで、さらに食べる事ができた。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ④ ⑤

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-99. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ⑥ ⑧ ④

Mさんは、スケジュールの確認をすると午睡だとわかるが、寝たい気持ちがあっても「寝たくない」と言い、混乱する姿があった。その言葉に職員も言語で対応すると更なる混乱を招くので、メモに文字で「ねますか」「ねませんか」と書き伝えると自ら「ねます」を選んで混乱せずに午睡できた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・Mさんは、混乱すると切り替えが苦手だが、耳からの情報より文字を見て理解する力があるので、Mさんの得意なことで伝えることで気持の切り替えが出来た。
- ・見て理解できる文字を使うことで、混乱していてもMさんの意思を確認できた。

事業所判断ポイントカテゴリー ① ③ ④ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-100. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ⑧ ⑥ ④

Nさん 4月に入所した方です。自閉症・重度の診断があり、発語のない方です。

欲しい物があると、衝動的に走り出し、力ずくで持って来るタイプでした。その場の静止も伝わりませんでした。Nさんの興味と欲しい物を把握して、物の要求カードを作りました。合わせて「して欲しい」事のお願いカードを作りました。説明をしながら、実際にやりとりを積み重ねると、カードを見せてやりとりが出来るようになり、お互いに安心して暮らせるようになりました。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・Nさんの興味、好きな活動の把握に努めた
- ・禁止ではなく、伝え合いのやりとりに重点をおいて支援した

事業所判断ポイントカテゴリー ① ③ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-101. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑧ ⑥

外食時支援の際、メニューを自分で決めることができた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・事前にメニューを印刷し、選んでもらった。
- ・選んだメニューを口頭で伝えられるよう文章にしたものを作成した。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑤ ⑧ ④ ① ⑦ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児 童 系

A-102. 委員会考慮ポイントカテゴリ ① ③ ④

遊びの時間をどのように過ごせばいいかわからないお子さんに対して（自由な時間が苦手なお子さん）視覚的なカードで遊びを選んでもらった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・視覚支援で見てわかりやすいということと、選択肢があることで不安の軽減になったと思う
- ・カードがあることで、スタッフとお子さんの共通理解をはかれた。

事業所判断ポイントカテゴリ ④

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児 童 系

A-103. 委員会考慮ポイントカテゴリ ① ④

施設に来たがらないお子さんに関して、なぜなのかを言葉で伝えることが難しい状況だったが、アンケートのように文字でやりとりをしたことによって、原因がわかり来られるようになった。
(写真カードの色が青だったのが嫌で、赤にしたら本人が納得できた) その後は順調に通えている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・耳からの情報だけでは理解が難しいという事で、文字で伝えた事。
- ・ことばも刺激になるので、視覚的なもので本人の不安が軽減された。

事業所判断ポイントカテゴリ ④

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児 童 系

A-104. 委員会考慮ポイントカテゴリ ① ③ ⑥ ⑧

女性 A さん（30 代）言語での意思表示は出来ず、生活の中では特に趣味や好きな物・事が見られず。食事中では、他者の食事を盗ってしまう行為がある。A さんの好きな事を探るため買物外出を提案実施。「食べ物と洋服どちらを買いたいですか？」とジェスチャーで質問したところ、洋服を選び支援員としておどろいた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・支援員の思い込みで、食べ物を選ぶかと思っていたが、選択肢を出すことで本人の女性的な好みを知ることが出来、今後も買物外出を行い本人の生活に楽しみを見つけて行きたいと思った。

事業所判断ポイントカテゴリ ③ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児 童 系

A-105. 委員会考慮ポイントカテゴリ ② ⑥

七夕飾り制作時、折り紙で輪っか作りを行っていたが、M さんは、他の利用者の方が作成するのを見ているだけで、自分で折ろうとはしなかった。やり方を示しても教えても行わないため、自由に折り紙を折ってみるのはどうかと尋ねると、進んで折り紙を手に取り楽しそうに折り紙をやっていた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・できないなら、やらなくてもいいではなく、M さんにもできることがあると思い折り紙を提供した。

事業所判断ポイントカテゴリ

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児 童 系

A-106. 委員会考慮ポイントカテゴリー ④ ⑧ ⑦

余暇支援にて、指導員へ自分が遊びたい玩具を貸してもらい遊ぶ。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

その子のコミュニケーションの取り方に応じて

・玩具保管の部屋へ一緒に入り、選んでもらう。

・「〇〇」と玩具名だけの発語を受けて、「〇〇、どうするのかな？」と声掛け、待っていると、「〇〇、かしてください」と言え借りる。

事業所判断ポイントカテゴリー ④ ⑦ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児 童 系

A-107. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑧ ⑥

個別支援でパズルを行うが、気乗りしないH君。パズル置き場に一緒に行って、3枚と決め選んでもらうと、ノントンのパズルだけを選んで笑顔で取り組みだし早めに終えれた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・自分で行うパズルを選択してもらった。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ③ ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児 童 系

A-108. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ⑥ ④

PECSカード使用により、指差して意思が伝えられた。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・実物の写真を提示したことでわかりやすかった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑧ ① ⑦ ③ ④ ⑥

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児 童 系

A-109. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ⑧ ⑥ ④

〈自由遊びの場面で〉 Aさん（男児・未就学）

事業所にたくさんのおもちゃがある事が分っているAさん、何で遊ぼうかと迷って決められない場面があった。

Aさんはことばでの表出も十分可能である為、職員もあれこれと尋ねてみるがやはり決められないで時間が過ぎてしまった。そこで、主にことばによる要求が難しいお子さんに使用している写真カードによる要求のボードを提示すると、すぐに「じゃあこれにしよう」と決めて満足いくまで遊べた様子だった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

・膨大な中からの選択を求めず、やや選択肢を限定する事で本人の意思決定が容易になった。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥ ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-110. 委員会考慮ポイントカテゴリー ① ③ ⑥

〈言語訓練の場面で〉 Bさん（男児・学童）

訓練の前にどうしても遊びたいという要望が強いBさん、職員もスケジュールを決めていた為どうしようかと悩んだ。しかしBさんの気持ちを優先し、事前の約束とタイマーによる視覚的提示で5分程度と短い自由で過ごせる時間を確保したところ、少しでも遊べた事で気持ちを切り替え、その後はしっかりと着席で訓練を受ける事が出来た。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ Bさんの気持ちを優先出来た。
- ・ それにより、こちらの要求とBさんの要求の両方が上手く通った。

事業所判断ポイントカテゴリー ③ ⑥ ⑦

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-111. 委員会考慮ポイントカテゴリー ② ⑧ ⑥ ④

職員とBさんがお勉強をしていたところをAさんが見かけ、Aさんが傍に来て様子をじっと見ている事があった。Bさんとお勉強が終わり、Aさんとお勉強を行う。挨拶もせずに職員をじっと見ている状況であり、職員がお勉強の教材を提示すると首を横に振り、Bさんがお勉強をした教材を見る。職員がAさんのお勉強の教材とBさんのお勉強の教材をそれぞれ提示するとBさんのお勉強の教材を見て頷く事があった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ Aさんの表情や動作を見て何をしたいのか読み取る事が出来た。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ⑥ ⑧

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-112. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

一度インプットされてしまうと記憶に残って、毎回同じ行動が見られるAさん。砂遊びのセットが気になってしまい「やらせてほしい。」と不明瞭だが言葉で伝えてくる。しかし、他の利用児童との兼ね合いもあり提供できないために、砂遊びセットの見えない場所への移動、他の「ホワイトボードに自由書き。」を提案すると、その日だけでなくこだわりがなくなり、自由書きをする事で書きながら不明瞭だが発語が聞かれたり、表情が柔らかくなっている。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・ 他の提示をする事によって選択肢を増やせた。
- ・ 砂遊びのセットの見えない場所への移動。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑧

次の実例（A-113）は、事業所判断では成功実例とされた実例ですが、委員会の話し合いの中で失敗実例にさせていただいた実例です。

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

児童系

A-113. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑧ ②

Aさんが登所後学校での出来事もあり「今日は何もしたくない。動きたくない。」と言われていたが、指導員にちょっかいを出したり、他の児童などに自分本位の行動や発言が聞かれた。B指導員が行き「元気があるなら宿題やりますか？」と聞くと「やりたくない。」と言われる。「さっきは元気がないって言っていたけども元気あるみたいだし。今やれるなら家に帰ってからも遊べるし、お母さんも嬉しいと思いますよ。」と声掛けすると「分かった。やる。」と言い、宿題を行う事が出来た。終わった後は指導員に確認を依頼し、その後の遊びは自分本位になる事なく、他の利用児童と遊ぶ事が出来た。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- Aさんが聞き入れやすい指導員が声を掛け、好きな母親の負担が減る事を伝えた。
- 宿題をこなした後は自分本位の行動や発言はなく、長所であるリーダーシップを活かし行動出来た。

事業所判断ポイントカテゴリー 成功実例 ⑦ ⑧ ⑨

本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例における 意思決定支援実例のカテゴリー分け要素

本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例につきましては、成功実例で分けた10の要素（以下カテゴリー）の反対と捉えマイナス（-）記号の表記で掲載致しました。

なお、⑨の「家族や周囲の人の都合が優先された。」につきましては、本人主体ではない実例に該当するカテゴリーですので、マイナス記号の表記ではなく⑨の表記にしており、⑩の「その他」につきましては、本人の意思決定によらないもの、行動障害、こだわり、医療的ケアが必要な場面等としました。

また、各実例のカテゴリー掲載順につきましては、成功実例同様、委員の話し合いの中で要素が強い順に順列しており、重要な特徴あるポイント部分には下線を引いております。今回は皆様からいただいた実例を事業所名が特定されないようにし、全て掲載させていただいております。

- ①本人とのコミュニケーションを取るための道具使用していない。
- ②本人の表情の変化を観察して、意思を確認していない。
- ③本人の意思決定表出を受けて、実現していない。
- ④意思形成支援・意思表出支援をしてない。
- ⑤言葉だけでなく、実体験、経験、実践後に決めていない。
- ⑥意思決定を周囲で尊重できる環境が無く、実現していない。
- ⑦本人の意思決定を「待つ」体制がない。（繰り返し、根気よく）
- ⑧選択肢としての情報提供により実現ができていない。
- ⑨家族や職員、周囲の人の都合が優先された。
- ⑩その他

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 B 障害者支援施設（入所系）

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-1. 委員会考慮ポイントカテゴリー -⑥

入所施設から地域移行し、GHや作業所を利用していたKさん。GHでは近隣への迷惑行為などから施設に戻ってきた。作業所の方でも作業をしなければいけないという苦痛から、自分の鼻に石を詰めたりと目が離せない行動を繰り返し作業所も変更したりしたが問題行動が多く辞めることになった。

現在は施設で生活しているが、重度者が多い施設ではご本人に合った日中活動もなく、メリハリのない生活になってしまっている。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・問題行動ばかりに目が行ってしまい、本当の原因を探ることが出来なかった。
- ・地域生活などご本人が本当に望んでいたのか、きちんとニーズの把握が出来ていなかった。
- ・作業の時間など、ご本人の状況に合わせた配慮が出来ていなかったのではないか。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -② -⑥ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-2. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨ -③ -⑥ -② -④ -⑤ -⑦ -⑧

施設に入所し身体障がい・広汎性発達障がいなど様々な障害を併せ持っているIさん。ご本人はとにかく横になって過ごしたいという希望が強い。また、思い通りにならないと大声での要求の繰り返しが続く方である。

職員側としては横になる時間・活動する時間を日課表としてわかりやすく提示して取り組んだ。しかし、ご本人の希望とはマッチングしておらず、職員もご本人の健康のためなどと施設寄りの考えになってしまい、今も試行錯誤しているが見通しが立たない状況である。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ご本人の希望と、施設側の考え方に差がありすぎている。
- ・日中の過ごし方について、ご本人が意欲的に取り組めるものを取り入れたり検討すべきであった。
- ・施設寄りのこうしたしなければいけないという思いが強かった。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -③ -④ -⑤ -⑥ -⑦ -⑧ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-3. 委員会考慮ポイントカテゴリー -④ -⑦

カードで本人の要求を出して頂こうと考え居室にカードを用意したが、本人のカード理解が薄く何度も同じカードで要求を出してしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・カードのシステムを理解して頂くことが困難だった。
- ・スモールステップでカード交換の練習を始めにしておけばよかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -④

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-4. 委員会考慮ポイントカテゴリ -④ -③

ドライブの帰り道に施設から少し離れたところで降車し散歩することにしたが、後方に自販機を見つけてしまい一直線に向かって行ってしまった。職員に本人の大好きなお茶を購入してもらうまで動こうとせず、結局施設からお茶を持参しあたかも今お茶を購入したかのように見せかけて納得していただいた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・自販機にこだわりがあることを知っていたながら周囲を確認せずに降車してしまった。
- ・本人の切り替えを促す持ち物を持っていてもよかった。

事業所判断ポイントカテゴリ -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-5. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

他人を自分の意のままに動かせないことへの不満。集団生活の中で、迷惑行為を受ける場合。相手のことを理解したり、受け止めることを利用者にはお願いはできない。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・相手がなぜできないのか、なぜこだわりの行動などをやめないのかを説明して受け入れてもらうことは難しい。

事業所判断ポイントカテゴリ -⑥ -⑨ -⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-6. 委員会考慮ポイントカテゴリ -③ -⑥

利用者Kさんは地域移行の為に、別棟で自立生活訓練をしていた。初日移動の際、パジャマを持っていなかったのに、パジャマを持つよう話すと「私服で寝るんだと」と返事があり、それでは良くないことを話すと、「じゃあもう行かない」とすねてしまった。もともとプライドの高い方なのでプライドを損ねてしまったかもしれない。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・「私服で寝る」に対して否定的な返答をしたため気分を損ねてしまった。
- ・基本的に別棟での生活の流れを理解している方なので、心配しすぎずに本人に任せても良かったかもしれない。

事業所判断ポイントカテゴリ -②

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-7. 委員会考慮ポイントカテゴリ -④ -③ ⑨

昼食を済ませ、午後からの外出だった。おやつ時間もあつたのでファミレスに入った。メニューを見せながら説明をしたが、興味を持ったのはハンバーグや肉などの食事系だった。食べさせるわけにもいかず、本人が好みそうなデザートを注文した。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・自己決定はできたが、結果的に意思を無視した状況になった。

事業所判断ポイントカテゴリ -③ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-8. 委員会考慮ポイントカテゴリ -④

選択食について、どちらが良いかを絵を見せて尋ねたが選ぶことができなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人が食べたいと思うものを引き出すことができなかった。

事業所判断ポイントカテゴリ -④ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-9. 委員会考慮ポイントカテゴリ -⑥ -③ -①

施設開所以来、市政選挙、国政選挙を問わず選挙権行使に向けた投票支援を毎回実施してきた。掲示板に立候補者の顔写真を貼り出し、質問があれば選挙公約なども説明し選挙に備えてきた。選挙については、期日前投票を利用し支所の方と調整を図りながら投票支援を行ってきたが、この時の投票では、事前に支所の方から「投票する方は文字が書けるか？」との質問があり、文字を書くことが困難な方もいる事は説明しておいた。投票当日、数名ずつに分かれ投票所に向かったが、入口の所で再度「この方は字が書けますか？」と一人ずつ確認され、「文字が書けない方は投票できません」と言われた。選挙管理委員会の方には、施設内で利用者の方全員に投票所に行くことは事前説明し、実際に投票所に来た事は本人の意思であることを伝え、本人は白票でも投票したいと思いここに来ていることを選挙管理委員に説明したが「白票投票も本人の意思表示が無ければ認められない」との返事で投票する事ができなかった。後日、改めて投票所に向かうと、一部の方は投票を認められたが1名の方は投票が認められず選挙権を行使する事ができなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・投票までの流れは事前に説明していたが、白票投票の仕方（意思表示の仕方）は説明が不十分だった。
- ・選挙管理委員は公職選挙法に則った対応をしたと思われるが、事業所側との解釈に齟齬があった
- ・一般の方と一緒に並んでいるところで「この方は文字が書けますか」と質問される状況

事業所判断ポイントカテゴリ -⑥ -① -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-10. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① ⑨ -③

男性利用者のSさんははっきりとした言葉はないものの、単語程度であれば文字に書いて要求を伝えてくる事ができる。好きなアイドルについて施設のパソコンで調べてほしい気持ちがあり、希望があった場合は職員が調べて印刷してSさんに渡すようにしてきたが、調べてほしい内容を詳しく伝える事が難しいため希望した内容のものとは違ったものが印刷される事もあった。調べるにあたっては、調べる時間や回数を決めていたが、納得いかないようで行動から不満がみてとれた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・要求を詳しく伝えてくる事ができないため、Sさんの思いを完全に汲み取る事ができなかった。
- ・調べてもらえる環境はあるが、時間や回数の制限に納得がいかず要求がエスカレートしていった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑨ -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-11. 委員会考慮ポイントカテゴリー -③ ⑨ -⑥ -⑤

男性利用者のWさんには地域での生活希望があり、職員に何度も「グループホームいきたい」と伝えている。Wさんは入所施設や通所先の事業所、外泊した際には家庭でも大声を出す行動がみられており、職員からは「グループホームにいくなら、他の人の迷惑にならないように大声を出さないようにしましょう」と伝えられている。「わかった」と返事はあるものの理解は難しいようで、大声を出す行為は続いている。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・明確な意思が出されているが、大声を出すというWさんの特性から職員側で難しいと判断している。

事業所判断ポイントカテゴリー -③ ⑨ -⑥

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-12. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨ -⑥

自分のルーティンを崩せず行事や外出の時間に間に合わず他のお客様に迷惑が掛かってしまうことが続いている状態があった。

・予定していた出発時間になってしまったため、ルーティンの途中であったが行きたいのかの意思確認のみを行い、「外出先では楽しめる。」との思いでルーティンを途中で止め、やや強引に外出を行うこととした。結果的には「楽しかった。」との思いが聞かれたが、職員側の都合を優先してしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・計画書を事前に掲示していたが、本人のルーティンに対しての理解や適切な助言を行うことができなかった。
- ・「分かっているだろう。」との職員側の一方的な思いをお客様に求めてしまった。
- ・「行きたい。」の思いのみを受け取り「やりたい。」の思いを無視してしまう形となった。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑦ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-13. 委員会考慮ポイントカテゴリー -② -⑥ -①

外出したくなると不穏になりわめき散らす Y さんに対し、外出届けを出して外出することを許可しました。すると外に出ていろいろな食べ物を食べてくれることができることになり、昼食が気に入らないと食堂に来るなり破棄するようになった。そのあげく、破棄するときに不穏状態であるかのように泣き顔をしたり、独語を言ったりする。外出して食べてきたからといって落ち着きが長く続く様子はなく、2・3日でまた出かけたくなす。また、他利用者にも影響が出てきており「Y さんばかり」との声が聞かれるようになってきている。一人で外出許可をとれば出かけられるようにしたことは失敗だと考える。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ 本人と良く話し合いをしなかったこと。（どうして外出したいのか思いを、確認しないこと）
- ・ 他の職員と対応の協議をしなかったこと。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑥

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-14. 委員会考慮ポイントカテゴリー -⑤ -⑧ T さん

グループ活動で茶話会を行う際、事前にケーキの写真を用意しどのケーキが良いか内容を説明しながら希望を聞いたところ「甘い物は好きではないからいらない。」と話があり、他に食べたいものがあれば教えて欲しいこと、もしくは好みの食べ物などを具体的に挙げてそれらを準備することを伝えるも「いらない」と話す。茶話会当日も、「行かない」と返答があり、参加しなかった。しかし茶話会終了後、「何で連れて行ってくれなかった。ケーキ食べたかった。」と怒っていた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・ 今までにもご本人の言葉を尊重し茶話会で全く別の物を注文したり、不参加だったこともあった。毎回、時間をおいたり職員を代えたりし何度か意思の確認を行ってきており、今までは言葉と意図は同じであった。今回もご本人の言葉「いらない」「いかない」を尊重したが、言葉とは違った「食べたい。」「参加したい。」との思いがあり、それを職員が汲み取るまでには至らなかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑤ -⑦

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-15. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① ⑨

男性利用者の B さん。自閉症。音楽を聴くことが好きで、職員に対し聴きたい CD を要求することがみられる。本人の意思を尊重しようと、要求に応え続ける形で対応していたが、時間の配慮や際限がなく、対応困難な状況に陥った。そのため、音楽を聴いてよい時間や、CD の枚数に制限を設けたが、それを境に新たな拘り行動が増えてしまい、以前より落ち着いて過ごせる日が減ってしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・ 自閉症という障害特性に配慮せず、ただただ要求に応えてしまい、一方的に制限を設けてしまった。

・ 『言葉』による指示や、伝達だけで、本人が理解出来ているか確認せず、本人の納得いく形での支援をしなかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -① ⑨ -⑤

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-16. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -③ -④ -⑥ ⑨

男性利用者のDさん。ダウン症。本人なりのルール、ペースがあり、納得いかないと次の行動に移れない。発語も不明瞭で一方的ではあるが、理解可能な言葉も数語話す。職員の言葉掛けに理解を示し行動に移せることもある。

外出で他利用者（Eさん）1名と共にコンビニエンスストアに行くが、道中から「ダメだ。」と否定的な言葉を話していた。コンビニと道を挟んだ向かい側にドラッグストアがあり、指差して何かをつぶやいていた。コンビニ到着後、「ダメだ。」と話し、車を降りる様子がないため、職員はEさんを連れコンビニに行く。Dさんが一人で車を降りることがないようにエンジンを付けっぱなしにしてチャイルドロックを掛けるが、Eさんとの買い物終了後、車に戻ると、Dさんが窓から身を乗り出して車を降りようとしていた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人の「ダメだ。」という言葉は、半ば口癖のようになっていたため、真剣に受け止めていなかった。
- ・納得しないと次の行動に移せない、という本人の特性に配慮した支援ができなかった。
- ・ドラッグストアを指差し話していた言葉を、「聞き取れないから。」と諦めてしまった。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑦ -① -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-17. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -④

自動販売機でジュースの購入が週に一度ある。

Aさんに自分で選択していただくこと、お金を入れた後に「ボタンを押す」ことを任せてみた。ブラックコーヒーを押し、飲んでみると口に合わなかったのか半分以上飲まずに残してしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ブラックコーヒーを好む方もいるので、一度摂取してみるのも良いかと思われたが、結果として甘いコーヒーが飲みたかったことがわかった。
- ・自動販売機の利用は慣れていたのでAさんの判断に任せたが、その都度言葉でも説明を加えるべきであった。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -④

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-18. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -④ -⑦ -⑧ ⑨

Kさんの食事支援の際、食事の最後にお茶を飲むだろうと思い湯呑にお茶を入れて渡すと急に怒り出し手洗い場にお茶を捨ててしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・飲むだろうと決めつけ本人に確認をせずにお茶を入れてしまった。
- ・勝手に決めつけず、本人の気持ちを確認すべきだった。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -④ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-19. 委員会考慮ポイントカテゴリー -② -⑥ ⑨

Dさん 男性 30代 自閉症。

ある日の夕食後、Dさんが食堂入口で険しい表情をしながら男子支援員に対して一方的に叩く行為が見られた。状況を確認すると、食事を終えて退室したDさんが再度強引に食堂内に入ろうとした所を制止したら、急に職員を叩いてきたとのこと。

興奮したDさんに再度食堂内に入ってもらうと、食堂内の忘れ物を手にして何事もなかったかのように退室する。

対応した支援員に何故Dさんに食堂内に入ってもらうことを考慮しなかったか？と尋ねると、食堂内の先輩職員がDさんを退室させたので、中に入れてはいけないと思い込んでしまった。食堂内の職員は、Dさんが下膳後に食堂内を徘徊していたので、忘れ物の確認をせずに歯磨きのため食堂の外に誘導した。その場にいた職員誰もがDさんの思いに気付かず業務を優先してしまったために起きたことである。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・食堂内では、食事支援の多忙さから目の前の業務を優先してしまい、Dさんの行動に対する理解が不十分であった。
- ・先輩職員に対する遠慮と職員間の連携不足からDさんの意思の理解が遅れてしまい、暴力という形で意思表示をせざるを得なかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -② ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-20. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -⑧ ⑨ -③ -⑥

Aさん、喫煙者で煙草を吸う事が気分転換になっていた。GH入居となり、これを機に煙草をやめることを職員勧められた。また、歳も重ね病気を誘発する可能性のある煙草は医師からもやめるよう勧められていた。しかし、本人に禁煙の意思がないと共に、やめる理由もよく理解できないでいたため、なかなかやめる事ができなかった。本人と相談し1日の煙草の本数を決めて定時での喫煙をしていたが、煙草を吸いたいという欲求が収まらず、散歩しては拾い煙草をするようになってしまった。結局、禁煙することができず、自己決定支援が困難であった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・なぜやめるのか？を理解してもらうこと。
- ・本人の思いより、周りの意見（職員、家族）の思いを優先させてしまった。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -⑧ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-21. 委員会考慮ポイントカテゴリー -⑥ -⑧ ⑨

嚥下、咀嚼が困難で刻み食対応の利用者のおやつが、ようかん、ゼリー、プリンなど全て甘い物になっていた。本人より「塩辛い物が食べたい」と言われた。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・甘い物が好きとの認識の偏りがあった。
- ・随時、意思確認が出来なかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑥ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-22. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -② -⑧ -⑦ ⑨

外食へ行った際、Cさんにメニューを見て頂き、何が食べたいか選んでもらうが、何が食べたいのかなか決まらない。時間もなかったため、最終的に、職員が「これはどうか？」と聞いたものに対して「これがいい」と応え食べるが、本当にそれで良かったのかは不明。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ご自分で選ぶことができる方ではあるが、行動に時間がかかる方ではあるため、事前にメニューの写真を用意しておき、園でゆっくり考えて頂ければ、自分で決められたのではないかと思います。
- ・「時間」というこちらの都合を押しつけてしまった。

事業所判断ポイントカテゴリ -① -② -③ -⑦ -⑧ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-23. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -② -⑤ -⑧ -⑦

余暇時間の見通しの理解が難しく、パニックに繋がることがみられる為、写真と文字による余暇の過ごし方のカードを準備し提示するが、本人の理解が難しく定着には至りませんでした。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・写真と文字の理解が難しかった。
- ・実物の提示の方が本人の理解が得られたのだと感じました。

事業所判断ポイントカテゴリ -① -②

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-24. 委員会考慮ポイントカテゴリ -② -④ -⑤

食事のドレッシング・マヨネーズを選択して頂いていますが、知的に重度の方について選択するのが難しく、意思確認に苦労しました。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・その都度、ご本人実物を提示し選択して頂いています。
- ・ご本人の表情の変化、食べ方等を観察し記録しています。

事業所判断ポイントカテゴリ -② -⑤

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-25. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -④ -⑧ ⑨

Iさんは、外出が好きで食べることも好きのため本人に確認と説明をせずに外食を計画し実施してしまっ
た。

その場では平穏を装っていたが帰園後、他利用者を突き飛ばす行為が見られた。本人は、説明が無かった
ことと、自分の本位でなかったことから興奮し、他者を突き飛ばしてしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・視覚的な支援が必要であった。
- ・思い込みで計画し、本人の気持ちを確認しなかったこと。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -② -④ -⑧ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-26. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -⑧

健康診断の二次検診のため病院で内視鏡検査を受けることになった。本人には口頭で説明した
つもりだったが、病院で検査前の準備に時間がかかり、億劫になってしまった様子で、数日後の検査結果
聞きには行かないと申し出て来た。定期健診では検査出来ない二次検診だったため、支援員の方で良かれ
と思い実施、また、本人も納得した上での検査だったが、結果的にやる気を失わせてしまった。

【配慮できたポイント及び考察 等】

- ・検査の流れは説明出来ていたが、時間がどれくらいかかるのかなどの説明が出来なかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑤ ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-27. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -⑥ -⑦ ⑨

Nさんは、放尿や失禁があり、自分でもトイレへ行くこともあるが、定期的に声掛け誘導が必要であっ
た。しかし、Nさんは、職員の声掛けに対し動こうとしなくなり、拒否するようになってしまった。手を
ひいて無理にトイレへ行こうとしたことが嫌だったようだ。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・放尿や尿失禁後の掃除の事を考え、職員の都合が優先されてしまった。
- ・自主的にトイレへ行ける環境をつくる余裕が職員になかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -⑥ -⑦

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-28. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -④ -⑥ -⑧ ⑨

Yさんは、集団での活動が苦手な方で、普段から参加が遅かったり、来ないことも多い方です。毎食ごとに遅く、おのずと服薬も遅くなるのがほとんどでした。その日は、外出の予定があり、夜勤者は、早く朝食を食べないと準備が出来ないと思い、朝食に行くよう何度も促すと、布団をかぶり拒否が始まってしまう。その声掛けをした職員が夜勤になると、拒否して暴言も見られた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・あらかじめ、外出の予定は話していたが、言葉のみで、本人は、理解していなかったのかもしれない。
- ・本人の都合ではなく、職員の都合が優先された。

事業所判断ポイントカテゴリ -① -⑤ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-29. 委員会考慮ポイントカテゴリ -② -④ -⑥ ⑨

Aさんはコミュニケーションが困難である。食事前には職員付添で必ずトイレにて排泄を済ませてもらってから食堂に移動しているが、食事中に席を立つことが目立ち始めた。排泄を済ませ食堂に移動していることから尿意や便意を感じての離席ではないと判断した。数分後に様子を確認すると廊下にて尿、便失禁していた。また、トイレに移動してもらおうと入るなり排尿する事もあった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・職員の勝手な判断、思い込み
- ・言葉に出来ない利用者の気持ちを汲みとろうとする姿勢が欠けていた。

事業所判断ポイントカテゴリ -④ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-30. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -③ -④ -⑦ ⑨ -⑥

Aさんは自閉症で拘りが多い。引き出しを引き抜き廊下に出す行為が出現した。出された引き出しにAさん自身や他利用者がつまずき転倒する事が起きた。リスクを回避する為に引き出しを抜けない様に固定し、引き出しの中の物を別の場所に保管した。その結果、怪我や転倒する者はいなくなったが、Aさん自身が所持品に触れる事が出来なくなり、新たな拘りの問題行動が出現した。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・なぜ引き出しを抜くのか。本人の思いを考察せず、リスクの面を優先させてしまった。

事業所判断ポイントカテゴリ -① -④ -⑦ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-31. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨

全盲の男子入所者のベッドを購入する際、母親の意見でとってしまう。
本人の意思でベッド購入を決めることができなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・利用者~~と~~母親の距離感を考えながら、利用者本人の意思を表出させることが困難であった点
- ・母親に対してどのように意思決定の重要性を伝えればよかったのかという点

事業所判断ポイントカテゴリー -① -③ -④ -⑥ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-32. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -⑥

入浴について、女子入所者の歩行状況や本人の状態を考慮して入浴を毎日行っているが、浴室が空いている時間に入浴していただくようにしている。

が、本人は入浴の時間になるとすぐに入浴をしたがり、事情を説明し待っていただくように伝えるが待てずに何度も『まだですか?』と確認を繰り返す。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人には説明を繰り返しているが統合失調症から理解できない状態である。
- ・説明する工夫が必要であるが、実行性のある手段には結び付いていない現状である。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -② -⑥ -⑦

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-33. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

自閉症のSさんが居室の壁に頭打ちを始めた時に直ぐ本人の所に向かった。その際、頓服薬を飲ませる事、壁に頭をぶつけないようにする事だけを考えてしまい、どうしてSさんは頭打ちを始めたのか本人に聞くなどしてその原因を探る事をしなかった為にSさんが落ち着くまでしばらく時間を必要とする事になった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・頭打ちを防ぐ事だけを考えてしまいどうしてその状況へ至ったのか考察が出来ていなかった。
- ・突然頭打ちが始まる事があるので、職員も驚いてしまいどう関わればいいのか戸惑うこともある。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -④

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-34. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

人の真似をしたがり、欲求を満たすことへの配慮もしたが、結局は一層不穏になってしまい、職員への暴言・暴力へとつながってしまった。職員同士の支援へのバラツキもあり、困惑させてしまったのだと思う。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・心の裏側にあるものへの気づきが足りなかった。
- ・職員の支援へのバラツキがあり、相手を困惑させてしまっていた

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-35. 委員会考慮ポイントカテゴリー -④ -⑥ -⑦ ⑨

利用者に選択肢を提供しても、一つに絞ることが困難な方に対して「こっちが良いと思う。」と職員の見解を伝え、利用者本人が意思決定することを促すことができなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・いつまでも自分で決定することができないと思い、職員の見解を押し通してしまった。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-36. 委員会考慮ポイントカテゴリー -② -⑦ ⑨

ボウリング大会の行事に参加出来なくなった方がいた為、急遽参加していただく。やや緊張した面持ちだったので、本当に楽しんでいただけたのか本人の気持ちがあつかめなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・利用者の希望より人数合わせを優先してしまった。
- ・ゆっくり考える時間を取る事が出来ず情報が伝えきれなかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑦ -②

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-37. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -⑤

事業所へはバスを利用して通っているが運行時間が変更になり、バスに乗らず歩いて帰ってくる事が多くなり帰宅時間が遅くなっている。運行時間の見かたが解らないとの訴えもありバスターミナル案内へも出向き発車時刻、乗車バスの経路を確認している。カードにバスに表示される行き先と線番号を記載してお渡しする。平日は利用できる様になったが土日祝日の時間の違いが理解できず乗車できずに職員に迎えに来てほしいとの連絡が頻発した。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ご本人に提示しているが、そのバスが来ても乗らない。
- ・コミュニケーション不足

事業所判断ポイントカテゴリー -②

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-38. 委員会考慮ポイントカテゴリー -② ⑨

週 1 回の移動支援を利用している K さん。余暇活動の際に、体力や筋力低下予防の為、保護者より歩行運動の機会を設けてほしいとの要望があり、短時間の歩行運動を促すが、その場に座り込み、動かなくなってしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人と家族の要望に違いがあり、家族の要望を優先してしまった。
- ・本人が歩くことへの理解（必要性）が得られていない。

事業所判断ポイントカテゴリー -② ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】 障害者支援施設（入所系）

B-39. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -③ -⑥

ヘルパーとの外出で、どこに行きたいか、何を購入したいか本人と計画を立てた際、パズルとパズルの枠を購入したいとの要望が聞かれた。しかし、2 つとも購入することは金額的に難しかった為、1 つしか買えないことを伝えたところ、パズルを選んだ。枠については、来月に購入しようと言をし、「うん」と納得していた。しかし、ヘルパーとの外出時、パズルの枠も購入したかったようで、ヘルパーから、残金が少ない為、購入できないことを説明されたが「やだ」と納得せず行動が停止してしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人が理解できる形での説明ができていなかった。
- ・本人の返事のみを受け取り、思いを汲み取れていなかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-40. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -④

体重増加傾向にあるAさんは、「やせたい」と話してはいるが、体重が増えたことで動くことが億劫になっているようで、散歩や運動を勧めても行わず、甘いものも好んで、たくさん食べている。健康の大切さ、病気になることの大変さ等説明をして、食事等改善できるところをアドバイスしているが、実行に移すことができないでいる。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・運動や食事改善は本人にとって楽しくないことであるため行えないと思われるが、楽しく行うための方法を見つけられないでいる。

事業所判断ポイントカテゴリー -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-41. 委員会考慮ポイントカテゴリー -② -⑤

Oさんは、家族が度々面会に訪れており、帰省についても話しているが、「帰らない」と返答していた。ホームでの生活に慣れて、こちらでの生活を好むようになったものと推測していたが、他の方の帰省や予定表のカレンダーを気にする素振りや言葉が頻繁に見られるようになり、周囲が不穏となることもあった。家に帰りたがための言動ではないかと繰り返し確認するが、険しい表情で「帰らない」と言うばかりであった。家族が確認しても「帰らない」と言うため帰りたくないと思っている様子。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・質問の仕方を変えたり等いろいろ試しているが、「帰らない」という返答は変わらない。
- ・帰省を気にする他の理由を見つけられない。

事業所判断ポイントカテゴリー -②

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-42. 委員会考慮ポイントカテゴリー -③ -⑥ ⑨

家族の所に行って、一緒に外出したいという要望を持っていたBさん。家族に連絡したところ、都合が悪いためBさんの希望日には外出できず、本人の計画も変更になった。その後、Bさんの体調面の変化もあり、外出の予定を決められなかった。Bさんはそのことで不満があり、自傷行為をしてしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・家族の都合を優先し、代替案の提示ができなかった。
- ・Bさんの要望について把握できなかった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑨ -⑥ -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-43. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

入院している時に病室とトイレが遠く、リハビリパンツを使用していた。退院後施設に戻り、居室とトイレは近くにあり、日中は自分でトイレに行き排泄しているため、リハビリパンツの使用を控えるように声掛けしたが、入院時の不安が払拭されず、夜間はリハビリパンツを使用しないと就寝することが出来なくなってしまう。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人の不安を取り除くことが出来なかった。
- ・以前は出来ていたことが環境の変化により困難になってしまったこと。

事業所判断ポイントカテゴリ -⑧ -⑤

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

障害者支援施設（入所系）

B-44. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -⑤ -⑧ ⑨

ジグソーパズルを行うことが好きなSさん。新しいパズルを購入時に要望を聞き、かわいい絵の物が良いと伝えられたため、以前と同じピースのアニメのパズルを購入した。笑顔で受け取り、パズルを始めたものの、徐々に「難しくてできない」と訴え、不安定な様子が見られた。そこで理由を尋ねると、枠が同じ色でわかりにくいと話したため絵柄から作ってはどうかと伝えると、自分の作り方があるから嫌であると話された。話し合いを行い、後日パズルを購入しなおした。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・Sさんのパズルの作り方について理解しておらず、ピースや絵柄だけで選択してしまった。
- ・事前にどのような絵柄の物を購入するか写真などで提示し、決めて頂く準備が不足していた。

事業所判断ポイントカテゴリ -① -⑤ -⑧

次の実例（B-45）は、事業所判断では成功実例とされた実例ですが、委員会の話し合いの中で失敗実例にさせていただいた実例です。

【本人の意思決定支援が出来た実例・成功実例】

障害者支援施設（入所系）

B-45. 委員会考慮ポイントカテゴリー 失敗実例 ⑨ -⑥ -③

作業所を利用し、作業能力・生活能力も高いHさん。しかし、ご本人の希望としてはGHではなく慣れ親しんで安心できる施設で生活したいとの希望があった。長年ご本人を見てきた職員としては、まだ年齢も若くて地域で生活していく能力も十分にあるので何とかGHに移行したいとの思いがあった。

GHの体験利用・施設厨房への障がい者雇用を目標とした職場実習を行い、自信をつけさせた。少し強引ではあったがそのまま地域移行へと持って行き、結果として地域移行・障がい者雇用につながった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・時間はかかったが地域移行につながり、ご本人の自信にもつながった。
- ・今まで長い間ご本人の意思を大切にしてきたが、本当に将来のことを考えると、こちらからきっかけを作ってあげることも必要と思い強引に進めてしまった。結果としては地域移行と障がい者雇用へとつながったが、意思決定支援と言う点から考えると正しかったのかは悩むところである。

事業所判断ポイントカテゴリー 成功実例 ② ⑤ ⑦ ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-46. 委員会考慮ポイントカテゴリー -⑧ -④ -② Bさん外出の事例

意思の表出が頷き（肯定）、大きな声出し（否定）などパターンが少ない B さん。数名でドライブに出かけた際のこと。写真＋口頭にて行き先を提示し、ご本人も嬉しそうに頷き準備をしていた。ドライブの目的地に着くと、(違う！)というかのように大きな声を出して怒り公園ではない方角を指さして何かを訴えていた。カードを見てはいたが、ご本人の思っていた公園は別の所で、勘違いをしてしまったと推測された。再度、到着した公園のカードを見せると落ち着き、少し散策するも早く戻りたい様子であった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・公園＝〇〇とご本人の中で思っているものがすでにあっただと思われる。その点を配慮しきれなかった。
- ・ご本人の頷きを真に受けてしまったが、勘違いや思い込みからの頷きもあることを考慮できなかった。よく見ているか、頷きが早すぎないかなど、もっとよく観察するべきだった。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-47. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -⑦ Cさん買い物の事例②

食事の買い物に出掛けた際、Cさんの母親からは「たくさん食べる気分ようだ」とお聞きし、お店で本人と一緒に食べ物を見て回った後何点かにしぼる。会話が困難なため拳手をしたり、笑顔やそっぽを向いて教えて下さる方なので、「うどんの人」「お肉の人」「ご飯の人」と聞いている。1度は全部の物にニコニコ手を挙げています。その中で「うどんの人」が一番笑顔と反応が良く、何度も拳手された為うどんを購入している。しかし食事を始めると拒否により食べる事が出来なかった。自宅に帰ってからお肉を食べられたと母親より申し送られる。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・普段から行っていた確認方法であった為、職員も本人の意思と誤ってしまった。本人の正確な意思を正確に読み取る事の難しさを感じた。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-48. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨ -③ -⑥

人気の活動には人数が殺到してしまう為、希望者をグループ分けし曜日を変えて実施している。希望の活動に入ることが出来ず、別の活動に参加して貰わざるを得ない状況がある。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・職員数、利用者マッチング等、リスクマネジメントの視点から困難な状態がある。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-49. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨ -⑧ -⑥ -③

Aさん(ダウン症 男性 痛風持ち)は園の送迎車を利用しており、バス停から家まで歩いて帰っている。自分で買い物を出る能力があり、お金も自分で管理をしていたため、好きな時に買い物を行っていた。本人は肥満気味の為ダイエットを行っており、園の職員から痛風予防のため、食事についてジュースの飲み過ぎ、食べ過ぎは控えるように伝えていた。家庭でも母親が食事に気を付けていたが、自分で好きなものを買って食べていたり、父親が時折おやつを与えていたこともあり、痛風の症状が年に1, 2回ほどあった。

ある日お昼の休憩時間の際、ロッカー室で350mlの炭酸飲料水を飲んでいるのを職員が見つかる。本人は見つかってしまい急いで炭酸飲料水をロッカーに隠す。職員からロッカーを見せてほしいとお願いされると、渋々了解し、ロッカーの中を見せる。すると、空のペットボトル(炭酸飲料水500ml 2本、1000ml 1本)が見つかる。午前中に飲み干したとのことだった。登園時に自宅からバス停までの区間にあるコンビニで購入したとAさんから話がある。本人には痛風にならないように、園や家庭で食事制限を行っているため独断でコンビニでジュースを買って飲むのは控えるように伝える。一連の事を家庭にも連絡をすると話すと、号泣し叱られるから家族には話さないでほしいと懇願する。以前も同じようなことがあり痛風になっていたため、再発を防止の意味もこめて、家庭と連絡を取り、Aさんの財布は家庭で預かる事となる。その後としては、家庭でジュースは一日コップ一杯に制限が設けられる。財布については園での行事のみ、財布を持って登園することになる。Aさんの意思としては、元の通り自分でお金を管理して好きな時に好きな食べ物を食べたい。叱られたくない

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・すべてを制限するのではなく、買い物をして飲食しても良い日を用意し、設定した金額と量の範囲内で自由にしてもらうことによって、食に対する願望を実現出来るよう取り組みがあればよかったのではないかな。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑨ ⑩

【本人の意思決定支援が出来た実例・失敗実例】

日中活動系

B-50. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -③ -⑧

活動の予定をホワイトボードに表示し、利用者さんが自分の好む活動を選択できるようにしているが、生産活動での材料の納入が少なく活動を変更した。午後の活動を変更したため、午前中のうちに材料の納入が少なかったため、活動を変更した事を全体に周知している。しかし、Aさんは、午後になると材料を入れるかごを準備し、「下さい」と職員の所に来ている。再度、作業が終了してしまった事を伝えるが、なかなか受け入れる事ができず、かごを置き降園準備をして「帰る」と活動室を出ようとする行動に至ってしまった。

【配慮出来たポイント及び考察 等】

- ・一人一人ではなく、全体に周知してしまった。
- ・作業の種類を選択に幅を広げなかった。
- ・本人が興味を示せる活動内容がなかった。

事業所判断ポイントカテゴリー -③ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-51. 委員会考慮ポイントカテゴリー -③ -④

Bさんに観たいDVDを選んでもらう際、DVDのパッケージを並べて、「どれを観たいか指を指して選んで下さい」と言い職員がやってみせるが、Bさんは曖昧に微笑んだまま何もしなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・BさんがDVDを観たいのかが分からない。
- ・Bさんが、仮にパッケージを指したとして、それが「DVDがかかる」という結果に繋がると理解しているかが分からない。
- ・Bさんには、他の人に伝わり易い表出方法が非常に少ないため、経験を増やす事で意思表出を促している。
- ・職員が、意思表出を見落としているのかが分からない。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -③ -④ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-52. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

通園バスで登園しているHさん。数日前から自らシートベルトを外し、席を離れて立ってしまい、バスの通路に立ったままの状態以降車場まで待っている状況があった為、支援員が1週間ほどHさんの隣に座り添乗し、危険性に対する声掛けを行う。支援員が添乗した際は立ってしまうことがなかったが、添乗がないと立ってしまう状況であり危険に対する理解まで至ることはなかった。最終判断として、安全面の観点からHさんが立ってしまう場所を本人の降車場所とし、当面様子を見ることとした。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・拘りが激しい利用者さんであり、自傷行為につながる恐れがあった。
- ・危険性を伝える手段が声掛けでの説明のみであった。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -⑤ -⑦

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-53. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

給食の選択食の際、事前にメニューの画像を提示し、本人に選んでもらうが、実際目にした食事と準備した画像に違いがあり(トッピング等)、数を揃えて調理している為当日の変更がきかずに希望の食事を提供できなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ある程度のイメージでの画像ではなく調理員と相談し、調理後に近い画像を準備すべきだった。
- ・たとえば、「醤油ラーメン」ではチャーシューの有り無し、などの詳細についても確認すべきだと感じた。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-54. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

1日のスケジュールどおり過ごしている自閉症のAさん。他利用者の服の裾のめくれがあると気になってしまい後を追うような行動があった。普段はめくれている服を直すことで、気にされなかったが、作業中、Bさんの服が気になり生活支援員を連れ「ここ」と気になる部分を教えてくる。めくれていない服だったが整えると納得がいかず、何度も直すよう訴えてくる。Bさんもイライラし過剰に反応したことでAさんが興奮する。職員の両腕をつねる行為があった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- 気になる部分を指さししていたが、職員には理解ができず他害行為となってしまった。
- 興奮は治まらず頓服を服用する。

事業所判断ポイントカテゴリ

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-55. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

自分の思いがその通りにならなったり、苦手な利用者が目に入ると椅子を投げたり壁に穴をあけたりと大暴れしてしまうAさん。祖父母と暮らしており思いどおりにいかない自宅でも同じように暴れてしまう。祖父母も高齢のため困難な日々を送っている。会議等で何度も話し合いの場を設けAさんの意思を尊重し、傾聴したり、できることを見つけ、毎日怪我がないように支援しています。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- 理由が全くわからず、自傷行為や他害にはしる時の対応が困難。
- 冷静に声掛けや見守りをしている。

事業所判断ポイントカテゴリ

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-56. 委員会考慮ポイントカテゴリ -③ -⑥

手芸が出来る方で、販売のために作った物をグループホームに持って行きたいと意思表示をしているが、持って行くと戻ってこないことがある為、職員が持っていないように声掛けしている。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- 本人の意思表示に応えることが出来ていない。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑨ -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-57. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨ -② -③ -⑥

言葉での訴えが無く、直接的に訴えをする方で、昼食時、時々本人が食べたくない時は腕で払うような仕草や口を紡ぐ事をするが、全く摂取しないわけにもいかず、声掛けや少しでも口に運ぶようにしている。拒否が続くようであればそれ以上提供はしていない。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・意思表示が出ているが、こちらの都合で支援している部分がある。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑨ -②

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-58. 委員会考慮ポイントカテゴリー -② -④ -⑥

Cさんは知的障害と自閉症を持つ20代の男性です。

その日は普段と様子が違ったCさん。事務所の出入りを繰り返していたため「事務所には入れません。」と声をかけると、不安定になってしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・なぜ普段と様子が違ったか、確認しなかった。
- ・なぜ出入りしていたか、本人に確認しなかった。
- ・Cさんは自閉症で、否定的な言葉は不安定になると予想出来た。言葉使いに配慮が必要だった。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -④ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-59. 委員会考慮ポイントカテゴリー -③ -⑥

Sさんは、知的障害を持つ30代の女性です。一般就労して、空き時間は当事業所の日中一時支援事業を利用してあります。現在は父親と2人暮らしです。父親との生活は上手くいっていません。

本人から「グループホームを利用したい。」と話が有りました。Sさんは一般就労している為、計画相談支援は入っていません。町の福祉課の職員に相談をしていますが、中々グループホーム利用の話が進んでいません。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人が父と上手くいっていないため、職員が間に入りづらい。また、相談員がいらないため各関係機関との連携が上手く取れなかった。
- ・グループホーム利用の場合、現在の住まいから転居となり、働き先の変更まで考慮しなくてはならない。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -⑥ ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-60. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨

Aさんは自閉症であり、自分のペースの中で生活をしている。事業所内で行事等スケジュールに変更がある場合には事前に絵を見せたり声掛けをしたりしていた。ある日、落ち着いて気分が安定していたAさんに普段はやっていない作業をやってもらったところ、5分程度ではあったがやることができた。しかし、あくる日からいつも過ごしていた部屋から離れ、しばらく精神的にも不安定な日々を過ごすようになった。現在も一人になれることが多い部屋で過ごすことが多いが、精神的には安定して過ごしていることが多い。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・作業をしていた日は比較的精神的に安定していたので、事前に説明することなく、突然、スケジュールになかったことを勧めてしまった。
- ・本人の正確な意思を読み取ることができずに、意思の確認の難しさを感じた。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -② -④ -⑤

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-61. 委員会考慮ポイントカテゴリー -③ -⑥ -④

男性Aさんは暑さや天候の変化への対応が苦手で、それによりイライラ感が出てくると適切な意思表示が困難になり衣類を脱いでしまう行為をしてしまいがちである。また食事後も体温が上がるのか暑がる素振りを見せる事や、もっと食べたかったような時、適切な意思表示が困難になると衣類を脱いでイライラ感を募らせることが見られる。着替えなおす際、支援者の誘導に、すぐ応じること難しくすると拒否が見られる

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-62. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨ -⑥ -③

自閉的傾向の男性利用者Sさん。A職員と一緒に帰りたい、車まで送って欲しい、との思いが強い。その職員を見つけると、気持ちが高ぶり行動コントロールが難しくなり、本人や近くの方の怪我につながる可能性もあるため、現在は帰り際にはA職員とは距離をおいて帰宅している。近くにいる職員の手を引いて「送って」と誘う事もあり、A職員には特別な思いがあるものの、他の誰でも送ってくれる事が嬉しい様子がある。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・興奮状態の行動状況を考えると、落ち着いた気持ちで帰宅していただきたいとの職員の思いから、本人の意思を尊重する事が難しかった。
- ・他職員を誘う事もあるため、一緒に帰る職員の選択肢を増やし、本人の意思決定を実現する機会を増やすことも必要。

事業所判断ポイントカテゴリー -⑥ ⑨ -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-63. 委員会考慮ポイントカテゴリ -② -⑧ -④ ⑨

自閉症 男性利用者Aさん。プール活動の後は、好きなジュースやアイスを購入する活動の流れになっている。

Aさんは、過去にアイスを購入する事が多かったことから、アイスの自動販売機の前で好きなアイスを選択してもらい購入したが、他の方がジュースを飲んでいるのを見ると、ジュースが飲みたくなり怒りだすことがあった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・アイスを購入する事が多かったため、アイスの自動販売機の前でのみ、選んでもらってしまった。
- ・周囲の様子や、どのような商品があるかを見てもらってから本人の気持ちを確認し、購入するものを選択する必要がある。

事業所判断ポイントカテゴリ -② -⑧ -④

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-64. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -⑤

外部活動の際、移動手段について徒歩班と車両班に分かれることになったため、視覚的に分かりやすいように写真や絵を使って説明し、事前に利用者の方々に希望を聞いていたが、実際に出発しようとする
と徒歩班を希望していた利用者も車両を見ると車両班を希望することがあった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・希望調査の説明を利用者が十分に理解しておらず、説明の仕方に問題があったと思われる。また、状況理解も困難だったと思われ、徒歩か車両かの説明の意図が伝わっていない様子だった。

事業所判断ポイントカテゴリ -⑤ -⑧ -①

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-65. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑨ -⑤

母親と二人暮らしのBさん。家庭から通所していたが、家庭の事情で入所施設へ移ることになり、事業所を退所することになった。急な出来事だったため、Bさんに入所施設以外の選択肢を示すことなく周囲の都合で決定されてしまった。Bさんは家庭の事情をある程度は理解し納得はしていたが、他の選択肢を示して体験する時間や環境があればBさんはまた違った意思決定ができたのではないかと
思われた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人の生活に大きく関わる意思決定だったが、選択肢がないまま周囲の都合で決定されてしまった。
- ・家庭環境などを考慮すれば、日頃から不測の事態に備えて様々な情報提供や体験をする必要がある。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑨ -④ -⑤ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-66. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

スケジュールが天候によって左右されやすいものを作成してしまった。突然の変更に利用者様が適応できなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・天気不順な場合を想定してのスケジュールの作成
- ・利用者様の適応範疇の把握

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-67. 委員会考慮ポイントカテゴリー -⑧

作業において利用者様が活動したがらない。どうも他利用者が行っていることがしたいらしい。が聞いても答えず。表情・行動険しくなる。目線の先などまた、行動を観察して活動内容に飽きたということが分かった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・毎日のヒアリング・観察不足。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-68. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -⑤

給食の選択メニューで普段は実際のメニューを見て選択していただいているが、カレーライスの「甘口」「辛口」の選択ではなかなか見た目だけでは変化が無く、「辛い」「甘い」の情報提供が不足し、利用者の方が選択出来にくかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・見た目の違いがなかった。
- ・味覚の違いについて伝達方法の準備不足

事業所判断ポイントカテゴリー -① -④

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-69. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨ -③

行事活動でプールを選択された40代後半のKさん。保護者にプールの準備のお願いをすると「年齢的にも体型的にもちょっと抵抗がある」とのことで違う活動にしてほしいとお話があった。その後も職員が保護者に納得していただくとう働きかけをしたが理解してもらえず、当日の行事自体欠席になってしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・保護者への理解が得られなかった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-70. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑨

Aさんのトイレ介助で、約1時間に1回位のトイレ介助と聞いた。失敗をさせたくないとの思いから、声掛けを多くしすぎ、Aさんに嫌がられてしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・情報だけにとらわれてしまい支援者の思いを優先してしまう事でご本人の気持ちを後回しにしまった。

事業所判断ポイントカテゴリー ② ④ ⑥ ⑦ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

日中活動系

B-71. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -⑤

昼食で、カレーの甘口・辛口を選ぶ際、見た目がほとんど同じだった為口頭での確認と職員の意見（その利用者さんが辛いのが苦手かどうか等）で判断し選択して頂いた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・普段は実物を見て選んでもらうが、見た目での判断が難しい為見せることは出来なかった。
- ・見た目が同じでも辛さの違いがご本人に分かるように視覚からの情報（写真やイラスト等）や一口味見をしていただく等の選択するためのツールや体験の準備不足
- ・時間がかかっても待つ事でご本人が選択できたかもしれない。
- ・自己選択した上でのご本人の成功、失敗を経験するチャンスの場合支援者の思いを優先してしまった事で失ってしまった。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-72. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -④ -⑦ -⑧

入職後まもない職員が、利用者の外出支援をしようと試みた。先輩職員から、その利用者の趣味が近所の本屋さんで過ごす事だと教えてもらい、利用者には「今度施設の余暇活動として一緒に本屋にいきませんか」と提案した。本人の表情には笑みもあったが「行きます」「行きたくないです」といった意思は表示されなかった。その後も、同様の働きかけするも、本人から言語での意思表示はしてもらえず、最終的には働きかけを中断した。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・職員が「利用者と外出する」ことを実現しようと焦ってしまった。
- ・職員が入職後間もない女性職員であり、利用者が男性であったこともあり、利用者自身、戸惑いや恥すかしさがあった。異性に支援される利用者の気持ちに関し、職員自身の意識も希薄であった。
- ・職員が、利用者の性格（人見知り（特に異性））に関し情報入手不足だった。

事業所判断ポイントカテゴリー -④ -⑦ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-73. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -③ -④

事業所内での作業活動の際、口頭で作業実施場所及び実施内容を説明したが、内容が理解させず本人の行動がとれない事があった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・伝える内容を一つに絞り、わかりやすく伝える配慮が必要であった。
- ・理解度の確認を行いながら進めるべきであった。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -③

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-74. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -⑧

Cさん男性 40代。写真撮ることが好きであるが、人物撮影を許可なく行う事で、事業所において対人トラブルになりやすい。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人の良かれと思う気持ちと、相手方の考えている事の違いを分かりやすく説明する配慮があった。
- ・そのことについての十分な情報提供やコミュニケーションが不足していた。

事業所判断ポイントカテゴリー -② -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-75. 委員会考慮ポイントカテゴリ -② -⑦ -③ ⑨

下請けの作業が流れ作業のため、作業の途中で次の作業をお願いする事も多い。そのため、Sさんに次の作業をお願いするが反応がなく、聞こえなかったのかとも思いもう一度声かけをすると、怒った態度で次の作業へ移行していた。Sさんは、言語表現もできる方なので、やりたくない時には言って欲しい事を伝えたと、納得できない様子も窺えた。次の作業への移行は、一つの作業を本人なりにきりの良い所まで仕上げた後から、次の作業へ移行したいという思いも強いようであった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人の意向を汲み取れずに、作業の流れの中での職員の一方的な支援になってしまった。

事業所判断ポイントカテゴリ -② -⑦ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-76. 委員会考慮ポイントカテゴリ -② -⑧ ⑨

Aさんは、普段菓子班に所属している。その日、Aさんはクッキーの生地丸めの作業をしていたが、配達の当番であったため、いつものように「これから〇〇に配達に行きませんか？」と声をかけ、「はい、行きます」との返事だったので、その後間もなく出発した。しかし、途中、車の中で「クッキーの生地丸めは、帰ってからでもできるかな？」と話をしたので、もしかしたら配達に行く事を断ってはいけないの思いから「行きます」と返事をしてしまったのかと思った。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・行くか、行かないかの確認だけではなく、気分の乗らない場合や他の作業を行いたい場合は、断っても構わない事を補足すべきだった。

事業所判断ポイントカテゴリ -② -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-77. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -⑤ ⑨

選択メニューの給食の際、作業の関係で少し食堂へ行くのが遅くなり食堂へ行った時にはメニューが1種類しか残っておらず、メニューを選択する事が出来なかった。本人は別のメニューを希望して大声を上げ、別のメニューにしてほしいとの訴えがあった。その状況を見ていた他の利用者の方より、交換しても良いとの申し出があり、交換してもらうことで本人は落ち着きを取り戻して食事をした。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・メニューを交換してくれた他の利用者の方は、本当に別のメニューで良かったのか。
- ・選択メニューである為、同時刻に食堂へ行けるよう配慮が欠けていた。
- ・事前にメニューを伺うことで希望する食事の数を準備しても良かったのではないか。

事業所判断ポイントカテゴリ -③ -⑤ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-78. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -⑥ ⑨

作業の工程をマニュアル化し、それを基に説明しながら作業に取り組んでいたが、利用者の方は理解していなかったのに作業を進めてしまった。何度か同じ作業をしてもらっていたが分からない様子に気づくことが出来なかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・一つ一つ分からないことはないか確認を行う。
- ・分かっているだろうと職員が勝手に思い込んでいた。

事業所判断ポイントカテゴリー

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-79. 委員会考慮ポイントカテゴリー -③ -⑧ ⑨

社会見学研修の買い物時、Bさんはオレンジ色の布のトートバッグを希望したが、Bさんがそのバッグを持った姿を想像すると不似合いのように思えたことと、ご家族の方もそう思うのではないかと勝手に推測し、同じデザインで違う色のバッグを購入したほうが良いとアドバイスしました。Bさんは、5色の中から緑のバッグを選びました

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・Bさんが希望したオレンジ色のバッグを、職員が違う色が似合うとアドバイスした
- ・今でもオレンジ色のバッグより、緑色のバッグの方が良いと思います

事業所判断ポイントカテゴリー ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-80. 委員会考慮ポイントカテゴリー -①

作業部材の型板を組み合わせる作業をできるようにするため、手順を説明し、次に実際にやり方を見せ、実際の作業をしてもらって一人でもできることを確認したが、時間がたつと失敗が目立つようになった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・具体的な絵や写真などを掲示しておき本人自身で正確にできているかどうか確かめられるような手立てが必要であった

事業所判断ポイントカテゴリー -①

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-81. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -② -④

作業中、突然興奮して自身でも興奮が抑えきれなくなると外へ飛び出し、ある程度走らないと落ち着かない。職員の声掛けは理解できるが、会話はほとんどオウム返しでコミュニケーションが難しい為、嫌だった事等の興奮した原因を聞き取る事が非常に困難であった。環境の変化によっても興奮する事はあ
るが、突発的な興奮の時は本人の意志を確認すべきであるが実際には難しかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・会話が困難である
- ・例えば、家での事を思い出しての興奮であれば、心の中を汲み取る事は難しいと思われる。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -② -③ -④ ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-82. 委員会考慮ポイントカテゴリ -①

とても活発でお話しが大好きなHさん。出勤時の朝には家での出来事を話したり、作業中はある程度の報告を行う事が出来ていた。しかし滑舌が非常に悪く、伝わらない事も非常に多かった。職員から何度も聞き直すと諦めてその場から離れてしまう事もあった。「出掛けた」「終わりました」等の日常的な簡単な言葉はある程度聞き取る事は出来るが、「〇〇のお店で友達と〇〇を買ってきた」等の話になると、ジェスチャーを交えても断片的にしか伝わらなかった。色や写真の提示で伝わる事はあるが、スムーズなコミュニケーションを図りたいという本人の希望を叶える事は難しかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ 保護者も本人の言葉が分からない程滑舌が悪い。
- ・ たくさん伝えたい事はあるものの、完全に伝わらないもどかしさ。

事業所判断ポイントカテゴリ -③ ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-83. 委員会考慮ポイントカテゴリ -①

通所時最寄りのバス停から徒歩で事業所に通っていた、ある程度ルートは決まっており長年問題がなかったが、1件の店屋が気に入り毎日寄ってからバス停に向かう様になる。最初は店側も特に気にしていなかったが、次第に不満に思い事業所に「苦情」として報告がある。本人にスタッフから声掛け、「毎日寄っていかない様に」と促すが本人は通所時通うルートは自由、どこによってもいい、店主は友達との主張。本人の意思はそこにあるが地域の中では尊重できないケースの為、現在も継続して様子をみている状況。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ ご本人の意思が明確だが社会的マナーに反している場合、注意が必要。理解出来る方法を模索
- ・ 毎日通っているうちにご本人は「友達」と思い込んでいる。店主は迷惑している。

事業所判断ポイントカテゴリ -⑨ ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-84. 委員会考慮ポイントカテゴリ -①

事業所内の旅行時、Aさんが出発から自分の席に座らず職員の席にいて「僕はBさんと一緒じゃなきゃなの」「Bさんの隣に座りたいの」と強く主張する。事前にしおりは渡し本人、家族がみて確認していたが当日になって言いだす。普段からBさんの行動を気にしながら生活している為、バス座席表は事前に配布し納得してもらっているはずだったが・・・。そもそもBさんも同じ気持ちているなら近くの席にと配慮したのだが、Bさんの方は毎日付きまとわれがちなの、離れて座りたいとの希望があった。結局車内で職員が本人をなだめ、しづしづ納得していただいた。しかしホテルについても別の部屋だった事への不満から大騒ぎしてしまう。結局まわりの利用者さん、保護者さんに不快な思いをさせてしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・ Aさん本人が納得出来る様事前に個別説明を行う事が必要だと感じる。
- ・ Bさんの主張のみを中心に考えてしまった為、Aさんへのフォローが不足していた。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑨ ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-85. 委員会考慮ポイントカテゴリ -④ -⑤ ⑨

Eさん（知的障害）が一般就労を希望され、就職先を探していたが本人はどのような仕事をしたいのかイメージがわからないと悩んでいた。そのため口頭や文字だけでなく実際に企業の見学をしながら希望の職種を探していく支援を行ったが現在も希望の職種は見つからない状況が続いている。

S企業見学後に本人の感想を伺うと「人が多いので希望しない」「わからないけど希望しない」という回答があった。本人の様子から、意思決定以前に新しい環境への不安があったり、物事を選択すること自体が難しい特性があるため、このまま見学をいくら積み上げても本人のための支援にはならず、反対にEさんを苦しめてしまう支援になるのではないかという視点に至った。意思形成支援・意思表出支援があったうえでS企業を見学していたらEAさんはS企業への就職を希望されていたかもしれない。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・S企業の「たのしそうなポイント・見学時の体験」等をEさんに伝えられる配慮を事前に準備すべきだった。
- ・新しい環境に対する不安を安心にかえるための、丁寧な説明が必要だった。

事業所判断ポイントカテゴリ -④

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-86. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -④ -⑧

Fさん（男性、知的・自閉症）から、専門学校卒業後、就職の相談あり、何度か面談して信頼関係の構築を凶った。面談中は母親の顔を伺うしぐさが多くあった。その後、中古車販売会社での車清掃での職場実習を実施。トライアル雇用での採用になったが、トライアル雇用で終了になってしまった。

Fさんは、緊張のあまり、ことばを発声することが難しい方。仕事の業務に当たっては、アイコンタクトで意志を確認するが、仕事を遂行する上での確認する内容が多くあり、同僚との意思疎通ができなく、退職。支援者としては、すぐに就労ではなく、本人に意志の伝達する方法を身に付けてもらっての就労を考えるべきだった。現在は、就労移行支援事業所で意志の伝達方法を学んでいる。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・意志の表明として、自分でできること
- ・支援者や家族の顔を伺わないこと

事業所判断ポイントカテゴリ -④

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

就 労 系

B-87. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -④ ⑨

Tさんが「〇日ヘルパーさんと映画に行くの」と話していたため、何の映画を見るか聞いた所、「わかんない。母が決めるから。」とのこと。上映時間等の都合もあるのかと思ったが、「母に聞かないとわからない」「母の都合があるから」等の言葉がよく聞かれる。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本人の希望が尊重されていないのではないか
- ・保護者の都合や意見が反映されやすい。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑨

B-88. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -④

Bさん（女性）に好意を持っているAさん（男性）だが、一緒に作業に入ると気持ちの高ぶりから落ち着いて取り組む事が難しい状態となってしまう。愛情表現のコントロールが困難で、休憩時や昼食時も仲良く過ごしたいのにトラブルになってしまう事も多い。一緒に退勤したいという希望はあるが、トラブルが何度かあった為、Bさん家族から退勤時間をずらしてでも別々に帰って欲しいという要望があり、Aさんの希望が叶わないのが現状である。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- 希望をかなえようと支援するとトラブルにつながる事が多かった。
- 相手の嫌がっている気持ちを理解するのが難しい。
- 相手側のご家族に大きな心配と不安を与えた。

事業所判断ポイントカテゴリー -④

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-89. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -③ -④

外出の際、DVDをレンタルしている。事前に2枚レンタルと視覚的に伝え決めていたが、その場になると、3枚レンタルしたい様子であった。その中で2枚選び（約束を守る）会計を済ませた後、DVDエリアに戻り残りの一枚を交換、袋に入れるという行動がみられ、パニックとなる。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・2枚と決めていたが、具体的に何をレンタルするか決めていなかった。
- ・他利用者もいたため、個別対応が難しかった。
- ・約束を守ることを優先してしまった。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -③ -⑦

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-90. 委員会考慮ポイントカテゴリー -① -④ ⑨

Sさんは、重度の知的障害と自閉症を併せ持つ小学部5年の男児です。
職員に伝えたいことがたくさんある方ですが、言葉はなく、伝える術を習得できないのが現状です。意思はうまく伝えられずに、激しく癇癪を起してしまうこともあります。以前はカードを使用して要求を伝えることがありましたが、集団生活の中でカードの破損やなくなることが多く、カードの準備が追い付かずに、カードで意思を伝えることが定着していきませんでした。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・Sさんがカードを使って意思を伝える方法を練習したくても、カードがなくなってしまい、定着していない。
- ・カードの管理方法、カード以外の意思表出方法の支援が見つからない。

事業所判断ポイントカテゴリー -① -④ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-91. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

外出支援の中の一つとして、Bさん含め複数名で地域の理髪店にて散髪を実施していた。毎回同じ理髪店を利用することでBさん、理容師とも慣れてきた面もあったが、店内にあるお菓子や散髪の順番に拘りが出始め、最終的には飛び出しがあり、外出方法に制限がでる結果となってしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・荘外理髪の初回から店内での過ごし方や移動の構造化をして伝える等の配慮が必要であった。

事業所判断ポイントカテゴリー -① ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-92. 委員会考慮ポイントカテゴリ -④ -① ⑨

高等部3年女児。発語のない自閉症児で、要求がある場合は、クレーン動作や声出しをして、要求していた。そこで、食べることが好きな児童だったため、成功が見込めそうなおやつの場合と、余暇の場面でカードを準備し、おやつカード1枚、余暇カード4枚（ボール・DVD・ブロック・ペン）を1セットにして廊下に貼り、おやつの時・余暇の要求があった時に職員にカードを渡す練習をした。しかし、クレーン動作や声出しでの要求が続き、「カード持ってきて。」と言われてやっとカードを持ってきたり、余暇の要求をしているにも関わらず、おやつカードを持ってきたりして、カードの絵と要求がマッチングしていない。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・カードを持ってくることは可能だが、自分の要求するカードを選ぶことは難しいようだった。（カードの絵と要求がマッチングしていない）
- ・カードの種類を減らし、実物がある場所にカードを設置する方法に変更する必要がある。

事業所判断ポイントカテゴリ -④ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-93. 委員会考慮ポイントカテゴリ -⑧

なかなか遊びを見つけられず歩き回るTさんに、本児の好む遊びを3択で選んでもらう。自ら、絵本のコーナーを選びそちらへ向かうが、そこに同じように絵本を選ぶ他児がいるのに気付くと、Tさんは声を上げ離れて行ってしまった。すぐに絵本のコーナーから他児が去ったので再度Tさんを誘うがそこへ行くことは無く、部屋の移動まで遊びは見つからなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・絵本を選んで移動する前に、他児がいることの確認が不足していた。
- ・表出の弱いTさんからの発信に応じるタイミングが難しかった。
- ・分かって取り組める活動へ誘導し、気持ちを切り替えるきっかけを提供する方法もあった。

事業所判断ポイントカテゴリ -③ -⑥ -⑧

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-94. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

他児と一緒に遊びたいHさんは、他児に「一緒に遊ぼう」と声をかけるが、他児は一人で遊びたいために嫌がる。友だちの気持と、一緒に遊べる時と遊べない時とあることについて、メモに絵を描いて伝えるが、泣き出し、意味のない言葉をしゃべり出してコントロールが低下してしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・Hさんは、友だちと遊べないと思い泣いてしまったため、職員が友だちとの交渉を補助し、遊べる見通しを知らせる必要があった。
- ・場所の移動をすることで気持の切り替えを促したり、Hさんの好きな遊びを把握し提供することで、嫌な気持ちを短時間で切り替えるようにすべきだった。
- ・思いのとおりにならないことがあることを予め知らせておくことが必要だった。

事業所判断ポイントカテゴリ -③ -④ -⑥

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-95. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩ Aさんの20才 自閉症・中度の方

高等部を卒業して、順調に社会性を学び積み重ねて、行動面も落ち着きを見せていました。自分の家に帰る時に、バスに乗って一人で帰省したい希望があり、「今なら」という事で、練習を兼ねて職員と一緒にバスに乗ることから始めました。

練習が終了すると、生活全般が崩れ、職員の話を受けなくなり、無理な要求が多くなり、支援を見直す状況となりました。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・

事業所判断ポイントカテゴリー -⑥

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-96. 委員会考慮ポイントカテゴリー ⑩

おやつを食べる時「いる」「いない」の区別がつかず、言葉でどちらか尋ねたり「○」「×」のカードを指差すよう伝えたが意思を汲み取ることができなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・首を横に振って「いない」のジェスチャーをしたり「○」のカードを選んだりと答えに統一性がなかった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-97. 委員会考慮ポイントカテゴリー -④ -⑦ -⑧

PECSカードを使用するも、数が多すぎて選べなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・選択肢を増やしすぎてしまった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-98. 委員会考慮ポイントカテゴリー -④

自分の意思を表出するのが難しいお子さんに対し、実物や具体物、視覚的な物などで、いろいろ経験できる機会を作ったが、「どれにする？」と選択する状況になると一番右を選んでしまい、本人が本当に要求したものがわからない。(いない時や困ると最近は笑ったり困った表情はみられるようになってきた)

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・おやつに関しては、あまり好き嫌いがなく、よけいに選びずらかった。

事業所判断ポイントカテゴリー ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-99. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

日帰り修学旅行へ行く利用者さんへ、学校の先生がしおり（スケジュール）を見せると、学校でパニックになるため、本人にしおりを見せないでほしいと頼まれた。（パニックになる事への配慮による）旅行当日、いつもと違う流れに本人不安定になり、他害行為が見られてしまった。旅行先に着くと、結果楽しむことが出来たが、出発まで不安な思いをさせてしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・当日どこへ向かうのかを本人へ提示する必要があったが、パニックで旅行に行けなくなるのではないかと不安もあった。また、学校側ともしっかり連携する必要があった。

事業所判断ポイントカテゴリ -① -⑥ -⑦ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-100. 委員会考慮ポイントカテゴリ -①

Aさんより、絵を描いてほしいと要望がある。しかし、何の絵を描いてほしいか言葉が不明瞭で訴えを聞き取ることが出来なかった。Aさんが次第に苛立ち始めたため、Aさんの好きそうなものを何点かあげて、その中から選んで頂き絵を描いた。Aさんは喜んでくれたが、訴え通りのものを描く事ができなかった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・訴えがあったのに聞き取る事が出来ず苛立たせてしまった。また、Aさんの意思を誘導してしまった。
・絵や写真などを用いて確認する事も出来たのではないかと。

事業所判断ポイントカテゴリ

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-101. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑩

こだわりの強い Sさんが、学校からは機嫌よく送迎車に乗って事業所に到着するが、泣き出しており、「ここにいる」とジェスチャーで示し車から出ない。原因が見当たらない。手を引っ張ったり、体を押ししたりするが、全く動こうとしない。電話し、おばあちゃんに迎えに来てもらう間、一旦建物内に入るよう説得するが、頑として受け付けなく、結局、そのまま来た道に戻る格好で祖母宅に送って行って利用なし。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

・他児も登園した中、本児に指導員の1名が付き添いが出来る状況下では無い。
・学校からの申し送りとお児の現状が一致しない為、また、初めての出来事だった為原因が推測出来ない。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑩ ⑨ -① -② -⑦

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-102. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -③ -⑥ ⑨

T君は、余暇のDVD鑑賞時、1枚観て、もう1枚を持参しようとする。好きなものを傍に置きたいタイプでいつも同じ押し問答がある。借りて観るのは1枚ずつの決まりなので、いつもその説明はするが、2枚重ねて分からないようしながら持参しようとする。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・その時の本児のこだわりの度合いによっても聞き分けが出来ない時がある。
- ・本児が分かる提示方法で示してない。

事業所判断ポイントカテゴリ -① ⑩

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-103. 委員会考慮ポイントカテゴリ -③ -⑥ ⑨

〈自由遊びの場面で〉 Cさん（男児・未就学）

Cさんはことばによる意思表示が難しく、おもちゃの要求はいつも写真カードが貼ってあるボードを用いて行っている。その日も最近お気に入りのおもちゃを要求し遊び始めるが、珍しく途中で別なおもちゃの要求があった。スペースや時間の都合でおもちゃの選択は時間内1人1回だけとルールを設定していたが、どうしてもと癇癢を起こしてしまった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・本児の要求に十分対応出来なかった。
- ・時間内におもちゃの要求は1人につき1回までとルールを決めているにもかかわらず、写真カードが貼ってあるボードが再度要求出来るような位置にずっと提示されたままであった。

事業所判断ポイントカテゴリ -③ -⑧ -⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児 童 系

B-104. 委員会考慮ポイントカテゴリ -④ -⑤

〈グループワークの場面で〉 Dさん（女児・学童）

「〇〇」と「××」の2つの課題を提示し、最初は「〇〇する!」と意気込んでいたDさんだったが、その直後に他児から「一緒に××しようよ」と誘われ、少し困った表情ながらも××を選ぶ。職員はDさんが〇〇の課題の方が得意である事が分っていたが、本人に本当に××で良いのか尋ねたところ「うん」と返答がありそのまま課題をスタートさせた。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・最終的にはBさんが××で良いと意思表示したが、本心であったかどうかは追及していない。

事業所判断ポイントカテゴリ -④ -⑤

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-105. 委員会考慮ポイントカテゴリ -③ -⑥ -⑦ ⑨

送迎で事業所を利用している A さん。事業所に来て活動の流れに乗れず、自由に遊びたい気持ちが強い。今は遊ぶ時間ではない事を絵カードを提示して示すが絵カードの意味が理解出来ていない。自由に遊ぶだけでなく、少しでも他児と同じ部屋にいたり活動に参加してもらおうとすると、職員が抱っこをしたり膝の上に座らせて活動に参加させている状況である。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・送迎等もあり、A さんの気持ちを待つ時間が短くなってしまふ。

事業所判断ポイントカテゴリ -③ -⑦ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-106. 委員会考慮ポイントカテゴリ ⑨

A さんが宿題を行うので見守りを行う。A さんが分からない問題を尋ねてきて答えが出る様にヒントを出し、行っていくが「分からない。」と言い、しばらくすると「もういい。」と言い、適当に記入し正解ではない記入をする事があった。ある程度こなす範囲を決めたり、1 問だけ集中を試みるように促すが「お家でやる。」「やりたくない。」の連続で気分のムラも出てきて、継続が難しくなった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

- ・問題の正解だけを教える事は出来ず、まだ特に計算についての理解が難しく、「出来ない。」となってしまう継続が難しかった。
- ・A さんの「家でやる。」と言う意思に対して家庭事情も含め、事業所で行うのが望ましいのではと考えてしまい、事業所でやれるような方向になってしまっている。

事業所判断ポイントカテゴリ ⑨

【本人の意思決定支援が困難だった実例・失敗実例】

児童系

B-107. 委員会考慮ポイントカテゴリ -① -② -⑦ ⑨

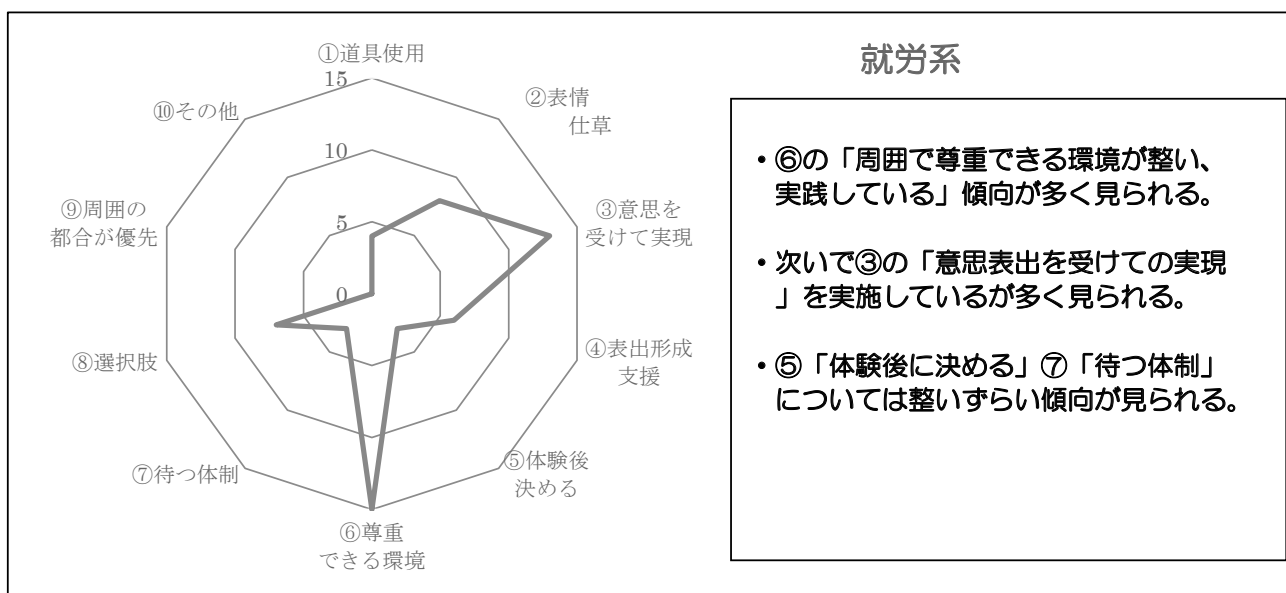
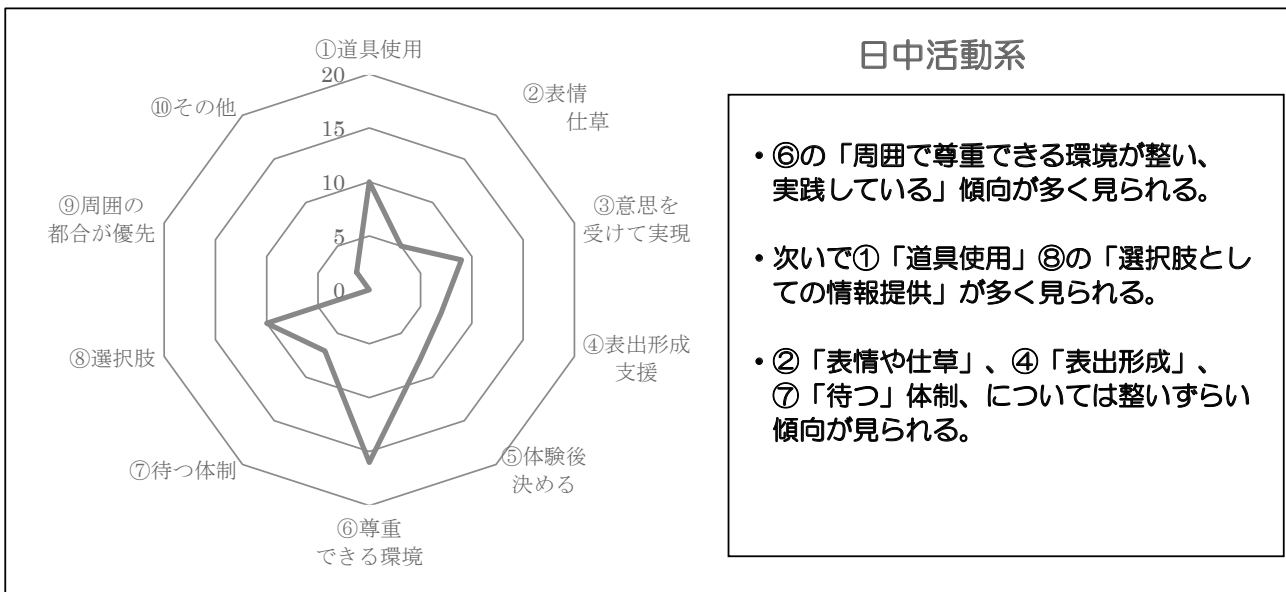
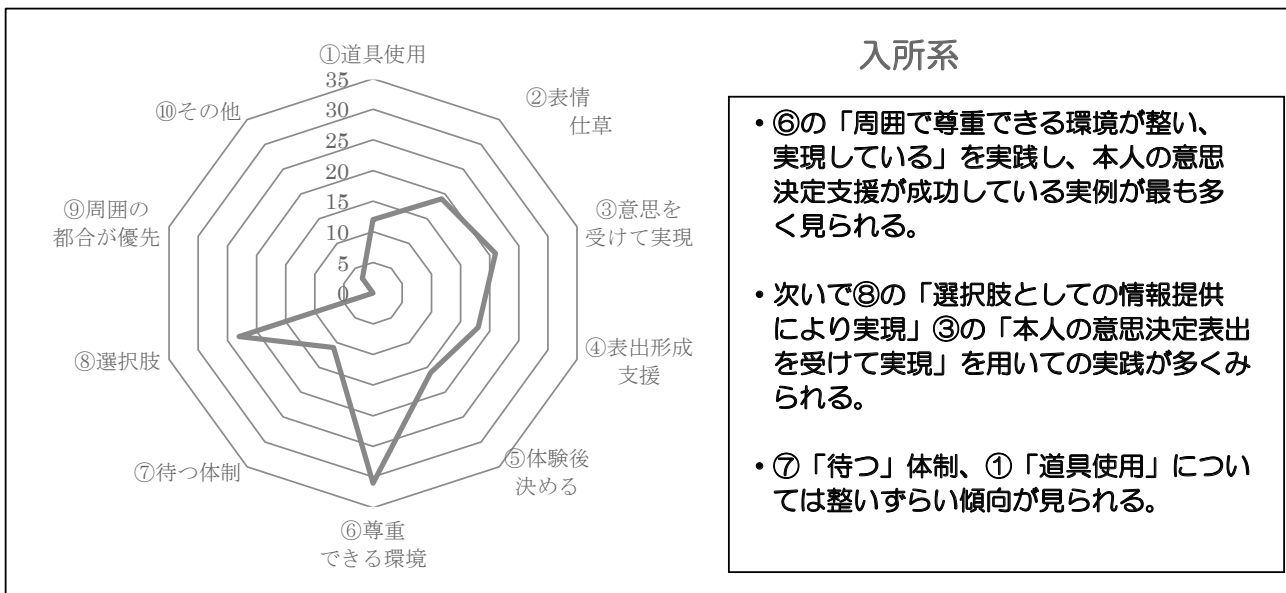
行動のこだわりが1 か月前前から見られてきた A さん。事業所に到着してから玄関から動けず、固まったまま一指し指を合わせたままだったり、歩く場所を決めているのか片足立ちで落ちないようにバランスをとるなどして中に入ろうとはせず。声掛けをするが、反応なく掴まる所から手を離さずに頑なに拒否の姿勢が見られる。動いてもらおうと指導員が体に触れるも抵抗を見せる。他の児童が帰ってくる時間だったり、送迎の時間で指導員が手薄になってしまう事もあり、指導員手動で室内に入ってもらった。

【配慮が困難だったポイント及び考察 等】

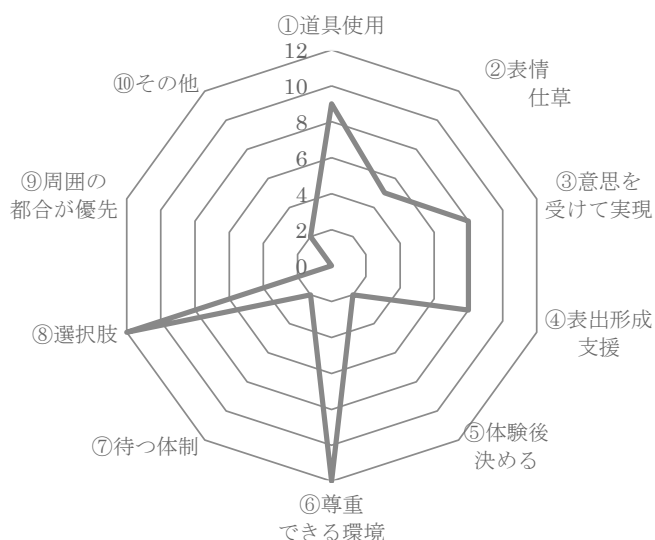
- ・本人の動きと指導員の動きが合わずに「狭いから危ない。」「指導員が手薄になるから。」となってしまう、A さんの意思をなくしてしまう事。

事業所判断ポイントカテゴリ -⑦ ⑨ ⑩

平成29年度 カテゴリー分類図（成功事例4系全体）

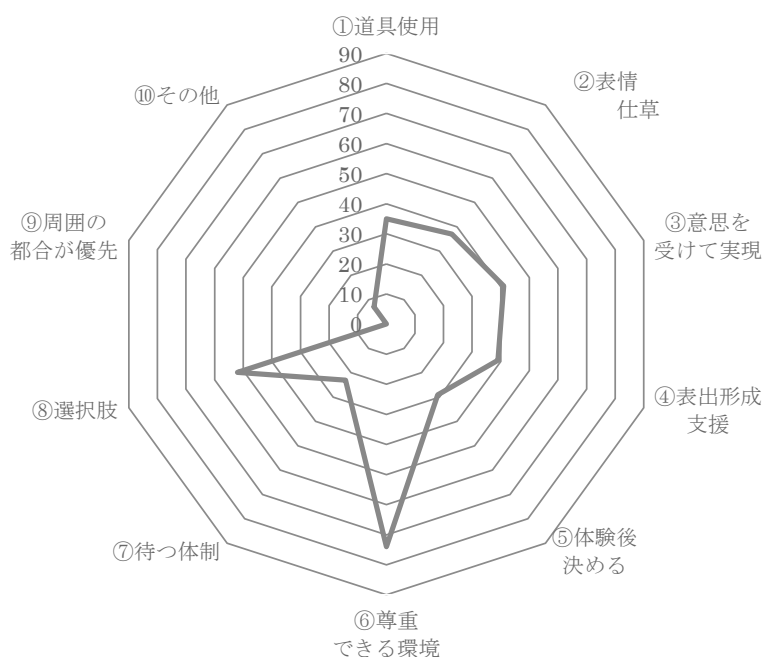


児童系



- ⑥「周囲で尊重できる環境が整い、実践している」、⑧「選択肢としての情報提供」が多く見られる。
- 次に①の「道具使用」が多く見られる。
- ⑤「体験後に決める」、⑦「待つ体制」については療育という立場からか整いづらい傾向が見られる。

成功事例 全体のカテゴリー分類図



系統別カテゴリー数

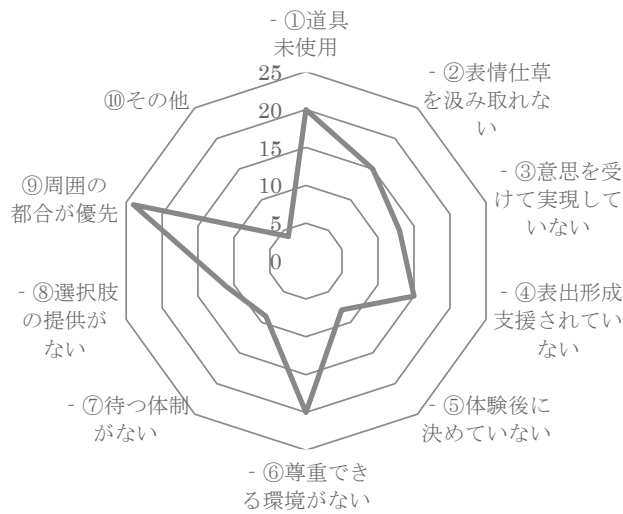
カテゴリー	入所系	日中活動系	就労系	児童系	全体
①	12	10	4	9	35
②	19	5	8	5	37
③	21	9	13	8	41
④	18	7	6	8	39
⑤	16	8	3	2	29
⑥	31	16	15	12	74
⑦	11	7	3	2	23
⑧	23	10	7	12	52
⑨	0	0	0	0	0
⑩	3	2	0	2	7

【全体の傾向】

- ⑥の「意思決定を周囲で尊重できる環境があり、実現」が最も多く実践されていた。
- 次に⑧「選択肢」、③「意思の表出を受けて、実現」が多く見られた。
- ⑦「待つ体制」、⑤「体験後に決める」については、少なかった。
- 昨年、一昨年の結果同様、⑨の「家族や周囲の人の都合が優先された。」は、0であった。これにより人権侵害があつての成功事例は無かった。したがって本人主体の意思決定支援がなされている所に人権侵害つまり虐待はないという実例の結果であった。

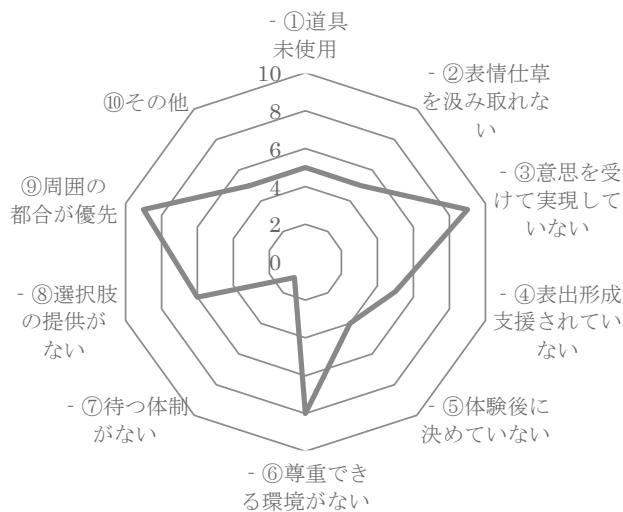
平成29年度 カテゴリー分類図（失敗事例4系全体）

入所系



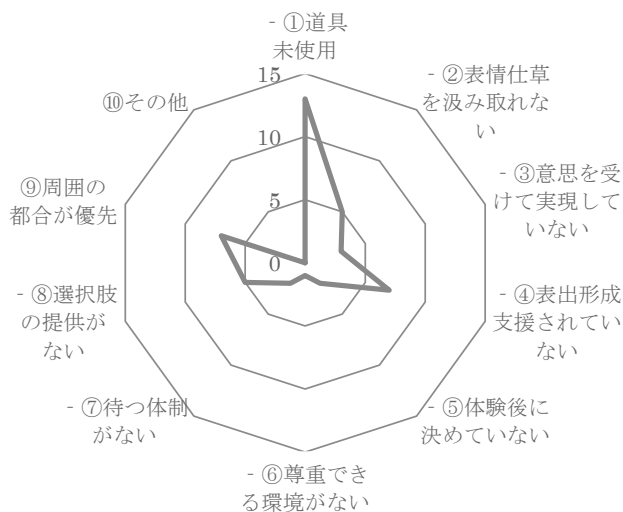
- ⑨の「家族や周囲の人の都合が優先された」が最も多く見られる。
- --⑥「周りで尊重できる環境がない」
--②「表情や仕草」-④「表出形成」が多く見られる。
- --⑤の「体験後に決めていない」は少なかった。

日中活動系



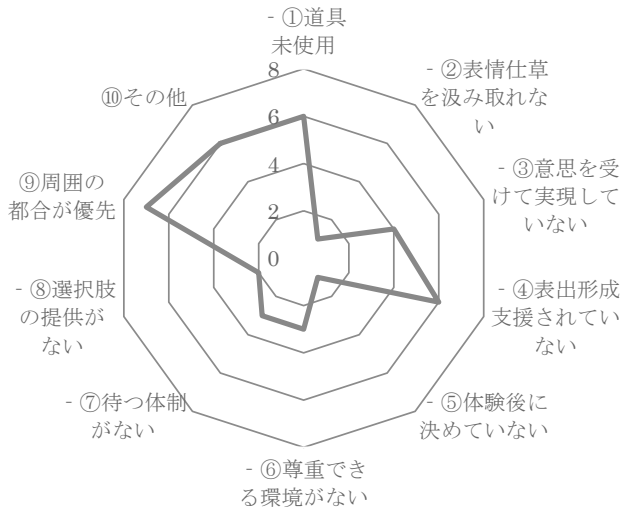
- --③「本人の意思を受けて実現していない」、⑨「周囲の都合が優先」がもっとも多く見られる。
- 次いで--⑥「尊重できる環境がない」が多く見られる。
- --⑦の「待つ体制がない」は少なかった。

就労系



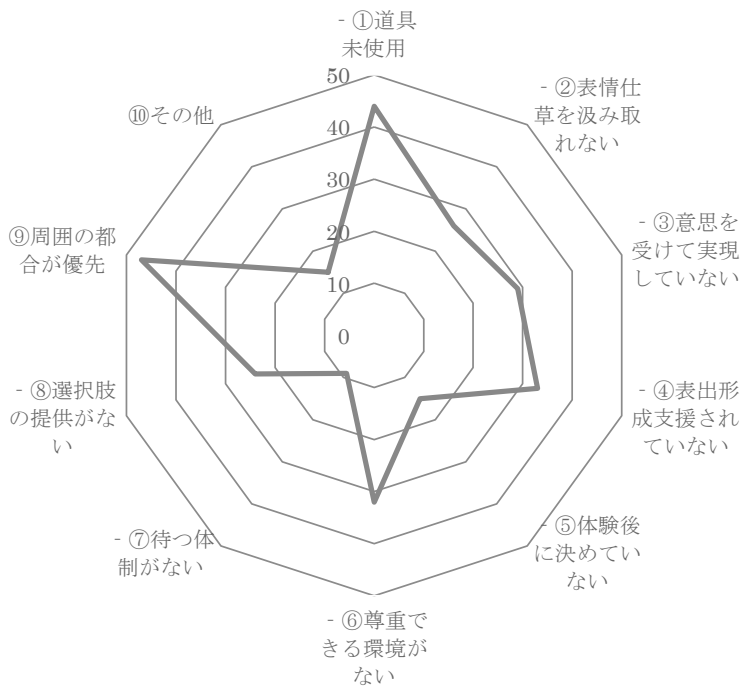
- --①の「本人とのコミュニケーションをとるための道具未使用」が多く見られ、推測される事として「日常的に本人が話せるから」と言い口頭のみで伝えてしまい本人に分かりやすい丁寧なコミュニケーションが取られていないと考えられる。
- --⑥「尊重できる環境がない」については他系にくらべ少なかった。

児童系



- ⑨「周囲の都合が優先」が多く見られ、児童では「教育」「療育」「しつけ」という視点が加味されていると考えられる。
- -⑤「体験後」、-②「表情や仕草」-⑧「選択肢」については少なかった。
- 療育の立場があるため意思形成支援が成されずらい背景があると考えられる。

失敗事例 全体の 카테고리分類図



系統別 카테고리数

카테고리	入所系	日中活動系	就労系	児童系	全体
-①	20	5	13	6	44
-②	15	5	5	1	26
-③	13	9	3	4	29
-④	15	5	7	6	33
-⑤	8	4	2	1	15
-⑥	20	8	1	3	32
-⑦	9	1	2	3	9
-⑧	11	6	5	2	24
⑨	24	9	7	7	47
⑩	4	5	0	6	15

【全体の傾向】

- -⑨の「家族や周囲の人の都合が優先された」が最も多く見られた。
- 次に、-①の「本人とのコミュニケーションをとるための道具未使用」、-④「表出・形成支援がされていない」の順で多く見られた。
- -⑤「言葉だけでなく、実体験、経験、実践後に決めていない」の実践件数が成功・失敗共に少なく、経験や体験を実施する前の段階で周囲の都合や尊重する環境、体制が整わず本人の意思決定を受けても実現が困難な現状が見られる。そのため、意思形成支援を行う上での環境が整いずらい傾向が見られる。

資料編

- ① 平成 28 年度
 カテゴリー分類図 P 92

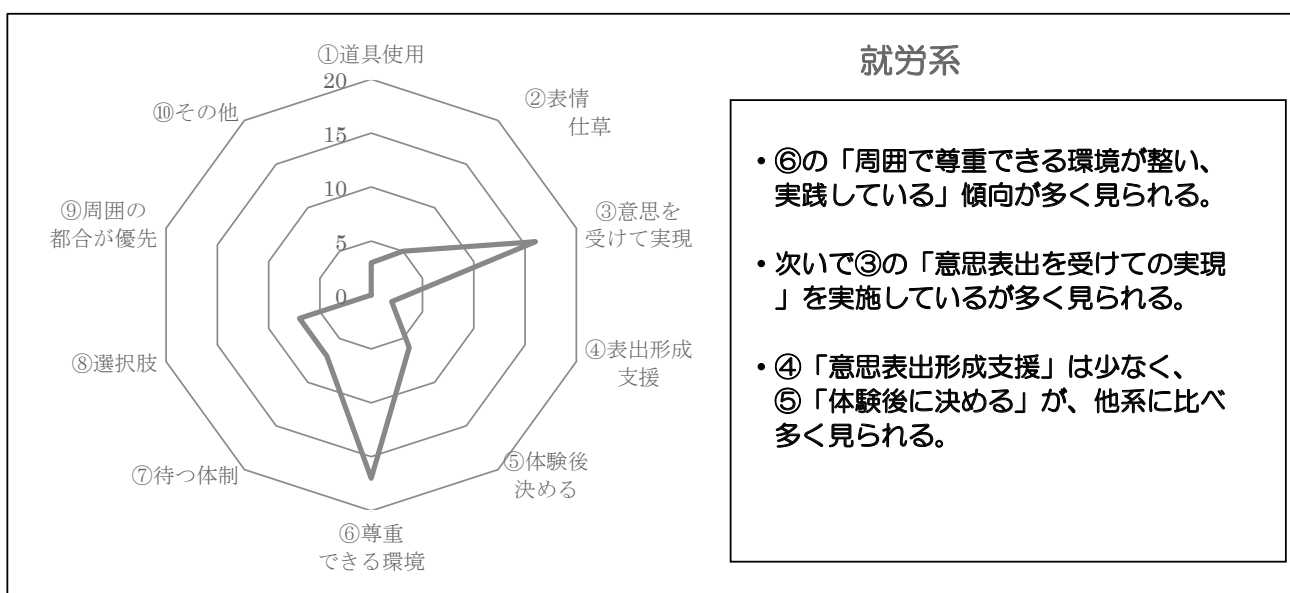
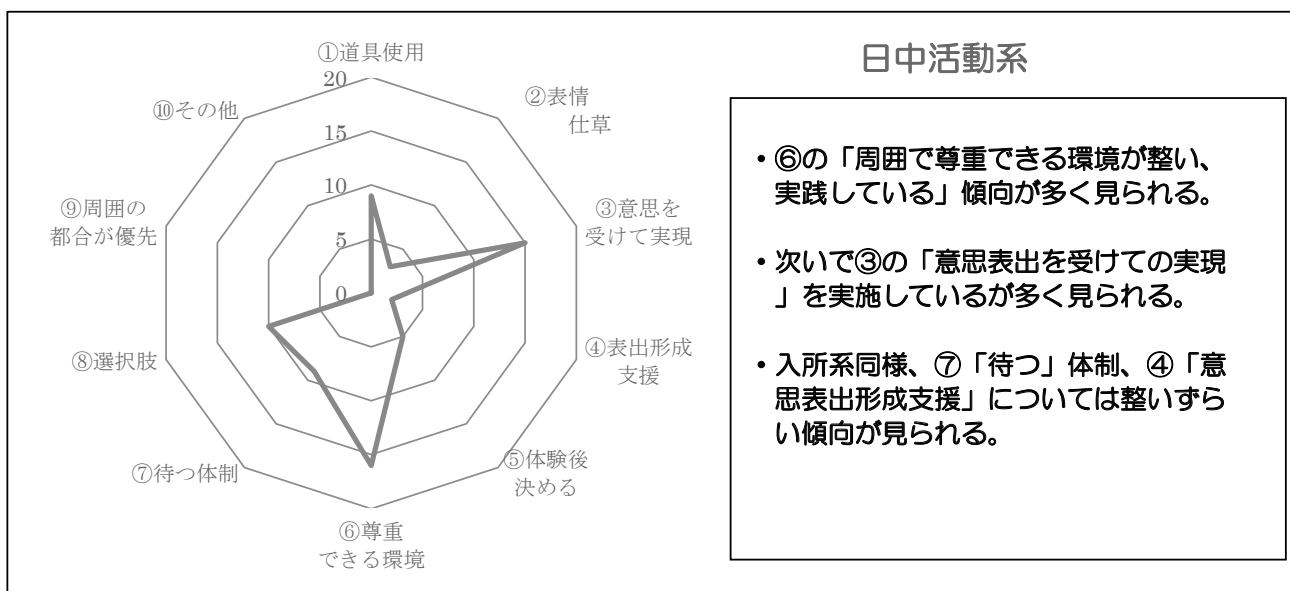
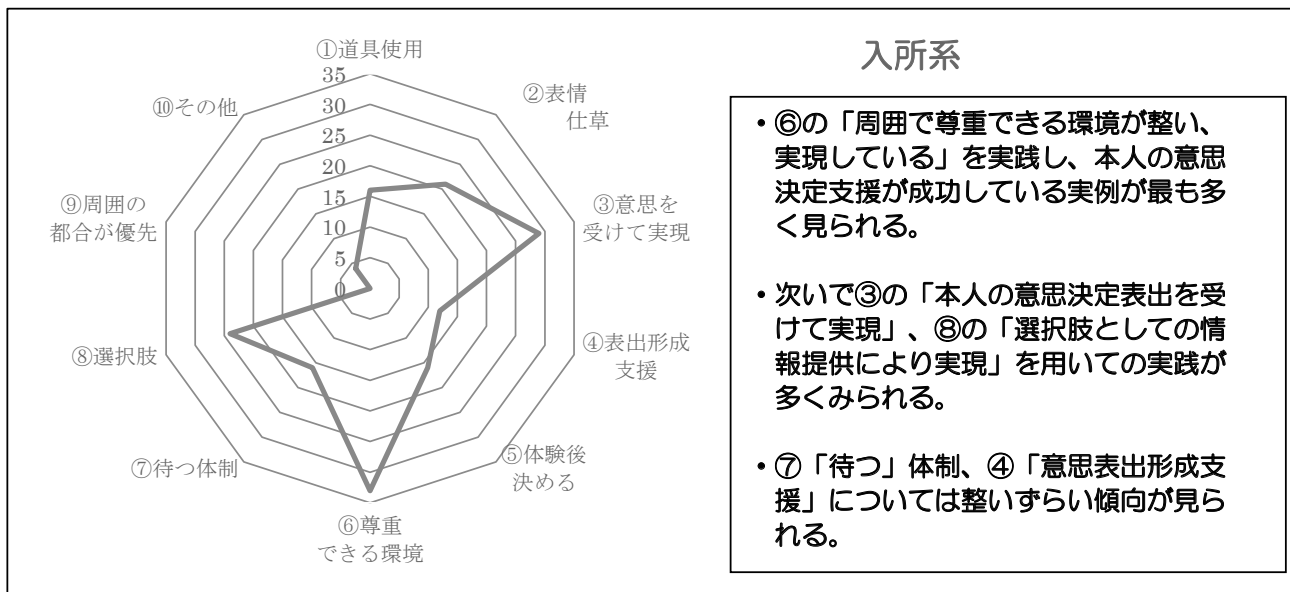
- ② 3年間のカテゴリー分類比較図 . . P 96

- ③ 日本知的障害者福祉協会による
 「障害者の意思決定支援に関する意見」
 P 97

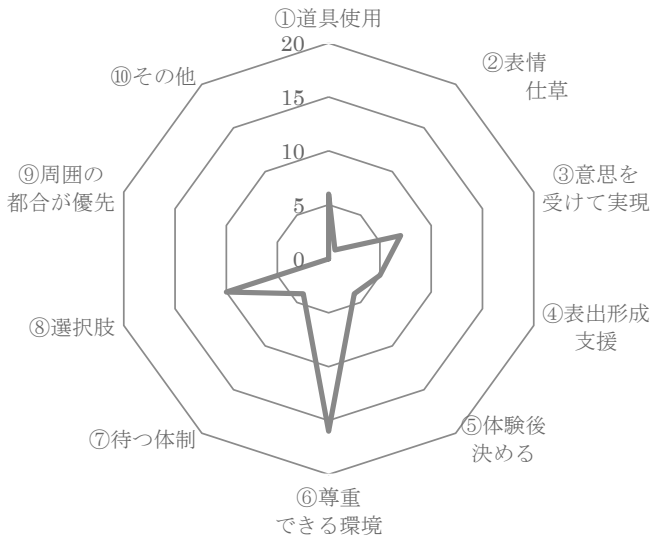
- ④ 厚生労働省による
 「意思決定支援ガイドライン」 . . . P 105

- ⑤ 行動支援計画手続きのチャート . . P 124

平成28年度 カテゴリー分類図（成功事例4系全体）

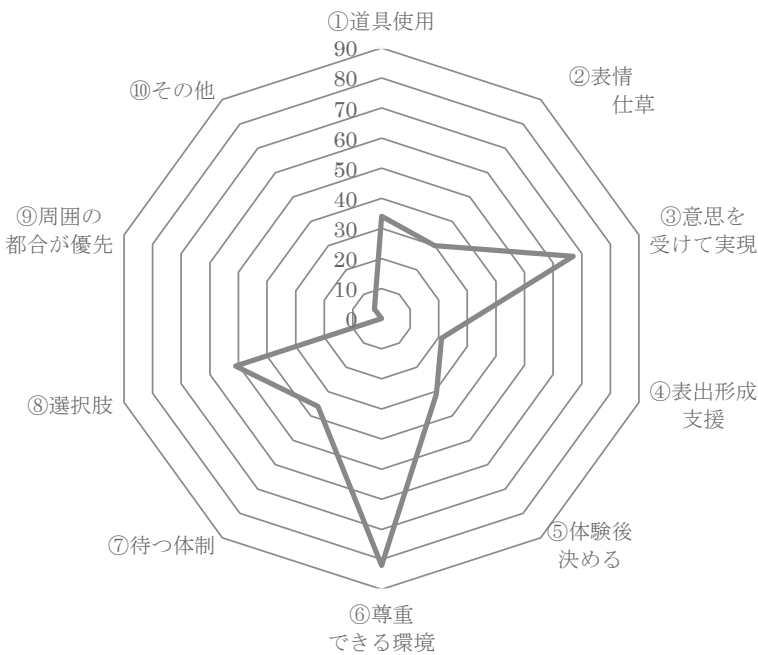


児童系



- ⑥の「周囲で尊重できる環境が整い、実践している」傾向が多く見られる。
- 次いで⑧の「選択肢としての情報提供」も多く見られる。
- ①「道具使用」での成功事例の割合的には多く見られる。

成功事例 全体のカテゴリー分類図



系統別カテゴリー数

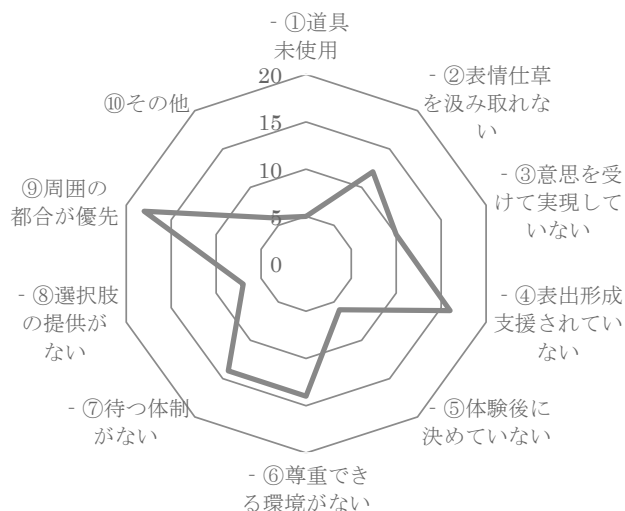
カテゴリー	入所系	日中活動系	就労系	児童系	全体
①	16	9	3	6	34
②	21	3	5	1	30
③	29	15	16	7	67
④	12	2	2	5	21
⑤	16	5	6	4	31
⑥	33	16	17	16	82
⑦	16	9	7	4	36
⑧	24	10	7	10	51
⑨	0	0	0	0	0
⑩	4	0	0	0	4

【全体の傾向】

- ⑥の「意思決定を周囲で尊重できる環境があり、実現」が最も多く実践されていた。
- 次いで③の「意思の表出を受けて、実現」が多く見られた。
- ④の「意思表出形成支援」については、少なかった。
- 昨年の結果同様、⑨の「家族や周囲の人の都合が優先された。」は、0であった。これにより人権侵害があつての成功事例は無かった。したがって本人主体の意思決定支援がなされている所に人権侵害つまり虐待はないという事例の結果であった。

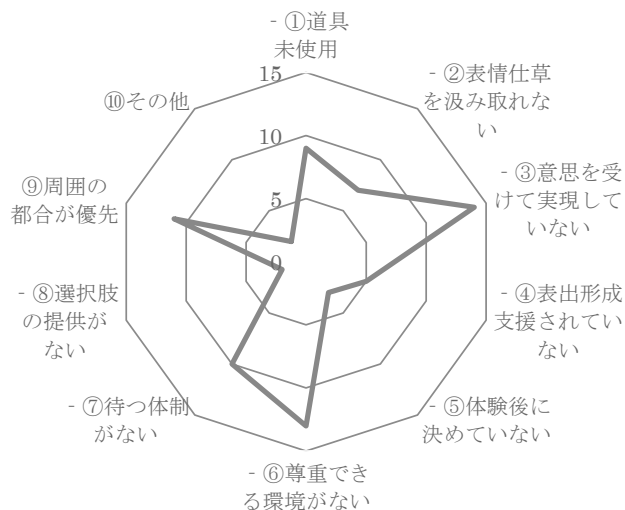
平成28年度 カテゴリー分類図（失敗事例4系全体）

入所系



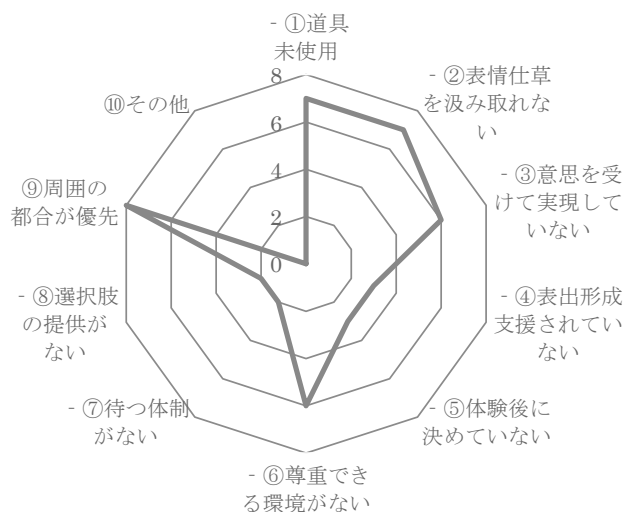
- ⑨の「家族や周囲の人の都合が優先された」が最も多く見られる。
- -⑦の「本人の意思決定を待つ体制がない」、-⑥の「周囲で尊重できる環境がない」が多く見られる。
- -④の「意思表出形成支援がさせていない」が他系に比べ多く見られた。

日中活動系



- -③「本人の意思を受けて実現していない」がもっとも多く見られる。
- 次いで-⑥の「周囲で尊重できる環境がない」、⑨の「周囲の都合が優先される」が多く見られる。
- -⑦「待つ体制がない」も多く見られる。

就労系



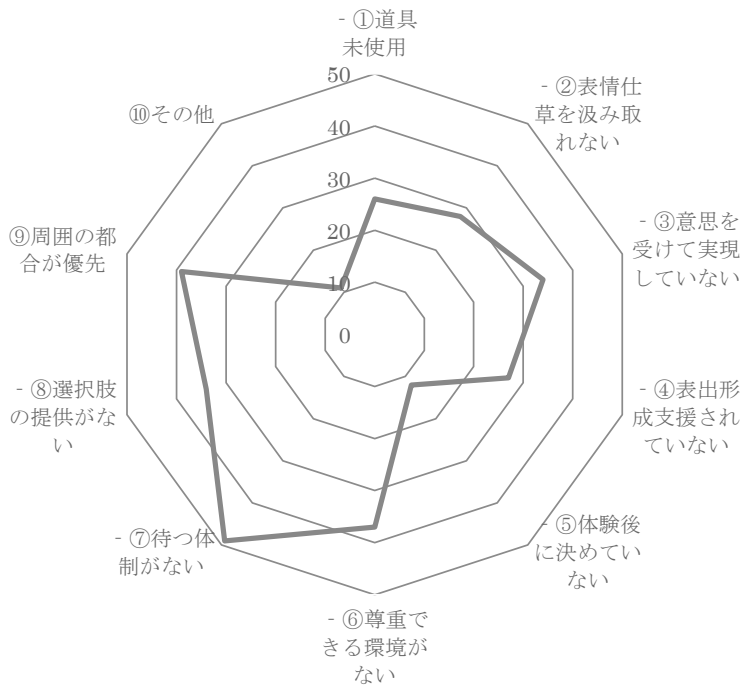
- ⑨の「家族や周囲の人の都合が優先された」が多く見られる。
- 次いで-①の「道具未使用」-②「表情の変化で意思の確認をしていない」が他系に比べ多く見られる。
- ③、⑥については成功事例にも多く見られ真逆になった。

児童系



- 他の系統でも多かった-①「道具未使用」、-⑦「意思決定を待つ体制がない」、-⑧「選択肢の情報提供がなされていない」、が多く見られる。
- 他系で多く見られ⑨「周囲の都合が優先」について少ない結果になった。

失敗事例 全体のカテゴリー分類図



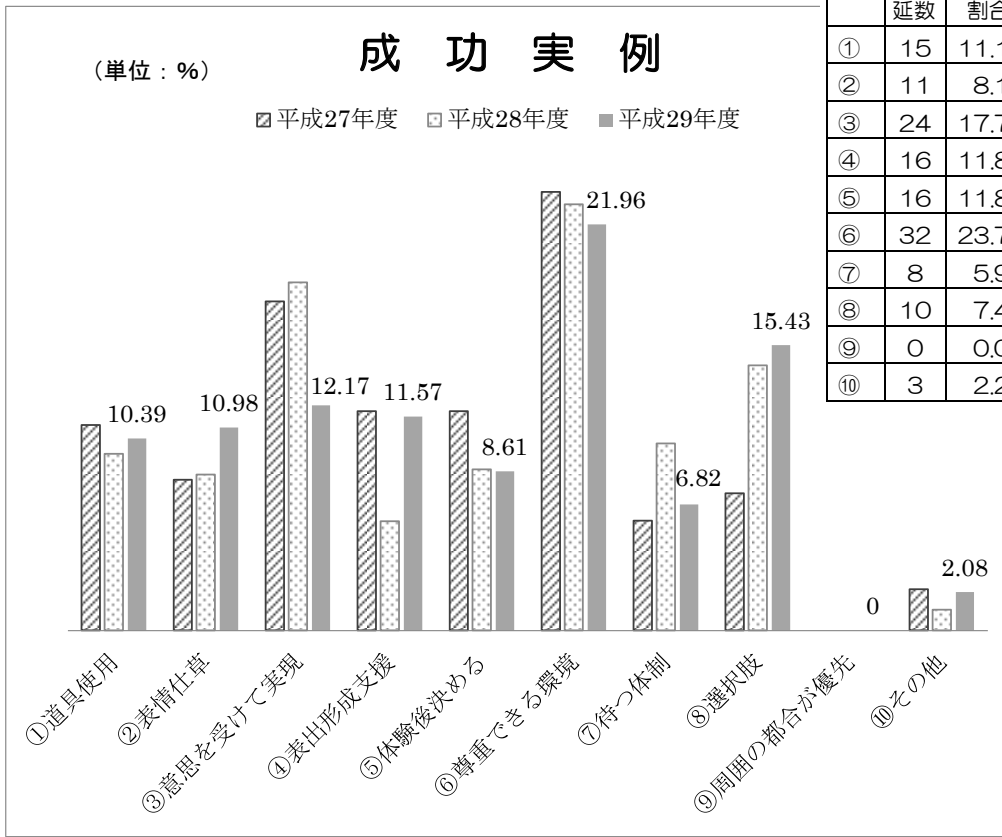
系統別カテゴリー数

カテゴリー	入所系	日中活動系	就労系	児童系	全体
-①	5	9	7	5	26
-②	12	7	7	2	28
-③	10	14	6	4	34
-④	16	5	3	3	27
-⑤	6	3	3	0	12
-⑥	14	13	6	4	37
-⑦	14	10	2	5	49
-⑧	7	2	2	5	34
⑨	18	11	8	2	39
⑩	6	2	0	3	11

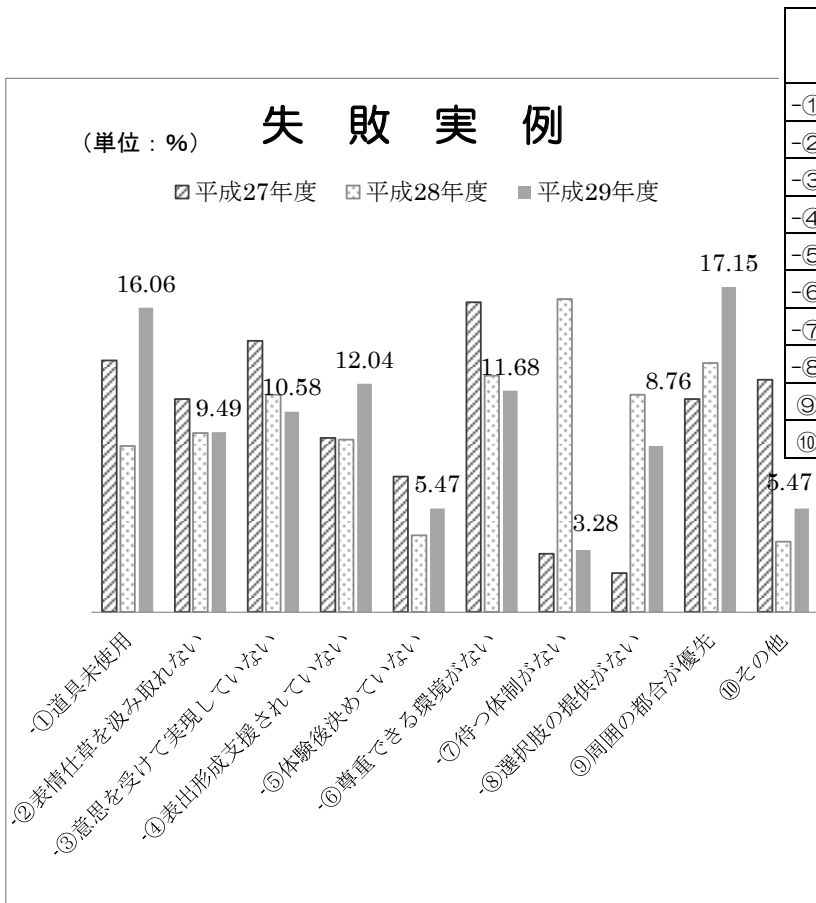
【全体の傾向】

- -⑦「本人の意思決定を待つ体制がない（繰り返し、根気よく）」が最も多く見られた。
- 次いで-⑨の「家族や周囲の人の都合が優先された」、-⑥の「意思決定を周囲で尊重する環境がない」の順で多く見られた。
- ③の「意思決定を受けて、実現していない」についても、多く見られる。
- -⑤「言葉だけでなく、実体験、経験、実践後に決めていない」の実践件数が成功・失敗共に少なく、経験や体験を実施する前の段階で周囲の都合や尊重する環境、体制が整わず本人の意思決定を受けても実現が困難な現状が見られる。

3年間のカテゴリー分類比較図



	平成27年		平成28年		平成29年	
	延数	割合	延数	割合	延数	割合
①	15	11.11	34	9.55	35	10.39
②	11	8.15	30	8.43	37	10.98
③	24	17.78	67	18.82	41	12.17
④	16	11.85	21	5.90	39	11.57
⑤	16	11.85	31	8.71	29	8.61
⑥	32	23.70	82	23.03	74	21.96
⑦	8	5.93	36	10.11	23	6.82
⑧	10	7.41	51	14.33	52	15.43
⑨	0	0.00	0	0.00	0	0.00
⑩	3	2.22	4	1.12	7	2.08



	平成27年度		平成28年		平成29年度	
	延数	割合	延数	割合	延数	割合
-①	13	13.27	26	8.75	44	16.06
-②	11	11.22	28	9.43	26	9.49
-③	14	14.29	34	11.45	29	10.58
-④	9	9.18	27	9.09	33	12.04
-⑤	7	7.14	12	4.04	15	5.47
-⑥	16	16.33	37	12.46	32	11.68
-⑦	3	3.06	49	16.50	9	3.28
-⑧	12	2.04	34	11.45	24	8.76
-⑨	11	11.23	39	13.13	47	17.15
-⑩	12	12.24	11	3.70	15	5.47

平成27年9月8日

社会保障審議会障害者部会
部会長 駒村 康平 様

障害者の意思決定支援に関する意見

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
会長 橋文 也

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項に挙げられている障害者の意思決定支援の在り方、成年後見制度の利用促進の在り方について、その具体的方向性を確認し、必要な意見を述べるために、当協会では特別委員会を設置し5回に渡って検討を重ねた。以下は、意思決定支援等の促進を図るための本会の意見である。

意見の概要

■意思決定支援への「配慮」から「取組」へ

○障害者総合支援法施行から3年目を迎える現在、批准後の障害者権利条約も踏まえ、「意思決定支援」を更に実効性のあるものとするために、意思決定支援へ配慮するだけでなく、障害者総合支援法の見直しや日常生活場面における支援において具体的な取組をすることが求められる。よって同法に規定される意思決定支援への「配慮」を「取組」に改めるべきである。

■本人参画を原則とする～障害者総合支援法の見直しに向けて～

○計画作成プロセスへの本人参画を原則とすること。

○サービス等利用計画作成プロセス、支給決定プロセス、個別支援計画作成プロセスに本人の参画が原則である旨、関連条項等に明記することが必要である。

○意思決定支援の定義を明らかにし、関係者の認識の共通化を図ること。

○意思決定支援の体制整備

・意思決定支援に関する意識調査や実態調査を実施し、その課題を明らかにすると共に、必要な対策を講ずること。

・相談支援専門員、サービス管理責任者の研修において意思決定支援の研修を義務づける。また、意思決定支援のための人材育成を進める。

・意思決定を支える共通基盤を整備・促進すること

■エンパワメント支援としての成年後見制度を目指す

○代行決定型から本人中心の成年後見制度への転換を目指す。

■いかなる人にも意思決定能力があることが原則

○どんなに重い障がいのある人にも意思決定能力があることを原則とする。

■生活全般における意思決定支援の充実を図ること

○知的障害者の置かれている状況を踏まえた意思決定支援が必要。必要な視点として、パターンリズム、エンパワメント支援、環境要因への備え、権利擁護、インクルージョンの促進、などがある。

○意思形成支援や意思表出支援について、その方法やスキルの向上に努める。

○情報の提供、コミュニケーションの方法など実践面での充実を図る。

○チームによる支援を促進する。

知的障害者の意思決定支援等の在り方に関する検討委員会の意見

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

1、意思決定支援を巡る現状

(1)法への規定と権利条約の批准

○「障害者の意思決定支援に配慮」

2011年に改正された障害者基本法の第23条で、国や地方公共団体に「障害者の意思決定支援に配慮」することが義務づけられて4年が経つ。また、指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者に「障害者等の意思決定支援に配慮」することを義務づけた障害者総合支援法（以下「法」と記す）が施行されてから3年目を迎えている。この他、知的障害者福祉法、児童福祉法にも同様の規定があり、障害者の施策や制度の実施、体制整備、相談支援等を行う際に障害者等の意思決定支援への配慮の必要性が明確にされたことの意義は大きい。

わが国の障害福祉制度における措置制度に象徴されるように、障がいのある本人の意思や思いよりも社会防衛的な考え方や家族の考え方が長く優先され続けてきた。

支援費制度に始まる利用契約制度に変わって、本人の自己決定や選択が理念として掲げられるようになり、前述の法改正により本人の意思決定に着目されるようになったことは障害者施策の歴史の中で画期的なことである。

○「法的能力の行使に必要な措置」と「合理的配慮」

2014年に批准された障害者権利条約は、第12条で締約国に対し、障がい者の法的能力の享有を認め（2項）、その法的能力の行使に必要な適切な措置を取ること（3項）を求めている。ここにおいて、障害者の決定する権利とその権利の主体としての位置づけが明確にされた。

同年4月に国連障害者権利委員会で採択された第12条に関する一般的意見1では、判断能力が不十分な人たちの法的能力が、代行決定の制度によって奪われてきたことを指摘し、その法的能力の回復と実現のために代行決定の制度を支援付き意思決定制度に置き換え、支援付き意思決定システムの構築を促している。

同条約第5条第3項は、障害者の平等の促進と差別の撤廃を目的として、締約国に対して合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置を取ること求めている。知的障害者の障害特性からみて、知的障害者に対する意思決定支援は重要な合理的配慮である。

○法施行3年後の見直し

法は、附則第3条における法施行後3年を目途に再検討する項目の一つに「障害者の意思決定支援の在り方」を掲げており、現在、審議会で検討が進められているところである。常時介護を要する障害者の支援の在り方や移動支援、就労支援、高齢の障害者の支援の在り方等すべての検討項目について、障害者本人のニーズを制度設計の基本とする観点から、意思決定支援はその根底に共通する重要な位置を占める。

(2)「配慮」から「取組」へ

障害者の意思決定支援を巡る状況は大きく変化してきており、今後、その内実をいかに深めていくかが問われている。「配慮」だけではなく、障害者総合支援法の見直しや日常生活場面における支援において、具体的な取組をすることが求められる。

2、意思決定支援に対する委員会の考え

○どんなに重い障がいのある人にも意思決定能力があることを原則とする

重い知的障がいがあり意思の表出・表現が困難であっても、それぞれの人に意思があり、意思決定能力があることは、日常の支援の中で支援者が経験的によく知るところである。意思決定の支援については、どんなに重い障がいがあるとしても意思の表出・表現が困難なだけであり、どの人にも意思があり、意思決定能力があることを原則とする必要がある。

○支援者には、意思決定のために必要な情報をわかりやすく提供し、表出・表現された意思を汲み取り、周囲に発信していく大きな役割がある。

○本委員会では意思決定支援について検討し、以下の考えに至った。

『意思決定支援とは、障害者本人の意思が形成されるために、理解できる形での情報提供と経験や体験の機会の提供による「意思形成支援」、及び言葉のみならず様々な形で表出される意思を汲み取る「意思表出支援」を前提に、生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することにより、保護の客体から権利の主体へと生き方の転換を図るための支援である。』

○意思決定支援を実行していくためには、次の視点が重要である。

①決定を行う本人に必要な情報が提供されているか、

②情報の提供に当たってはその内容や提供の仕方を工夫し、本人が理解し決定できるように支援者が適切な配慮をしているか。

③本人が自らの意思決定を表出・表現できるように具体的に支援されているか。

3、障害者総合支援法の見直しに向けて

(1)「配慮」から「取組」へ

本人の思いや願いが計画に反映されることが極めて重要であることから、意思決定の支援に「配慮」するだけでなく、意思決定の支援に「取組」ことが求められる。法律条文も「配慮」だけではなく、「取り組む」「実行する」などの具体的な行動を促す文言に改められることが必要である。

(2)本人の参画が原則

○計画作成プロセスへの本人参画

法が「障害者等の意思決定の支援に配慮する」ことを指定事業者等や指定相談支援事業者に求めるとき、具体的にはどのようなことが期待されているのだろうか。意思の表出・表現が困難な知的障がいのある人達の支援にあっては、これまで家族や支援者の意向が主とされる傾向があったことは否めない。あるいは本人不在のまま、本人に関わる計画作成が進められることもあり得る。しかし、重い障がいがあるとしても生活の主体者として人間像を法は期待していると捉えるべきであり、そのためには計画相談におけるサービス等利用計画や障害福祉サービス等の個別支援計画の作成プロセスに障がいのある本人が参画することを原則とすることが強く求められる。すなわち、意思決定の支援に配慮するとは「本人の参画を原則とする」ことと言える。

○計画は本人の意思が反映されたもの

本人の参画によりその意向を踏まえた上で、計画等に本人の意思が反映されることが重要である。

(3)相談支援・支給決定・個別支援計画

サービス等利用計画や支給決定、個別支援計画に本人の意思が反映されるためには、それらの計画作成プロセスに本人が参画することが重要である。

①サービス等利用計画

- サービス等利用計画、支給決定に本人の意思が反映されるためには、ケアマネジメントプロセスに本人が参画することが必要であり、これをシステム化する必要がある。
- サービス等利用計画作成時、モニタリング時に意思決定のアセスメントを加える。
- サービス利用計画作成過程にける「アセスメント」について、各事業所それぞれ独自のものが使用されている。全国共通のツールが必要ではないか。
- 知的障害者に対しては、本人に理解できる形での情報提供が必要であることから、計画作成時の意思決定支援の前段として、施設や事業所の見学、サービスの体験利用等の機会をアセスメントの一環とすることが重要である。

②支給決定

- 支給決定に「本人の意思を踏まえて」を加える。
- 支給決定に意思決定アセスメントを踏まえる。市町村、審査会の責務とする。
- ケアマネジメントは指針を決め、手続、手順を踏んで進めることが重要
- このために行政のサポートを求める。システムとして進める。

③個別支援計画

- 個別支援計画作成プロセスに本人が必ず参画することを原則とする。
- 個別支援計画作成のアセスメントに意思決定支援を加える
- 計画作成時、家族の意向にどこまで配慮するか検討される必要がある。
- 個別支援計画作成のためのガイドラインを検討する。
- ガイドラインを整備する場合には、職員の育成につながるものでなければならない

(4)計画作成等における意思決定支援の充実に向けて

①チームによる計画作成

- サービス等利用計画や個別支援計画の作成は、意思決定支援の具体的な実践場面の一つである。その際に重要なことは、「利用者主体」、「チームで対応」、「プロセスを大事にする」、「検証する」ことである。
- 計画作成時における意思決定支援に当たっては、一人の支援者よりも複数の支援者（チーム）によるアプローチが特に効果的であり、決定の透明性確保につながる。

②意思決定支援の確認

- 作成された計画が実施されたか否かの確認も必要となる。意思決定支援実施の確認に当たっては、様式化された専用の振り返り用チェックシートの整備が求められる。

③従事者の研修

- 相談支援専門員やサービス管理責任者に本人の参画を原則とした意思決定支援に関する研修を義務付ける等、意思決定支援を徹底させるためのシステムを構築する必要がある。
- サービス管理責任者研修においては、アセスメント能力を高めるとともに、本人に対するパターンリズムの抑制を促していくことが大切である。

④本人の思いを汲み取るツール

- 本人の思いを汲み取ることができるツールを検討する必要がある。
- 明らかになった本人の思いを、本人を中心とした計画に導くまでの様式化されたツールを検討する必

要があるのではないか。

○これらのツールは、特に相談支援の現場に求められる。

⑤体験的利用の促進

○相談支援でのサービス等利用計画や個別支援計画作成にあたっては、他人への人権侵害や本人の命にかかわること以外については許容範囲で、失敗や成功体験を繰り返し、経験を積み重ね、「本人の意思決定を行える環境を整えて行く」ことを目的とした体験的意思決定支援を取り入れていく必要がある。

○サービスの利用にあたっては意思決定支援をするための体験的利用が必要。

4、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

(1)課題多い成年後見制度

○法は、施行後3年を目途に再検討する項目の一つに「障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の在り方」を挙げている。当委員会の検討において、現行の成年後見制度が財産管理に重点が置かれており、本人の生活支援や意思決定への支援についてはあまり求められていない、後見人の価値観、意見が被後見人に押しつけられてしまい、被後見人の希望が取り入れられない例が見られる、あるいは成年後見を使わなくてもよい事例がたくさんあるのではないか等、成年後見制度の利用の促進よりもその再検討、見直しを必要とする意見が多かった。

(2)エンパワメント支援としての成年後見制度への転換を目指す

①代行決定の抑制と本人の最善の利益に沿った意思決定支援

○約8割の人達が利用する「後見類型」は、代行決定から支援付き意思決定への置き換えをめざす障害者権利条約第12条の趣旨に反すると考えられる。

②本人の意思決定ができるように最大に支援を尽くす

○意思決定の程度に差はあっても、その可能性がある限りは本人の意思決定ができるように最大の支援を尽くすことをまず先決とし、補助類型の活用を促進していくことが現実的な対応ではないか。

③成年後見人等の障害理解研修が必要

○エンパワメント支援としての成年後見制度に転換していくために、成年後見関係者の障害理解と支援の在り方について研修が必要である。

5、日常生活場面における意思決定支援

○知的障害者の意思決定支援に取り組むには、知的障害者が置かれている状況に配慮し、以下のことを踏まえて進めていくことが重要である。

・パターナリズム

支援者等のパターナリスティックな関わりは、知的障害者の経験と選択の機会を狭め、奪うことにつながる恐れがあり、知的障害者の意思形成、意思表出が阻害される大きな要因となる。

・エンパワメント

知的障害者が自分らしく自律的に生きられるようになるために、その有する意思を最大限に表出できるように支援し、意思決定へと導くことが重要である。

・権利擁護

意思の表出・表現が困難な知的障害のある人達の意思が軽視されることが、虐待や権利侵害につながる。虐待防止や権利擁護には意思決定の支援が欠かせない。

・環境要因

知的障害者にとって、人を含めた様々な環境要因が心身の状態に大きく影響する。安心感のある生活環境、信頼感のある支援者の存在、失敗を含む経験を繰り返すことが可能な社会環境が意思決定支援のために重要である

・インクルージョン

知的障害者が社会に参加し、社会の中で役割を得ていきいきと社会生活を送ることができるようになることがインクルーシブ社会の目指すところである。こうした社会生活の主体となるべき意思決定支援が求められる。

○障害福祉サービスの利用に関わる契約等の意思決定支援の場面だけではなく、何を食べ、何を着るかといった日常生活のあらゆる場面での支援こそが、知的障害者本人の意思形成と意思表出にとって重要である。本人に経験や体験のない選択肢を示し、意思決定を図ることは形だけの意思決定支援になってしまう。生活のあらゆる場面で障がいのない者と同等の生活スタイルを保障し、経験や体験に基づく意思形成と意思表出を支援することが意思決定支援のベースであり、このことが知的障害者本人の権利擁護に直結する重要な支援となる。

(1)意思形成支援

○知的障がいのある人たちの支援は、意思が作られていく過程の支援が極めて重要である。すなわち、意思形成のための支援が必要であり、同時に主体形成の支援も必要である。これまで支援の現場でこうした支援がどれだけ実施されてきたのか、さらにはシステム面での具体案が問われるところである。

○他方で、こうした支援は、幼少期や学校教育期における関わり方にも大きく影響されることもあり、実際には大きな個人差となって現れる。意思決定には体験、経験の質と量が大きく影響するため、意思形成支援や主体形成支援を意識しながら、日常生活場面において多様で豊富な体験、経験を意図的に積み重ねていく取組が求められる。

(2)情報の提供

○本人が理解できるための工夫

本人の意思と選好を尊重するためには、あらゆる情報を提供することが大前提となる。そのためには本人に理解してもらう工夫をし、わかりやすく本人に相応しい情報提供の手段を考えることが必要である。

○体験や経験も提供する情報の一部

具体的に提供される情報としては文字や写真、絵カード、ピクトグラムなどに依るだけでなく、体験や経験も含むことが必要である。障害福祉サービスを利用する人たちが十分な体験や経験ができているだろうか、十分な情報を入手し、理解や比較ができているだろうか、現状を振り返って見る必要があるのではないか。

○決定のための物理的・人的環境整備

情報の提供と同時に、意思決定を容易にする物理的・人的環境等の条件整備も重要であり、本人が失敗体験や成功体験等の実体験を積み重ね、ストレングスやエンパワメントをもとにした意思決定支援が求められている。

(3) 意思表出の支援

○意思表出が困難な場合の支援にあつては、言葉だけではなく、表情や動作などの僅かな心身の変化を意思表出として捉えるなど、意思表出のための支援スキルの向上がさらに求められる。

(4) コミュニケーション方法の工夫

○意思の表出・表現が困難な知的障がいのある人たちの意思決定支援では、コミュニケーションの仕方が重要になる。決定したこと（意思）を見落とさず、しっかりと読みとる／汲み取ることができているか、しっかりと寄り添い、待つ支援ができているかなど、本人の意思の表出、表現に着目した支援の在り方が問われる。

(5) チームによる支援

○意思の表出・表現が困難な知的障がいのある人たちの意思決定支援にあつては、相談支援専門員やサービス管理責任者など本人の支援に関わる人たちが、本人の参画を得てチームで協議して決めていくことが今後さらに求められるのではないかと。

(6) 本人の最善の利益

○個々の支援現場では、それぞれに相応しい最善の利益を考えていく必要がある。最善の利益を検討する上では、本人の主観的意思への配慮が必要である。

6、意思決定支援のための体制整備

(1) 実態把握

○意思決定支援について、各施設・事業所ではどのように取り組まれているのか、何が求められているのか等、その実態を把握することが必要であるという意見が多く出された。法施行後、各施設・事業所で意思決定支援がどのように把握され、どのように取り組まれているか、支援の現場からは何が求められているか等を調査し、その対策を進めていくことが求められる。

○また、既に、最重度の知的障がい者に対する意思決定支援に取り組んできた事業所もあることから、こうした事例を収集し事例研究を行うことも必要ではないかと。

(2) 意思決定を支える共通基盤（利用者を取り巻く社会環境との関係）の整備

○利用者の生活、活動の基盤が地域生活の中にあること。

○身近に使える障害福祉サービスがあり、サービスを使う体験があること。

○当事者活動の体験、仲間との活動経験があること

○利用者の思いを汲み取るスタッフや家族が身近に存在すること。

○利用者の意思決定を支える法制度があること。

(3) 諸基準の改善

○前述2、3における本人の参画を原則とした本人中心の計画作成や支援を実現するためには、計画作成プロセスや支援プロセスに本人が関与することが欠かせない。本人が関与した上で、どのようなやりとりがなされたかが重要なのであり、そのためには、現状で多忙を極める相談支援専門員やサービス管理責任者、生活支援員等にゆとりが必要である。ゆとりを確保し、意思決定支援を実現、充実していくためには、相談支援専門員や生活支援員等の支援上の問題点や課題など現場の実態が把握され、人員配置基準や報酬など諸基準等の改善につなげていく必要がある。

(4)人材育成

○意思決定支援を促進するには、そのための人材育成が必要となる。特に困難ケースに対応できる職員の養成は計画的に進めていくべきである。

○計画作成に当たる支援者の育成は、意思決定支援の実践のための人材育成と考えられることから、「相談支援従事者初任者研修」、「相談支援従事者現任研修」、「サービス管理責任者養成研修」等のカリキュラムに、意思決定支援に関する講義が必要である。

(5)関係者の理解促進

○支援者だけでなく社会福祉法人の役員にも意思決定支援の意識向上が求められる。

○家族や行政の参加、関与も重要である。

(6)第三者機関

○意思決定支援を客観的に評価する第三者機関の整備について検討が必要ではないか。知的障害者の意思決定支援等に関する委員会

【委員構成】

委員長：田口 道治（岐阜県：デイセンターあゆみの家）

副委員長：井上 博（山形県：向陽園）

委員：河原 雄一（神奈川県：湘南だいち）

//：古川 敬（福島県：いわき光成園）

//：山本 家弘（北海道：やまと郭公の里）

//：山下望（東京都：かすみの里）

//：服部 敏寛（山梨県：サポートセンターハロハロ一番館）

専門委員：小澤 温（筑波大学大学院／社会保障審議会障害者部会委員）

//：川島 志保（川島法律事務所／弁護士）

//：沖倉 智美（大正大学）

障 発 0331 第 15 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

I. はじめに

1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則第3条においては、法施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられている。

社会保障審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しに向けた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめた。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※ 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日社会保障審議会障害者部会報告書）より抜粋

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

(意思決定支援ガイドライン)

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

(障害福祉サービスにおける意思決定支援)

- また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。

2. ガイドラインの趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2（基本理念）においては、障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（第42条、第51条の22）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（第23条）。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。ガイドラインは、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等（保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等（以下「関係者等」という。）、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、ガイドラインの内容も見直していくことが必要である。

II. 総論

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

(1) 本人の判断能力

本人の障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

(2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まい

の場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができているかどうかの影響などが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

3. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。

それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影響

響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をするのができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。

リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないように注意することが必要である。

- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらかつ害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法

が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

5. 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

Ⅲ. 各論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」とい

う。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なだと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。

また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修（OJT）、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取組みを進めることが求められる。

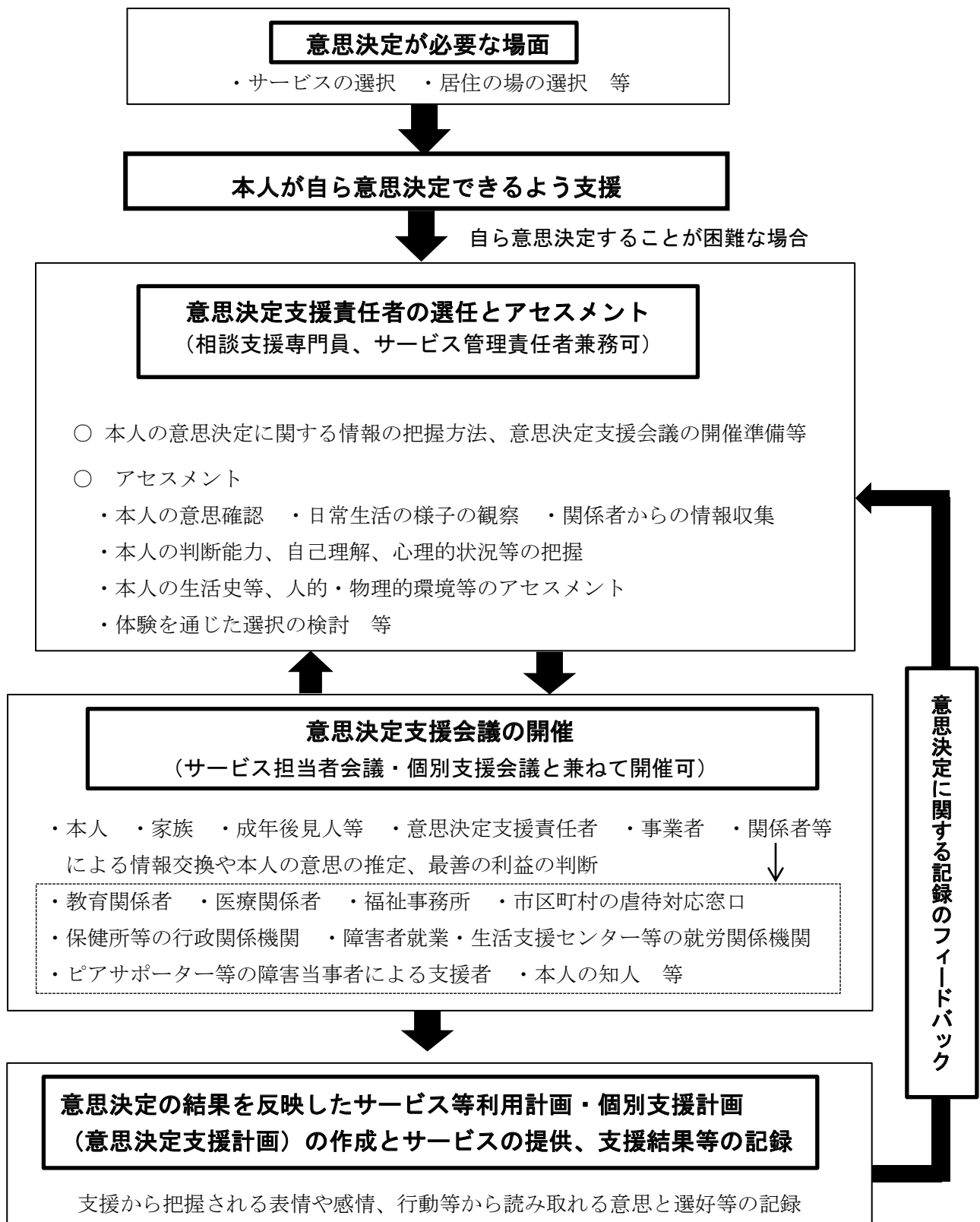
6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定め、た上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じて

いるところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1) 意思決定支援の流れ



IV. 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しい A さんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、A さんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、A さんの日中活動を定めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、A さんと家族、A さんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、A さんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者に A さんの日頃の様子から読み取ることができるといふ意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。A さんは、家族や顔見知りの方がいるため、安心して感じるように感じられた。家族からは、A さんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることに付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、A さんは友だちと関わるのが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、A さんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったり、イライラした感じになったりしてしまうことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずは A さんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、A さんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中での A さんの表情に注目し、A さんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから 3 ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して 15 年になる B さんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、B さんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、B さんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者と B さんの担当職員、グループホームのサービス管理

責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選んだり是可以するが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因は、病状が不安定なCさんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員¹」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦勞をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみるようになった。

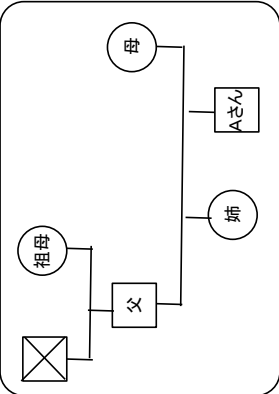
自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話しを聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

¹ 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であった饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配って歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえたとAさんもとてうれしそうに表情を見せていたそうです。</p> <p>○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わることが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動が集まったり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しいらいらする様子が見られました。</p> <p>○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組み、豊かな表情で周囲に気持ちを伝えることができました。</p> <p>○休日は家族と一緒に出かけられることもありましたが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。</p> <p>○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>	 <pre> graph TD Grandmother((祖母)) --- Father[父] Mother((母)) --- Father Mother --- Sister((姉)) Mother --- A[Aさん] </pre>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>		
<p><関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報></p> <p>(家族)</p> <p>○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。</p> <p>(学校の教員)</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>(移動支援ヘルパー)</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしそうにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったりイライラした感じになってしまふ。</p>	<p><手がかりとなる情報から推定される本人意思></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かわいがってくれる祖母のような人が好きだよ。 ・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好きだよ。 ・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいよ。 ・友だちと関わることは好きだよ。 ・静かな音楽を好むよ。 ・紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動は好きだよ。 ・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまふよ。 ・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしそう。 ・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手だよ。

(参考) 意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名 A 作成年月日 年 月

本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえるとうれしい絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所で過ごすことが好き、騒がしい場所は嫌い	
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つけれられる。(6ヶ月)	
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)	

□支援目標及び支援計画等

優先順位	サービス提供機関(提供者・担当者等)	支援期間(頻度・時間・期間等)	具体的取組(内容・留意点等)	支援内容	支援内容
—	生活介護事業所 Cグループ 調理活動担当D	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りの活動に参加する 本人が作業に取り組みやすいように行程や補助具などに工夫する 必要に応じて指示や介助を行う 騒がしくならないように配慮する 	Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りを行い、できたお菓子を配ることを通じて人と関わる機会をつくる。	Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りを行い、できたお菓子を配ることを通じて人と関わる機会をつくる。
—	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E	火・木 AM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を工夫する 部屋に飾りかな音楽を流す 絵の具以外の創作活動も試してみる 	静かな音楽が流れる部屋で、紙に絵の具を塗るなど、創作活動を行う。	静かな音楽が流れる部屋で、紙に絵の具を塗るなど、創作活動を行う。
—	生活介護事業所 Cグループ 散歩活動担当F	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 事業所近くの森林公園内を散歩する 一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける 	友だちと一緒に、鳥のさえずりを聞きながら森の中を散歩する。	友だちと一緒に、鳥のさえずりを聞きながら森の中を散歩する。

□支援開始後の見直しのための観点

項目	目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)
意思決定支援が必要な項目	意思決定支援会議を開き、生活介護利用後のAさんの様子について関係者で情報交換し、共有するとともに、Aさんの意思の推定を進め、活動内容を見直す。	生活介護事業所や自宅、移動支援事業所利用中などにおけるAさんの様子を記録に基づき共有する。	Aさんと家族 生活介護事業所Cグループ担当者 相談支援専門員 移動支援事業所 意思決定支援責任者(サービス管理責任者)	サービス提供機関(提供者・担当者等) 生活介護事業所 Cグループ 各活動担当者 サービス管理責任者

平成 年 月 日 利用者名 A 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) B 印

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Bさんがこれからどのような場所でのような生活をしていきたいのか？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話しませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするよう療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついたりしてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかつたり、自分のしたいことができなかつたりしていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいうように説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかを少しずつ分かるようになりました。パニックになることも少なくなりました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブも同じコースでない不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買いやすくなりました。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p> <p><関係者からの情報></p> <p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族)</p> <p>○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)</p> <p>○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選ぶ。(入所施設職員)</p>	<p><推定される本人意思></p> <p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないか。</p>

(参考) Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画 (意思決定支援計画) の作成例

(参考) 意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号		意思決定支援責任者	
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B

利用者の生活に対する意向
 慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えずに、落ち着きなく不安定になってしまいかもれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるの、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみること、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないだろうか。

総合的な援助の方針
 グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。

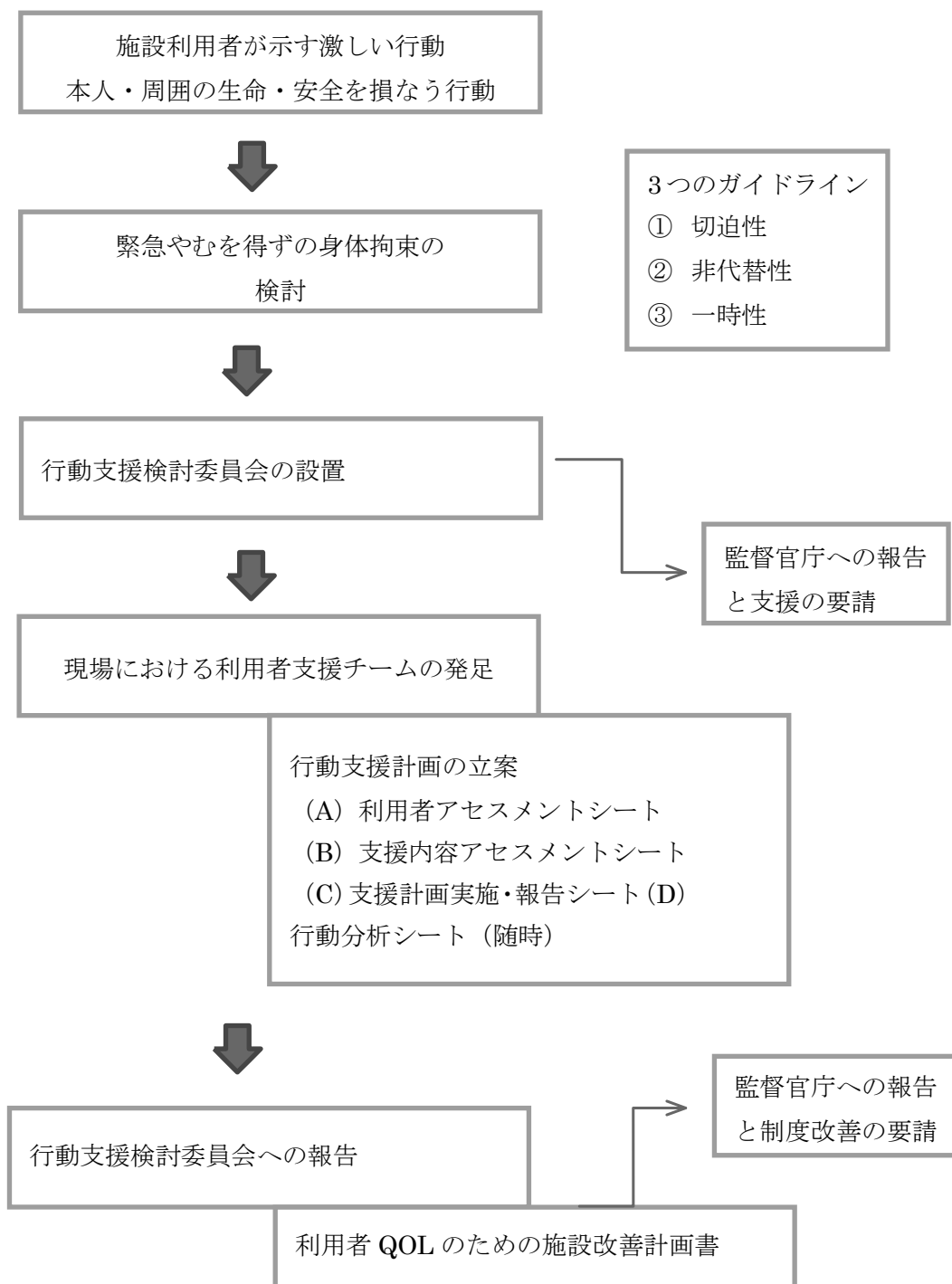
□意思決定支援内容

意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1 今の施設での生活を変えずに、落ち着きなく不安定にならないので、生活の場を変えたくはないかと思う一方、自分でできる事をしながら、より自由を広げた生活をしたいという思いもある。グループホームの生活を実際に経験してみること、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないか。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べて生活することが本人の意思なのか決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用終了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員 グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中で本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2								
3								

利用者支援における身体拘束及び行動支援計画手続きのチャート



(1) 行動支援計画書 (A)

利用者アセスメントシート

利用者氏名：	性別：男	記入者：	印
生年月日：年 月 日	年齢：	記入日：年 月 日	
障害名：	程度区分：	障害手帳：	(IQ=)
事業所名：	事業種別：		
事業所住所： 連絡先：			
担当者名：		サービス管理責任者名：	
利用の経過	最近の状況		
行動特性・能力など (1)	<p>① 社会性、対人行動</p> <p>1) 人との関係の取り方：</p> <p>2) 社会的なルールの理解：</p> <p>② 表現のコミュニケーション</p> <p>1) 表現手段：<input type="checkbox"/>ことば(単語・二語文以上)、<input type="checkbox"/>文字（単語・二語文以上）、<input type="checkbox"/>サイン言語 <input type="checkbox"/>ジェスチャー、<input type="checkbox"/>絵・写真、<input type="checkbox"/>物を使う、<input type="checkbox"/>直接動作、<input type="checkbox"/>発声、<input type="checkbox"/>その他2)</p> <p>自発的に表現する内容：</p> <p>③ 理解のコミュニケーション</p> <p>1) 効果的な指示・伝え方：<input type="checkbox"/>言語指示(単語・二語文以上)、<input type="checkbox"/>文字（ひらがな・漢字） <input type="checkbox"/>簡単な文、<input type="checkbox"/>ジェスチャー、<input type="checkbox"/>絵・写真、<input type="checkbox"/>物の提示、<input type="checkbox"/>見本の提示、<input type="checkbox"/>手添え</p> <p>2) 認知レベル（わかるもの）：<input type="checkbox"/>物の区別、<input type="checkbox"/>物の名称、<input type="checkbox"/>形・色の区別、<input type="checkbox"/>形・色の名称 <input type="checkbox"/>形・色のマッチング、<input type="checkbox"/>ひらがなを読む、<input type="checkbox"/>簡単な単語（名詞・動詞）が読める <input type="checkbox"/>簡単な文が読める、<input type="checkbox"/>お金の区別、<input type="checkbox"/>金銭の大小、<input type="checkbox"/>数える（一けた・二けた） <input type="checkbox"/>時計が読める(アナログ・デジタル)、<input type="checkbox"/>簡単な足し算・引き算ができる <input type="checkbox"/>交通標識の意味、<input type="checkbox"/>信号の意味、<input type="checkbox"/>卓上ゲームのルール、<input type="checkbox"/>危険の認識</p>		

行動支援計画書 (B) 支援内容アセスメントシート (1)

利用者氏名：		性別：	記入者：	印
生年月日： 年 月 日		年齢：	記入日： 年 月 日	
事業所名：		事業種別：		
スケジュール調査 (ふだんの生活の流れと、支援が必要な点)				
<平日>			<休日>	
起床			起床	
午前			午前	
午後			午後	
夕方			夕方	
就寝	睡眠リズム <input type="checkbox"/> 安定、 <input type="checkbox"/> 不安定		就寝	睡眠リズム <input type="checkbox"/> 安定、 <input type="checkbox"/> 不安定
生活環境	①居住場所 <input type="checkbox"/> 良い、 <input type="checkbox"/> ふつう、 <input type="checkbox"/> 悪い 説明：			
	②日中活動場所 <input type="checkbox"/> 良い、 <input type="checkbox"/> ふつう、 <input type="checkbox"/> 悪い 説明：			
	③地域活動や休日の過ごし方 <input type="checkbox"/> 良い、 <input type="checkbox"/> ふつう、 <input type="checkbox"/> 悪い 説明：			
支援体制	①居住場所 <input type="checkbox"/> 良い、 <input type="checkbox"/> ふつう、 <input type="checkbox"/> 悪い 説明：			
	②日中活動場所 <input type="checkbox"/> 良い、 <input type="checkbox"/> ふつう、 <input type="checkbox"/> 悪い 説明：			
	③地域活動や休日の過ごし方 <input type="checkbox"/> 良い、 <input type="checkbox"/> ふつう、 <input type="checkbox"/> 悪い 説明：			

行動支援計画書 (B)

環境・対応アセスメントシート (2)

<p>現 状 の 支 援 内 容</p>	<p>①支援者の障害特性理解 説明：</p> <p>②個別の評価 (アセスメント) 説明：</p> <p>③本人に適した課題・活動の提供 説明：</p> <p>④本人に適した「見通し」の提示 説明：</p> <p>⑤本人に適したコミュニケーションツール 説明：</p> <p>⑥本人の不安や混乱を避ける対応・配慮 説明：</p> <p>⑦本人の嫌悪刺激を避ける対応・配慮 説明：</p>	<p><input type="checkbox"/>十分である、<input type="checkbox"/>ふつう、<input type="checkbox"/>不十分</p> <p><input type="checkbox"/>十分である、<input type="checkbox"/>ふつう、<input type="checkbox"/>不十分</p> <p><input type="checkbox"/>十分である、<input type="checkbox"/>ふつう、<input type="checkbox"/>不十分</p> <p><input type="checkbox"/>十分である、<input type="checkbox"/>ふつう、<input type="checkbox"/>不十分</p> <p><input type="checkbox"/>十分である、<input type="checkbox"/>ふつう、<input type="checkbox"/>不十分</p> <p><input type="checkbox"/>十分である、<input type="checkbox"/>ふつう、<input type="checkbox"/>不十分</p>
<p>こ れ ま で の 行 動 改 善 対 策</p>	<p>【対象となる利用者の行動】</p> <p>【これまでの行動改善対策の概要】</p> <p>【効果と課題】</p>	<p>支 援 に お け る 今 後 の 展 望</p> <p>【本人・家族の希望】</p> <p>【事業所・支援機関の要請】</p>

行動支援計画書 (C)

支援計画実施・報告シート (1)

利用者氏名：		記入者：		印
事業所名：		記入日： 年 月 日		
エリア名：		担当者名：		
利用者支援チーム：				
行動の記述		環境要因	【いつ】 【どこで】 【どういう状況で】	
行動の理由・原因	【障害特性の視点】 【環境や直接対応との相互作用の視点】			
改善計画案の概要	【過ごしやすい生活環境の提供】 【本人への直接対応の見直し】 【その他の対策】			
※成功の可能性 <input type="checkbox"/> 高い、 <input type="checkbox"/> 中ぐらい、 <input type="checkbox"/> 低い※ 機能性、実用性 <input type="checkbox"/> 高い、 <input type="checkbox"/> 中ぐらい、 <input type="checkbox"/> 低い ※緊急性 <input type="checkbox"/> 高い、 <input type="checkbox"/> 中ぐらい、 <input type="checkbox"/> 低い				

行動支援計画書 (C)

支援計画実施・報告シート (2)

利用者氏名：		記入者：		印
事業所名：		記入日： 年 月 日		
エリア名：		担当者名：		
利用者支援チーム：				
改善計画目標	【行動改善目標】			
	【環境改善目標】			
	【開始予定日】		【目標達成予定日】	
	年	月	日	年 月 日
改善計画の内容	【実施プラン1】			
	【実施プラン2】			
実施経過①			実施経過②	
目標達成状況				
	【報告日】		【報告者】	
	年	月	日	印

行動支援計画書 (D)

行動分析シート (1)

利用者氏名：		記入者：		印
事業所名：		記入日： 年 月 日		
エリア名：		担当者名：		
【ターゲットとなる行動の記述】				
行 動 記 録 ①	【日時】 年 月 日 am/pm :		【場所】	
	【直前の状況】	【本人の行動】	【周囲の対応】	
行 動 記 録 ②	【日時】 年 月 日 am/pm :		【場所】	
行 動 記 録 ③	【日時】 年 月 日 am/pm :		【場所】	
検 討 メ モ				
予 防 プ ラ ン				

人権・倫理委員による編集後記

人権・倫理委員会のメンバーとして2年間「意思決定支援」の実例集の編集に関わらせていただきました。昨年3月に国より出された「意思決定支援ガイドライン」に続き、7月には日本知的障害福祉協会より、「意思決定支援ガイドブック」が発行されました。更に「意思決定支援」をテーマにした様々な研修会が全国各地で開催されています。

「私の事はあたりまえに自分で決めたい！」こんなあたりまえのことが、障がいを持っている方にとっては、あたりまえではないのが現実です。この冊子に掲載されている各事業所の取組み実例（成功例・失敗例）を通して、職員一人ひとりが利用者さんの意思に寄り添った支援ができることを望みます。

（さざなみ学園

施設長 佐川 滋）

今年度から人権・倫理委員会の委員となり、毎月の委員会を通して、人権擁護について、意思決定支援の重要性について再認識する機会となりました。障がいがあっても、一人ひとりの思いに寄り添う支援はとても大切なことです。支援者として代弁者として、どうあるべきかと気づかされる毎日です。この実例集も Ver.3 となり、各事業所から寄せられた実例においてとても丁寧な支援が見えました。私たちの活動を通し、多くのみなさんに実例集を読んでいただき、これからの意思決定支援に役立てていただければと思います。

（福島県ばんだい荘

園長 青柳 百合子）

昨年、一昨年と3年間「意思決定支援実例集」作成に携わらせていただきました。その中で大きな変化がありました。それはカテゴリー「⑩その他」に対する各事業所の考え方や視点に変化が出てきたことです。今までの実例集の傾向では行動障害のある利用者に対して、障がいがある原因の行動と捉え「その行動に意思はない」、「行動障害だから仕方がない」とし、「⑩その他」のカテゴリーにされることが多く見られました。しかし、昨今の意思決定支援をテーマにした外部・内部研修会、厚生労働省から出された「意思決定支援ガイドライン」、日本知的障害者福祉協会からの「ガイドブック」、強度行動障害者養成研修、行動支援計画スキル学習会等を通し、行動障害にも本人の意思があり、本人からのサインと捉え、行動障害に対する実例を「⑩その他」ではなく、①～⑧のカテゴリーに分けられる傾向が見られました。今回の実例集を通し、本人の立場からの支援の実践が成されることを願います。

（おおそらの夢

施設長 松原 篤史）

意思形成や意思表出が十分にできない方への意思決定支援は難しいと改めて考えさせられました。意思はご本人の中にあるが、その意思が表に出てこない。そこにたどり着くには、或いは、近づいていくには、それぞれの利用者のことを、どれだけ広く深く知ることができるかがスタートであり、またゴールなのではないかと感じています。

実例集作成に携わらせていただき、本当に思いを知ろうとして話を聴いているのか、その思いを実現するための支援をしているのか、日頃の支援を見つめ直す機会となりました。

（福島県ばんだい荘

総務係長 熊田 智真）

意思決定支援事例集の作成に携わらせていただき、みなさんからのたくさんのご意見を頂きとても考えさせられる貴重な時間となりました。私たちは普段利用者さんと日々関わる中で、利用者さん自身が自分の意思で決める場面にたくさん携わっていると思います。利用者さん自身が体験を重ねることで自分でこうしたい、決めたいと思えるよう支援の工夫をし、利用者さんの気持ち、思いを汲み取れるよう支援していきたいと思いました。私自身、みなさんの事例を参考にし、またみなさんの参考になれば嬉しく思います。「意思決定支援」について考える場が増えればと思います。

(東洋学園児童部

児童支援員主任 金成 茜)

私たち支援者は、利用者が何を望んでいるのか日々考え、想像し、できるだけ想いを汲みとるよう努めています。実際に行った支援が本当に良いものであったかは、利用者自身にしか分かりませんが、そうであってほしいと願っています。この事例集を通して意思決定支援の難しさを改めて感じましたが、失敗してしまっても次に繋げ、成功に向けて積み重ねていくことが大切だと思います。

(花かつみ豊心園

生活支援員 増戸 健二)

平成30年1月29日

福島県知的障害者福祉協会

人権・倫理委員会

古川 彰彦	父の夢	施設長	(県北・郡山地区)
佐川 滋	さざなみ学園	施設長	(県南・いわき地区)
青柳 百合子	ばんだい荘	園長	(会津・県中地区)
松原 篤史	おおぞらの夢	施設長	(県北・郡山地区)
熊田 智真	ばんだい荘	総務係長	(会津・県中地区)
金成 茜	東洋学園児童部	児童支援員主任	(県南・いわき地区)
増戸 健二	花かつみ豊心園	生活支援員	(県北・郡山地区)

発行所：福島県知的障害者福祉協会 人権・倫理委員会事務局

〒960-8164 福島県福島市八木田字並柳 41-3 (父の夢内)

TEL 024-545-8058 FAX 024-545-1128

